

社団法人京都府柔道整復師会

社団法人設立三十周年記念誌

(題字は片川会長書)

現 会 長



現 会 長

片 川 吉 雄

歴 代 会 長



二代会長 松浦 新
(昭和11年7月～昭和13年3月)



初代会長 稲葉 太郎
(大正11年10月～昭和11年6月)



四代会長 齊藤善一郎
(昭和18年4月～昭和26年3月)



三代会長 清水久治郎
(昭和13年4月～昭和18年3月)
(新会会長
昭和26年4月～昭和31年12月)
(新会旧会合併期会長
昭和32年1月～昭和32年6月)



六代会長 田中 寛成
(昭和47年4月～昭和48年7月)



五代会長 久家 恵
(昭和32年6月～昭和47年3月)
(旧会会長
昭和26年4月～昭和31年12月)



七代会長 中村治一郎
(昭和48年7月～昭和58年10月)

顧問並びに相談役



元衆参議院議員
顧問 小川 半次



京都府知事
顧問 林田悠紀夫



衆議院議員
顧問 奥田 幹生



衆議院議員
顧問 永末 英一



衆議院議員
顧問 野中 広務



衆議院議員
顧問 谷垣 禎一



参議院議員
元国務大臣
顧問 植木 光教



衆議院議員
顧問 伊吹 文明



京都府会議員
顧問 徳田 善一



参議院議員
國務大臣
環境庁長官
顧問 上田 稔



京都市会議員
顧問 北川あきら



京都市会議員
顧問 福島 滋弥



医学博士
顧問 稲葉虎太郎



宇治市会議員
顧問 江口 辰造



医学博士
顧問 川上 登



医学博士
顧問 美馬 陽



公認会計士、税理士
顧問 菱田多賀志



医学博士
顧問 室賀 龍夫



名誉会長
沢田宗右衛門



本会々員
顧問 羽山清次郎



本会々員
相談役 水本 正夫



本会々員
相談役 塩見 太門

現 役 員



副会長 足立 幸雄



会長 片川 吉雄



理事長 栗原 寿雄



副会長 原 健



監事 黒木道太郎



監事 橋村 七衛



理事 吉岡佐太郎



理事 松浦 慎夫



理事 山崎 良三



理事 西川 洋次



理事 田中 一吉



理事 小野 勲二



理事 井坂 豊



理事 三宅 博通



理事 沢田 哲



理事 道家 勝昭

御 挨拶

京都府柔道整復師会々長

片 川 吉 雄



今日ここに社団法人京都府柔道整復師会、法人設立三十周年記念誌を発刊するに当り一言御挨拶を申し上げます。

千古の流れを誇る鴨川でさえも、上流から下流へ行くまでには、所々に中州が有って二つに分れたり又一つに成ったりして流れの模様を変えて居ります。

我が京都府柔道整復師会の歴史にも鴨川の流れに似て、時には二つに分れ、又一本化と云う様な時代を経て今日に至っている事を思う時、時の流れを感じるのは私一人では無いと思います。「温故知新」会の古き歴史を知り、今後の新しい会の進み方を皆で考える、其の爲にも三十年誌の発刊は大変有意義な事業で有ると考えて居ります。

此の三十年誌編纂に当っては、資料とて全く無い中を、名誉会長沢田宗右衛門先生の、努力と汗の結晶である「にわとこ」に依る事が多く、今さらながら記録の大切さを痛感して居る次第でございます。

広報部長山崎先生が倦なき情熱を燃し、それを支える広報部々員の先生方の惜しみない協力に依って発刊されるに至って経過を見る時、広報部の先生方は勿論、御協力を賜りました会員の先生方に対して衷心より厚く御礼を申し上げ御挨拶と致します。

祝 辞



京都府知事

林 田 愨 紀 夫

社団法人京都府柔道整復師会設立30周年の記念すべき年にあたり、京都府知事としてお祝いのごあいさつを申し上げます。

京都府柔道整復師会の皆様におかれましては、柔道整復を通じ、府民の疾病の治療と健康の増進に御尽力たまわり、また昭和29年に法人格を取得されて以来、歴代の役員各位の御努力と会員諸氏の御協力のもとに幾多の困難を克服して柔道整復師の資質向上と学術技術の向上に尽力され、公衆衛生の増進に多大な貢献をされてこられました。

ここに、府民の健康を願う知事として、深い敬意と感謝を表するものであります。

さて近年、人々の関心は生活のゆとりやうるおいといった生活の豊かさに向けられており、とりわけその基盤となる健康に対する関心は非常に高いものがあります。

本府におきましても、保健衛生の向上は府民の幸福な生活を保障する上で基本となる重要な課題であると位置づけ、種々の施策を講じているところでありますが、その推進にあたっては、皆様方の御協力が不可欠でございます。こうした時期に長年の夢であった柔道整復の研究と研修を進めるための会館が竣工の運びとなり、これを拠点に今後一層充実した活

動を展開されようとしておりますことは、まことに意義深く心強く感ずる次第であります。

どうか、京都府柔道整復師会の皆様方におかれましては、この30周年という記念すべき年を契機として、その使命について思いを新たにされ、更に飛躍されますとともに、府民の健康増進に御尽力を賜われますようお願い申し上げます。おわりに、京都府柔道整復師会のみならずの御発展と会員各位の御健勝をお祈りして、お祝いの言葉といたします。

祝 辞



京都市長

今川 正彦

京都府柔道整復師会が社団法人設立三十周年という記念すべき年を迎えられましたことに、心よりお祝いを申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、平素は国民健康保険事業をはじめ、本市行政に何かと御協力を賜っておりますことに對しまして、厚くお礼申し上げます。

また、本年は皆様方が、かねてより念願されておられました新会館の建設が実現され、まことに慶びに堪えないところであります。

私たち「人間」にとりまして、健康が何にも増して尊いことであり、大昔から「不老長寿」を求めて多くの人々がさまざまな努力を重ねてきました。

現在では、わが国の生活や文化の向上で、飢餓などの恐怖が遠のいた結果、人々の欲求が改めて健康に向けられるようになりました。

例えば健康に関する書籍・雑誌・食品・運動などが非常に盛んになっていることが、一つの現われと思われれます。

そうしたなかで、柔道整復の技術が注目をあび、人々の寄せる期待が誠に大きくなってまいりました。

これは偏えに会員の皆様の日頃のご努力とご研鑽の賜として、誌面をお借りしまして、お礼申し上げますとともに、これからも市民の健康を守るために、ますますご活躍賜りますよう、お願いするところであります。

さて、私は市政運営にあたり、魅力と個性に満ちた理想の都市づくりの基本となる「京都市基本構想」を策定し、また「福祉のまちづくり」の推進を図ってきたところであります。

今後、人口の高齢化が急速に進み、市民の健康と福祉についての需要が、ますます拡大するなかで、市民一人一人と本市が手を携えて、問題の解決にまい進してまいりたいと考えております。

貴会が社団法人設立三十年の歴史に輝く実績を基礎として、また時あたかも新しい会館が竣工いたしましたのを機に、これを活動の基盤とされ、会員の皆様がこぞって、ますますご発展されますことをお祈り申し上げる次第であります。

社団法人設立三十周年記念誌発刊にあたって

京都府医師会々長

田 辺 朋 之



昭和二十九年、京都府柔道整復師会が社団法人を設立されて三十年、いまや京都の医療と福祉を担う一専門団体として幅広く活躍されていることを心からお祝い申し上げます。次第です。

しかし、一口に三十年と申しましても医療の道のりは決して平坦な道ではありませんでした。戦後、医療の混乱期から今日まで政府の医療・福祉政策が一貫して財政主義に終始してきたのに対し、常に国民の未来を指向した医療改善を要求し、地域においては福祉活動を実践した先輩諸氏のたゆまざる努力があったことを忘れることはできません。

昭和四十年代の高度経済成長とともに、わが国では世界第一位の平均寿命に到達し疾病構造も大きく変化する経緯のなかで、かつて経験をしなかった新しい多くの国民的ニーズが強く求められております。

これに対応して従来の医療ないしは公衆衛生活動から脱皮し、国民一人一人の全生涯にわたる健康づくりを目的として地域の特性に応じた健康増進・予防・治療・リハビリテーションを含めた総合的な保健活動を研究・実践する必要がありますがおこってまいりました。

これらの活動を推進するにあたっては行政と地域住民団体などの協力を必要とすることは勿論ですが、各専門分野における医療関係者相互の理解と協力がなければ成功は期待できません。

また疾病を通じて患者の全人的対応をすることを理念とし、保健・医療・福祉にわたる経験や技術の相互研修を深め実践に役立てることを目的として昨年九月、京都府プライマリケア協議会を発足いたしました。

貴会におかれても施術・リハビリを担当する専門職の立場から住民の求める福祉・医療に応えるため、日頃地道な活動を展開されていることに深い敬意をいたしておりますが、今後両会の関係が一層緊密になることを信じて疑いません。

社団法人設立三十年を契機として、貴会が新しい福祉社会に貢献される専門団体として大きく飛躍されることを祈念しお祝いの言葉といたします。

三十年の足跡

本 会 顧 問

元衆参議院議員

小 川 半 次



社団法人京都柔道整復師会が、法人を設立して三十周年を迎え、ますます発展しつつあることを、心からお慶び申し上げます。

三十年の足跡を振り返ってみるとき、そこには幾多の困難な問題のあったことを、身に泌みて感じております。とくに新会館建設についての努力は、並大抵のものではなかったと思われ、この新会館建設に奔走され、ついに病魔に倒れた、故会長中村治一郎氏のことを、昨日のように思われ懐かしさを禁じ得ません。

会館の建設には全会員の一致乱れぬ結束と、府当局、市当局の篤い御配慮により、六月十七日に会館の完工が予定されております。

場所は東山区大和大路五条下る西入で、五条通りに面した約一〇八坪の市有地を借用することに決定し、昭和五十七年四月に京都市の木下助役との間に調印済みであります。

一方、府当局は、時局柄むづかしい財政の中から、七千万円の助成金交付の決定を行なうなど、府、市、ともに協力してくれた立派な会館であります。

新会館の内容は、五階建て、一階駐車場、二階は事務室と会長室と会議室。三階は会議室と図書室、四階柔道場、五階は大集会場となっております。これは二月十二日に上棟式を執行したもので、長村組が建築に当たっております。

柔道整復師の歴史の中に、もう一つ大きな足跡があります。

それは単行法の請願であります。今でこそ単行法が成立して、日整会員は安堵の念でおりますが、請願運動の頃は、絶えず、政府との闘いでありました。単行法は柔道整復師の永年にわたる宿願でありましたから、柔道整復師が公認されて以来、多くの先人達が単行法獲得のために幾度となく請願運動を繰り返しながら、実現させることが出来なかった、しかし請願運動の活力は尽きることなく続き、単行法実現への歩みは過去の先人達の努力の上に更に大きく踏み出すべく結集されたのであります。

昭和四十二年度の定時総会で単行法請願運動について議決され、同年十一月、実行委員を挙げて発足し、鋭意運動を展開していった。そして二年四ヶ月の運動の結果、昭和四十五年三月十七日に衆議院を通過し、即日参議院に送付され、三月三十一日に参議院で可決成立し、ここに柔道整復師法が誕生したのであります。

祝 辞



(社)日本柔道整復師会々長

永 井 寿 雄

とご尽力を賜った顧問の先生方のお蔭であります。

この歴史を省みるに、会の内部は分派活動、難合集散、紆余曲折を得て二度と不祥事繰り返すまいと神式により団結を誓ったとのことでありますが、その後の発展ぶりには目をみはるものがあり、前会長故中村治一郎先生が会館建設に情熱を燃やされ、現会長片川吉雄先生がご遺志を受け継ぎ、土地購入、京都府より七〇〇〇万円の助成金を得て会館建設に進まれているとききます。昭和三十九年の会館建設の際の「大いなる和は一堂に会することである」とのモットーが更に京都府柔整師会の躍進につながることと信じております。

時代の進展に伴い、会の責務も重且つ大となります。この三十周年記念誌の刊行を機に過去の歴史をふりかえり又新しい原点に立って会員諸先生方の一致団結をはかり内容の充実に一層のご繁栄を祈りまして、心からのお祝いのことばといたします。

目次

写真現会長

歴代会長

顧問並びに相談役

現役員

御挨拶
社団法人京都府柔道整復師会々長

片川吉雄

祝辞
京都府知事

林田悠紀夫

京都市長

今川正彦

京都府医師会々長

田辺朋之

元衆参議院議員

小川半次

社団法人日本柔道整復師会々長

永井寿雄

第一部 前史

第一章 源流	33
一 中世以前の医術	33
二 近世以後の医術	38
(一) 江戸時代	38
(二) 明治時代	43
第二章 胎動（明治末期から昭和二十年）	46
一 接骨術公認請願運動	46
二 京都府柔道整復師会誕生と初期の活動	55
第三章 試練（昭和二十一年から昭和二十九年）	73
一 柔道整復術営業取締規則の制定	73
二 京都府柔道整復師会の分裂	75
三 戦後の思い出	79

第二部 三十年史

第一章 混迷から団結へ（昭和二十九年から昭和三十八年）	85
一 社団法人京都府柔道整復師会設立	85
（一）（社）全日本柔道整復師会京都府支部会則	86
（二）（社）京都府柔道整復師会定款	93
（三）京都府柔道整復師会新旧両会一本化 に対する我が会の信念並びに態度宣言	100
二 新旧両会合同	105
三 第一回全国会長会議開催	114
第二章 各種保険者との協定書及び契約書	122
一 共 済	122
二 各種組合	136
三 労 災	155
四 国 保	161
五 その他	163

第三章	希望（昭和三十九年から昭和四十五年）	167
一	京都府接骨師会館建設	167
二	昭和四十年定時総会開催	171
第四章	単行法の請願から成立まで	174
一	柔道整復師法の成立と施行	174
二	柔道整復師法の内容	178
（一）	柔道整復師法	178
（二）	柔道整復師法の施行期日を定める政令	196
（三）	柔道整復師法施行令	196
（四）	柔道整復師法施行規則	200
第五章	発展（昭和四十六年から昭和五十八年）	205
一	京柔整会報発刊	206
二	昭和五十年定時総会開催	208
三	日整総会京都で開催	212
四	施術所の名称について	214
五	緊急駐車票及び駐車車標示獲得	216

六	適正配置委員会と距離制撤廃	220
七	学術研修会	223
八	青年部発足	228
九	日整学会と日整柔道大会京都で開催	230
十	定款改正	233
第六章	飛翔（新会館建設）	241
一	新会館建設に至る迄の経過	241
二	新会館建設用地のこぼち開始	243
三	起工式	244
四	上棟式	245
五	完成迫る	246
第七章	本会の功績に依り賞を受けた会員	247
第八章	組織構成	250
一	本会の現況	250
二	退会者名簿	293
	編集後記	

第一部
前
史

第一章 源 流

一 中世以前の医術

医学の生成、発展は、その時代の社会の経済、文化、それに基づく制度の発展に照応するものであるから、各時代の生産力や生産関係、科学や文化についても学ばなければならない。そして医学の発展はそれに制約されるものであった。

医学発展の段階は、本能的医療、経験的医療、魔術的医療、宗教的医療等に区別できる。

「人間は道具を造る動物である」というベンジャミン・フランクリン（一七〇六〜九〇年）の言葉は有名であるが、医療も人間独自の行為であり「人間は医療を行なう動物である」ということも、狭い意味ではあるが妥当性をもっている。

「人間は社会的動物」で、人類として識別されるに至った当初、既に個人ではなく、小規模ではあるが集団として社会を形成し、生活を営んでいた。

原始時代、果実、魚貝、海藻等の単なる採取による生活から、狩猟、漁労、農業と生産力が強化されるに従い、集団の

規模は拡大の一途を辿り、遂には部族制が確立し、指導者と被指導者との間に階級分化がおり、国家の発生を見るに至った。この過程において、生産労働、猛獣等との戦い、人間同士の戦闘等々により、外傷を受ける機会は増加し、骨折、脱臼、打撲、捻挫等も頻発するようになり、これに対処するため、何等かの治療法が講じられ、その積み重ねの中で、いろいろと取捨選択が行なわれ、医療としての定着、確立を見るに至ったことは当然の帰結である。

原始時代の医療は呪術的要素が多く、心理的効果以外には、合理性の極めて薄いものではあったが、外傷に対しても或る程度の治療法が存在していたであろうことは、我が国で発掘された先史時代人の人骨の中に、大腿骨、橈骨、尺骨等が骨折し、屈曲転位や回旋転位のままであるにせよ、癒合した形跡が歴然と見られるものがあることで証明されている。

我が国における古代より中世の終りまで約一千年もの永い間、キリスト教の伝来と共に入ってきた西洋医学（南蛮医学、紅毛医学）の影響を受けるまでは、唐、宋、元、明と、政權の交代はあっても、専ら中国医学の影響を受けて来たのである。

そこで約一千年の永い間、日本医学の源流である中国医学の内、接骨科についてその概略を述べて見る。

張仲景（一五〇〜二一九年頃）は、河南省に生れた。「素問」「九卷」「八十一難」「陰陽大論」等を撰用し、自分の長期にわたる豊富な経験を結合し、『傷寒雜病論』十六巻を著わした。この書物は、宋代になって『傷寒論』と雜病の部分を扱った『金匱要略』の二つに分かれたが、我が国の医学に大きな影響を与えたことは、周知のとおりである。

晋の時代（二六五〜四二〇年）に葛洪は『肘後救卒方』三巻を著わしたが、この書はのちに陶弘景の増補をへて『肘後百一方』と名付けられ、更に揚用道がこれを増補し『附広肘後備急方』と名付けられたが、この書の中には、骨折に対し、竹片を副子として使用することが述べられている。

隋の時代（五八九～六一八年）になると、病源の研究と、病候の観察は更に精緻となり、「諸病源候論」五十巻が編集され、内容は各科全般に及び、外科、導引も含まれ、複雑骨折についての記述もある。

唐の時代（六一八～九〇一年）には西域、印度との交流もあって医学の発展はめざましく、按摩術も更に進歩し独立の一科となった。この時代の按摩術の治療範囲には「損傷や折跌した者を法によって正す」整骨をも包括していた。

孫思邈は六五二年頃、五十年に及ぶ経験を総括して『備急千金要方』三十巻を著わしたが、これも骨折についての記述があり、我が国の『医心方』にも転載されている。

外科専門書として最古のものは『仙授理傷統断秘方』（別名正骨統断秘方）で、骨折、脱臼の整復法、固定法が合理的に述べられている。例えば、骨折整復後「襯墊板」（局部的副子）を用いて固定し、肩関節脱臼の整復法では、「椅背整復法」（椅子に掛けさせ背中を背もたれに密着させ上体を固定して整復手技を行なう）等、今日も応用されている治療法を述べている。

北宋のとき八年を費やし、一一一七年に完成した医学全書は『聖濟總録』と命名され、本文二百巻、目録一巻の龐大なもので内、外、児、婦、針灸、整骨等十三科を包括していた。中国において「整骨科」を独立の一科としたのはこれが最初である。

明（一三六八～一六四四年）の末、我が国に亡命して来た陳元贊（一五七八～一六七一年）は中国虎林の人で、我が国に中国拳法を伝えた事で、我が国柔術の一流流となり、同時に伝えた整骨術が柔道と接骨との結合の端緒となった。

清の時代（一六一六～一九一二年）、高宗乾隆帝は、『御纂医宗金鑑』九十巻を完成し、第八十七巻より第九十巻に至る四巻は『正骨心法要旨』と名付けられ、中国伝統の骨、関節解剖学と病理学に立脚した整骨術、薬方等が系統的に叙述さ

れており、固定用具として、竹簾、通木、抱膝、夾板等の図も掲載されており、我が国の接骨関係の医書は、これらを参考としたものが多い。

我が国における医の始まりは、『古事記』『日本書紀』によると、**大己貴命**（おおおはむちのみこと、大国主神の別名）、**少彦名命**（すくなくひこなみのこと、二柱の神を医学の鼻祖として崇め祭っている）。

また『古事記』上巻では、**建御雷之男神**（たけみかづちのおがみ、鹿島神宮の祭神）は、骨折治療の祖神でもあるという伝説が語り伝えられている。

公に外国の医学技術が採用されたのは西暦四一四年、**允恭天皇**の三年で『日本書紀』によれば、天皇の病を治すため、良き医を新羅に求めた。新羅王より調貢大使として派遣された**金波鎮漢紀武**が、医として来日してからで、その後、**雄略天皇**の三年（四五九年）良医を百済に求め、百済は、高麗の**医德来**を派遣してきたが、**德来**はそのまま難波に住みつき、子孫は代々医を業とし難波薬師と称せられた。又、**欽明天皇**の十五年（五四〇年）にも、百済より、**医博士王有陵陀**等が来日している。

大宝元年（七〇一年）八月に「律令の興りは、けだし大宝より始まる」と称された「大宝律令」が完成し、施行されるに至った。この時完成した律六卷、令十一卷のうち、医事制度を規定「医疾令」は、先進国、唐の制度を採用したものである。

これより、十七年経って、養老二年（七一八年）に編集され、更に三十九年後の天平宝字元年（七五七年）に至って施行された、所謂「養老律令」は、令十卷、三十編、九三二条、律は十卷、十三編といわれ「大宝律令」の一部分を改訂しただけのものである。

この職員令によれば、宮内省に典薬寮があり、定員は一三四名で医事全般を司どり、中務省に内薬司があり、定員二八名で薬事を司っていた。典薬寮には、職員がおかれ、このうち「按摩」という職名が、骨、関節の損傷を取扱う専門職である。按摩生は学生、按摩博士は教師で、按摩師は診療担当者であり、優秀な者が按摩博士に昇格する。

学校は、中央における典薬寮に属する大学と、国ごとに置き国司の司どる国学に分けられた。

修業年限は、体療（内科）、女医（女性で産婦人科その他）は七年、少小（小児科）、創腫（外科）は五年、耳、目、口、齒は四年、針は七年、按摩、咒禁は三年と定められていた。

按摩生の修学内容は「骨、関節損傷の整復、固定、包帯、マッサージ、瀉血」であって、学業に専念せしむる為、修業中は雑役に使用してはならないことが明記されている。

我が国で最古の医学書『医心方』は、丹波康頼（九一二～九九五年）が撰述したもので九八二年に着手、九八四年に完成し天皇に奏進した。この書は三十巻よりなり、当時我が国に伝来して来た中国医書の百科全書的なもので、隋、唐の医学書約二百部により百余家の説を集録したもので、その中には、中国においてすでに亡失してしまった逸書、遺典もあり、東洋医学の至宝である。

その第十八巻に、創傷治療と骨折、脱臼、打撲、捻挫等の治療について記録されている。

平安時代の頃、武士の絶え間ない兵馬の訓練、打ち続く戦乱等による負傷者の続出を、一日も早く回復せしめる為、専属の外科医を常備する必要を痛感せしめるに至った。

こうして「金創医」と呼ばれる豪族お抱えの軍医が誕生するようになった。彼等は、骨折、脱臼等の治療担当者でもあった。しかし、身分や待遇を維持するため、治療法に関しては極端な秘密主義をとり、一子相伝等称するに及び自然に流

派を形成するに至った。

各流派の内容は大同小異で、呪術的な一面を残しながら、危亦林の「世医得効方」、王肯堂の「証治準繩」、末の『聖濟總録』等を参考にしている。そして柳の木を用いての髓内固定法についても述べている。

(日整六十年史より)

二 近世以後の医術

(一) 江戸時代

さてここからは、東西両医学を吸収同化しつつ、封建制度の確立と時期を同じくしながら発達し、徐々に近代医学への道を辿っている日本の医学について述べることになる。

しかし当然のことながら、前史としての記述であるから、江戸時代より明治維新に至る近世史における主として整骨科(接骨科)に標的を定め、著名な業績を残した医家、あるいは著書を中心として述べるについて東洋医学の影響、西洋医学の影響、東西医学の影響を受けつつも、日本独自の要素が濃い系統の順に述べてみる。

東洋医学の影響が比較的濃い系統に属する人々では、第一に高志鳳翼を挙げなければならない。彼の生没は不明であるが、大阪府の人で古学派の儒学を修め、各科の医書や多彩な著書の出版予告をしているところからみて、博学多才、稀に

みるエネルギーな医家であったことが判る。

彼が延享三年に刊行した『骨継療治重宝記』三巻は、本邦最初の整骨専門書で、高志鳳翼がこの書を刊行したのは三十才未滿と云う若年で、彼の天才的な学究の程が窺われる。

本書は、上巻が総論と解剖学、中巻が人体各部の骨折、脱臼その他救急治療法、下巻は薬剤学よりなっている。

明和七年『家法難波骨継秘伝』という整骨専門書が編述された。原著者は不明で諸説があるが正確な表現としては原著者不詳、門人田辺秀雄筆録とすべきであろう。本書は上、中、下、三巻からなり、上巻は解剖学と整骨術総論、中巻は背柱中央部以上と顎、上肢の骨折、脱臼各論、下巻は背柱中央部以下と骨盤、下肢の骨折、脱臼各論及び薬学になっているが、特に脱臼に主力がおかれている。

肩関節脱臼の整復法で、千住名倉家伝来の手法と同様、前腕に帯を結び、両足底を患部の胸部に当て、この帯を引っ張りつつ脚力をも利用して末梢牽引をする方法が述べられているが、これは東西医学書にもない手法で、江戸、大阪と約六百軒の距離を歩いて相互の脈絡を想像することもできる。

長崎に渡来していたオランダ人医ウィルヘルム・ホクマンは、元禄元年長崎の大通事で医学を研究していた檜山鎮山に、アンプロアス・パレーの『外科全書』を送った。鎮山は直ちに日本語訳に着手した様であるが、色々と技術、臨床経験をつけ加えて『紅夷外科宗伝』を著述した。その後西玄甫の甥に当る西玄哲は『紅夷外科宗伝』を和文体に書き改めて『金瘡跌蹠療治之書』（一七三五年）を刊行している。

更に一七六七年には、京都の人伊良子光顕が出版した『金瘡秘授外科訓蒙図彙』上、下二巻は脱臼、骨折等に関する記載はより充実しており、薬法や副木は東洋医学の伝統によるものを用い、いわば東西折衷ということが出来る。

華岡青洲は和歌山の人で父もオランダ流外科の開業医であった。吉益南涯について古医方を、大和見立についてオランダ外科を学び、広く民間に伝わる奇法も研究し、内外合一、活物窮理の実験外科を唱導した。たまたま接骨医が秘伝とする麻醉学にヒントを得て、苦心の末独創的な全身麻醉薬を創製した。この麻醉薬の活用によって、漢蘭折衷の手術々式を多数考案し、華岡流外科として西洋外科の上に立ち、明治初めごろまでの著名な外科医は、殆ど華岡流の系統に属していた。華岡流外科には「整骨術」を免許状の中においても必修四大科目の一つに入れて脱臼、骨折の治療法や先天性変形の矯正について独得な方法を考案し、その著書は「青洲華岡先生整骨法図説」「華岡氏整骨包帯法」「華岡流整骨図」「瘍科瑣言」「瘍科神書」「金瘡秘話」「青洲医談」等々門人によって編著されている。

整復手技について「症状は同じ様に見えても、手技の選択は難しく筆墨の尽すところではない、実際の患者についてその要領を会得すべきである」と述べ、包帯法についても「其の緊縛の加減が大切で、強すぎれば、循環障害をおこし、緩ければ固定不十分で変形癒合する」と述べ、今日でもこの大原則に変わらない。

前野良沢・杉田玄白等が「解体新書」を刊行したのが一七七四年で、華岡青洲の少年時代であり、富士川游の日本医学史の表現によれば「解体新書の一たび世に伝わるや、天下の士、始めて西洋の国にこの究理実測の学ありて、その治術の妙おのずからこの間に度越すことを知り、穎悟特達の士、雲霞の如く都下に集り……斯学の開発に力めたり」とある。

二十世紀の近代外科学の発展の前に、華岡流外科が去った原因は青洲の外科整骨術において解剖学、生理学、病理学等を積極的に研究し、吸収するという点が不足していた為である。

青洲門下の本間棗軒・猪瀬松順・鎌田玄台は西洋解剖学を研究し、これに立脚して整復法を施すべきことを述べ、医学の秘伝的傾向を排除し、技法の公開普及に尽すべきこととして、治験例を刊行するなどして華岡流外科の欠陥を補っている。

我が国における実証医学の頂点に立つものは、約一千年の永い間、日本の解剖学を支配してきた東洋医学の五臟六腑説に疑問を抱き、一七五四年二月七日、京都で刑死者の解剖を行ないその所見に基づいて『臟志』『乾坤』二冊を著わした山脇東洋（一七〇五—一七六二年）である。山脇東洋は法眼の位にある宮中の待医で、後藤・香川・吉益と並んで古医方の四大家と称せられた。

整骨科においては、伏屋素狄の親友であり協力して実験をも行なった各務文献によって、輝かしい金字塔が打ち立てられた。

一七五四年と云う年は、我が国近世接骨科史の三大巨人、星野良悦・各務文献・二宮彦可が誕生した年でもある。

星野良悦は広島に生れ、整骨医を志したが技法の秘密主義に憤激し、刑死者の解剖を行ない死体より得た白骨により骨、関節の機構を審にし、整骨術の基礎を固めた。当時は真骨の所持を許されなかったので工人原田孝次を説得して木製の骨格模型を作らせ「身幹儀」と命名し、杉田玄白・大槻玄沢・吉雄幸作・多紀桂山らの激賞するところとなり、更に一体を製作し幕府医学館に献納したが、四十八才の若さで死去してしまつた。

各務文献は赤穂浅野家の家臣であつたが主家改易後、大阪西横堀に転居した。少年時代から農工商を好まず職業の選択には大変迷つたが、医学に志を立て古医方、産科、整骨の三つを勉強し、産科についてその奥秘をきわめ、その後更に整骨医を志し、大阪難波の骨継「伊吹堂梅家」に入門したが、整骨術を秘伝として門弟にさえ伝えないことに憤慨し、自分で研究、修得する以外にないと考え、一八〇〇年大阪葭島で三十八才の女刑屍を親友の大矢尚齊・伏屋素狄等と解剖して『婦人内景之略図』一卷を著わし、一八一〇年五十六才の時、各著『整骨新書』三巻に精巧な図譜『各骨真景図』一卷『全骨玲瓏図』二枚を付して出版した。その後も文献の整骨に対する研究の熱意は衰えず、かねて拾い集めていた真骨を

モデルとして、一八一九年細工師田中某に命じ原寸大の木製骨骸模型を作りあげ、模骨と命名して『模骨呈案』なる小冊子を添えて幕府医学館に献納した。

各務文献の整骨術を伝承した門下の中で傑出した者は、奥田万里で父を奥田直行と云い、父子共に文献の弟子である。文献と共に山野に放置されている骨骸を探し求めること三年余で、全身の骨骸数体分を整え『整骨新書』『各骨真景図』所謂「各務木骨」の偉業に参画し助力したが、師の没後、工人池内某に依頼し木製骨骸標本を作らせ、一八二二年「整骨術及木製人骨全形を奉る文」を付し、師文献の『整骨新書』自分の著書『釣玄堂四科全書整骨篇』二卷『筋骨療治目次』一卷を添えて尾張徳川家に献上した。これを世にいう「奥田木骨」である。

この他に漢法の出身であるが、人屍解剖を行ない、実証医学の成果によって整骨術を研究した者に加古良玄とその一門がある。父加古祐庵も接骨医で良玄は父に就いて整骨術を学び、四方の医家を歴訪して整骨術の研究をしたが、基本的には骨関節の構造機能を良く知ることが大事であると悟り、刑屍の解剖により独得の整骨術を編み出し『折肱要訳』五巻を刊行した。此の書の特徴は機械を使用しての整復法の開発であった。

日本伝柔術の起源は明の時代陳元贊が日本に亡命し、三浦義辰・福野正勝・磯貝次郎左工門等に中国拳法と共に中国整骨術を伝授したことが、柔道と接骨の結び付きの端緒となった。

その後江戸時代の中頃一七二〇年には、八代將軍吉宗によって洋書の禁制が緩和されたことによって、西洋医学の移入が盛んになったが、柔術救急法に由来する整骨の流派も時を同じくして、江戸(名倉流名倉直賢)大阪(年梅流年梅信満)長崎(杏蔭流吉原元棟)と三大都市に発生した。

長崎の吉雄耕牛(一七二四〜一八〇〇年)は長崎の大通詞で天文、地理、医学、本草等々多方面の研究を遂げ、特に外

科の造詣が深く吉雄流外科の創始者で、その門弟六百余人に及び医学の伝授に十ヶ条を設けたがその第十が整骨法であった。さて、この吉雄耕牛に整骨法の妙技を認められたものが、我が国で整骨専門家を標榜した始めての人と云われる吉原元棟であり、柔術救急法にもとづいて、正術十三法を骨子とし杏蔭斉流整骨術を創業、元棟とその門人らによって編録されたものに『杏蔭斉正骨要訣』が有り、吉雄流外科教本としてそのまま採用されている。

二宮彦可は十九才の時から広島県の山県良班について口中科、内科、外科、産科、眼科の各科を学んだが、一七八八年三十五才の時、長崎に赴き吉雄耕牛について外科を学び、耕牛の勧めで吉原元棟について整骨術を学び出藍の誉が高かった。四十才の時江戸に出て木挽町五丁目に居を定め、吉原元棟伝授の杏蔭斉流整骨術に『医宗金鑑』の『正骨心法要旨』や、『素問・靈樞』等漢法の知識を加え、これに西洋医学の包帯法を取り入れ『正骨範』乾坤二巻を著わし一八〇八年、江戸、京都、大阪の三ヶ所から刊行した。彦可の著書にはこの他『叟楽老人認真方』がある。

一方江戸においては名倉直賢（一七五〇～一八二八年）が明和年間に接骨専門家として名乗りをあげ業を始めた。以来二百余年を経た今日まで連綿として子孫が家業を継承していて関東地方では「なぐら」は「ほねつき」の代名詞の様になっている。

(二) 明治時代

日本の医学をはじめ他の文化が、明治この方短期間の内にめざましい発展を遂げてきたが、その背後には、明治維新以前の約百年間にわたって、長崎の出島を中心としたオランダの文物の影響が大きな比重を占めていて、中でも、「蘭学の

金字塔」として杉田玄白・前野良沢等々が苦心して翻訳した「解体新書」五巻が大きな刺激となって、日本の医学はまさにオランダ医学が主流となり、江戸時代の末期を迎えたのである。

日本の医学も、これまで在来の伝統医学としての漢方に加えて、オランダ医学が中心であったが、明治になって新政府の医学政策が、これまでのオランダ医学に代えて、その範をオランダ医学の源流をなすドイツ医学へと転換した。

明治七年（一八七四年）三月文部省通達により「医制」七十六条が公布され、その第一条に「全国ノ医制ハ之ヲ文部省ニ統フ」となっており、明治八年二月、文部省は、医制の内医師学術試験規則を施行すべき通達を、東京、京都、大阪の三府に出し、産科、眼科、口科、整骨科等の一科をもって開業しようとする者も、各々局部解剖、生理、病理の試験に合格しなければならなかった。

明治九年には、各府県に通牒が出て地方の状況によって医術開業試験が実施されていった。

明治十年になって、内務省の通達により、いわゆる特例として一定の履歴を有する者に限り、試験を用いず「医術開業許可ノ証」が授与された。そして更に明治十六年になって、医師免許規則が公布され、又、医術開業試験規則が改められ「専門ハ歯科ニ限ル」こととなり、従来の産科、眼科、整骨科等々の専門医はすべて医師として統合された。

明治十七年に従前府県庁に於いて下付された「医術開業許可ノ証」を所持する者に、内務省より「医術開業免状」が授与された。これまでに接骨術を行なっていて、これに該当しない者は「従前接骨業」として、医師とは区別して道府県庁の規則で取扱われていった。

明治二十四年七月、東京府令第五十八号で従来「入歯齒抜口中療治接骨営業業者取締規則」によって、従前接骨業は「接骨科」などの看板を掲げることが禁じられたのである。

明治四十四年八月十四日、内務省令第十号で、按摩術、鍼灸術營業取締規則が各々制定され、ここに至って法的規制が一層厳しくなり、大正三年には「医術開業試験を経た者でなければ接骨を業となすことを得ず」との大審院判決などもあり、業界の混乱期を迎え、将来への対策が講ぜられた。

この頃には、接骨の地位も高まり、接骨師の資格も正式に認められるようになった。（日整六十年史より）

明治三十二年、接骨師の地位を高めるべく、接骨師の資格を正式に認められるようになった。（日整六十年史より）

明治三十二年、接骨師の地位を高めるべく、接骨師の資格を正式に認められるようになった。（日整六十年史より）

明治三十二年、接骨師の地位を高めるべく、接骨師の資格を正式に認められるようになった。（日整六十年史より）

明治三十二年、接骨師の地位を高めるべく、接骨師の資格を正式に認められるようになった。（日整六十年史より）

一 接骨師公認制の施行

第二章 節 節 (節前未開の節時二十)

第二章 胎 動（明治末期から昭和二十年）

一 接骨術公認請願運動

明治十八年三月二十三日、内務省通達甲第七号によって、「入歯齒抜口中療治接骨營業者取締方」が発せられた。

「入歯齒抜口中療治接骨等營業之者ハ明治十六年十月第三拾四号布達ニ據リ 医術開業試験ヲ經ルニ非サレバ新規開業不相成候条來之營業者ハ此際各地方庁ニ於テ鑑札ヲ付与シ相当之取締法相立可申此旨相達候事

但、既ニ取締法相設居候向ハ更ニ本文之手続ヲ為スニ及バズ。」

この時から、接骨の禁止令が出され、医療制度の近代化の名のもとに消滅の行政方針が打ち出された。そして伝統医学としての接骨術を守ってきた接骨師の苦難の歴史が始まった。

明治四十五年一月、接骨の氣の毒な現況を愁いて、なんとしても法的措置を講じて身分を確立し、接骨を世に出したいものと考え、実行に入った最初の人に、東京の萩原七郎氏がいた。萩原氏は最初に下谷田端高台に住居されていた群馬県

選出代議士、日向輝武氏に面会を求め、接骨術の營業權の復活は、どのような手段を採ったら効果的であるかを相談した。日向氏は「帝國議會が立法の府であるから、これに請願するのがよい。」と、云われたのである。

その年の三月、日向氏の紹介で、栃木県選出代議士、横堀三子氏に面会して、それらの趣旨を説明した。賛意を表わされたのであるが、横堀氏は先ず、太政官布告の禁止令の顛末を調査すべきであるとして、その結果、明治十六年に鍼灸、按摩、口中入歯、接骨術等は、いずれも人体を取扱うものであり、生命に関わるものであるから、医学の素養なき者にまかせることは、危険であるから、これを廃止させたということがわかった。

然しながら、同時に禁止になった入歯師や口中治療師が今日、法的に身分を確立しているのは、彼等には偉眼の士が多く、全国の同志に呼びかけ会を組織して、団結の力を以って議會に請願、立法化して学校制度を確立し、血脇某と言う人が飯田町に東京齒学校（後に東京齒科医学専門学校になる）を開校、卒業した者は、齒科医師として堂々と開業した。

又、鍼灸、按摩も明治四十四年營業を公認された。しかし我々接骨術が、ひとり取り残された不運は、如何なる理由に基づくものか解し兼ねるのであった。ここで萩原氏は、接骨術も早晚公認されなければならないものとの確信を得たが、速やかに実現させるには如何にしたらよいかを、先輩或は学識経験者の意見を聞き、種々研究を重ねていたのである。

明治四十五年五月、衆議院の総選挙が行なわれた。そのとき下谷区から立候補した新井省吾という栃木県選出元代議士がいた。この人の甥に当る大岡幾寿氏が、下谷小学校であった政談演説会に応援に来ていたので、その会場で萩原氏が、大岡氏に面会し、接骨公認問題に関する趣旨と経緯を話して、請願運動に対する特段の協力を要請したところ、快よく協賛され尽力してやろうと云う事であった。翌日、萩原氏宅を大岡氏が訪れ、「この運動は、口中入歯師の如く全国的に團結して行なうことにより、立派に法的身分を確立する様にしなければならぬのだが、残念ながら接骨をしている人々

には、その明のある人物がいなかったので、この様な結果を招いたものと思われる。しかし遅まきながら、先ず同志を糾合し、運動母体として、柔道接骨術公認期成会を組織するのが筋道である。この運動母体が確立されて、始めて組織だった運動が出来るし、発言力も強くなると思うが、どうであろう。」と、云う話をされた。

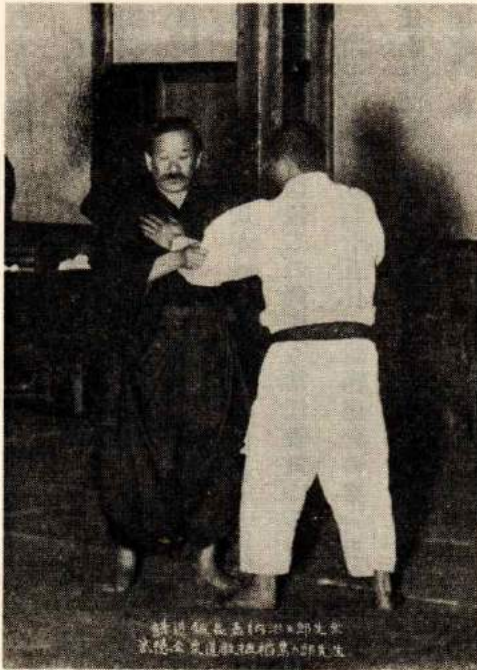
当時、接骨をする人達で柔道家（即ち町道場師範）の一部では、按摩術が公認されるや、苦しまぎれにこれに便乗し、按摩・マッサージの出張所の看板を出したり、又は接骨散あります等の売薬の札や張り紙をして、警察の取締りや、医師の目を逃れるのに精一杯の慮をして、やっていたのである。

大正末期に至る迄従前接骨師の免許を有していた人は、日本橋の竹岡宇三郎・芝の高木三五郎の両氏で、（大正九年柔道整復術が公認されたとき、最初の試験委員として、その重責を課された）この二人の文化財的遺産継承者が生活現象を失なえば、それで法的に資格を有している接骨医術は、滅亡して終るのである。だからこそ両先生が存命中に、接骨の公認を得たかった。

しかし大岡氏の実行運動の話を、萩原氏が同業の人々に諮っても、一部の先覚者を除いては、前途の遼遠なる事と事業の困難性を考えて、賛成する者が少なかった。それでも萩原氏等は、埋まず弛まず議会請願以外頼るべき手段がないので、請願を叫び、同志の糾合に惨血の努力を続けて、逐次同志を獲得していった。そして大岡氏とも協議を重ね、請願の趣意書、接骨術公認期成会趣旨、会則の起草などをお願いし、又、具体的に運動に入る為方針を立てて、翌大正二年一月二日に請願に対する草案が出来た。そこで以上の書類を携えて萩原氏は、伊勢神宮に参拝し、目的貫徹を祈願した。

その帰途名古屋に立ち寄り、宮本秀吉氏を始め同志を訪問して、帝国議会請願の趣旨を説明し、柔道接骨術公認期成会を結成する同意を求め帰京した。

大正二年二月二十七日、嘉納治五郎講道館長が欧米各国の視察を終えて帰国され、その歓迎会が上野の精養軒で催された。このとき、殆どの同志が一同に参集していたので、この絶好の機会を逃してはと、歓迎会が終了した後、同所に於いて議会請願の速やかならんことを訴えて、同志の決意を促した結果、八谷護・井上縫太郎・宮本半蔵・田中鶴次郎・児玉光太郎・関口孝五郎・広岡勇司・戸張瀧三郎・宮本秀吉の諸氏の賛同を得た。そのとき戸張・関口・広岡の三氏は、「立法機関も内務省も東京に在るのだから、万事は中央の諸君にお任せする。然るべき方法を講じて戴きたい。」との事であった。それで一日の猶予も許されないので、一日おいた二月二十九日午後六時より、第一回の協議会を本郷同朋町の井上道場で開催して、建設的な意見を求めたが結論を得られず、続いて三月五日に神田末広町の宮本半蔵氏宅で、第二回協議会を開いたが、これも又意見の一致を得られず、その後個々に意見の調整を図る為の懇談を重ねたが、足並みが揃うに至らずして、決起することが困難となった。



嘉納治五郎講道館長（正面）

この様に二重苦を重ねながら、一方では萩原氏が、単独で接骨術公認期成会に関するパンフレットを作成して、全国の同志に配布し、自宅や井上氏宅で数回の会議を重ね、数十名の賛同者を得て、ようやく柔道接骨術公認期成会を設立したのである。これで曲りなりにも、難航した期成会設立の件も、大岡氏等の協力により、運動開始以来一年三ヶ月を経た大正二年七月十五日、之が結成総会を招集して、請願運動に邁進する事になった。当日、総会の議決により、次の二十名

の実行委員を選んだ。

八木寅次郎、八谷護、井上縫太郎、宮本半蔵、田中鶴次郎、関口孝五郎、萩原七郎、萩原広治、佐藤信次郎、鈴木清吉、岡田敏吉、瀧沢常三郎、河野芳太郎、磯又右衛門、酒井慎三、上野正幸、宮本秀吉、見富亀次郎、梶山捨吉、屋島仁助の諸氏であった。更に常任委員として、井上縫太郎、萩原七郎、宮本半蔵の三氏を選んだ。そして大正三年九月からは、神田の津田繁三郎氏が常任委員に選ばれて活躍され、又、松井百太郎氏も特別の努力を払って呉れた人である。その後、岡村熊人、小松悦二の両氏も常任委員あるいは相談役として、努力された。

大正二年七月二十五日、請願運動の第一歩として、衆議院議員高木正年代議士に同行願い、内務省衛生局長杉山四五郎氏を訪問し、接骨の復興を要請し、続いて警視庁総監監貴族院議員安樂兼道氏を訪問し、之等が趣旨を説明して援護を懇願した。

そして大正三年一月二十一日、議会に請願する前に世論を喚起する必要ありと、京橋の万安楼に五大新聞社の記者を招待して、柔道接骨術公認期成会を結成した事由、並びに議会に請願した時、之が貫徹に御声援賜る様懇願した。当日の出席者は、高木正年代議士、東海新聞社長小松悦二、自由通信社主筆吉川潤三、後援者岡村熊人の諸氏、そして柔道接骨術期成会代表として、八谷護、井上縫太郎、萩原七郎、八木寅次郎の四氏が出席した。

愈々議会議願の準備も整い、請願書提出に当って期成会の協力と指導を仰ぐ為、会長に従前接骨師の竹岡宇三郎氏、副会長に従前接骨師の市川敏氏を推挙し、理事長には萩原七郎氏が就任した。そして大正三年二月十日午前九時、議事事務局を経て請願書を議会に提出した。しかし此の国会では委員会付託と云う事になり、将来へ望みを繋いだが、確たる反応を示されず、よって大正四年一月二十二日、第二回の請願を提出したが、軽々しく是非を論ずる事は許されなかった。

この様に請願運動を進めてみると、医師会の権威者の諒解を得る事が必要であると判明し、時の常任委員である井上縫太郎氏の先代井上啓太郎氏の高弟に、嘉納治五郎、横山作太郎、戸張瀧三郎、三浦謹之助(大正天皇侍医頭、医学博士)、井上通泰(宮中顧問官、医学博士)、徳川圀頼候爵、坂谷芳郎男爵(東京市長)などがおられたが、その中で三浦、井上両医博は、当時の我が国医学界の双壁であり、大御所として重きをなしていたので、井上道場の縁故に頼り、井上縫太郎氏が同行して、両博士に面会し、議会に対する医師出身議員や医師会側の圧力緩和方を懇請した処、両博士は、「難しい事ではあるが、柔道の発展は青少年の心身の鍛練の上から大いに望まれるところである。諸君等の体力が衰えて、実際の柔道指導が困難となった場合を考えると、生計も成り立ち難く思われるから、柔道家の老後の生活の為、伝統的接骨の技法を法文化して貰うと云う意味を以って、なんとか努力する。しかし、自分達の立場からすれば、医師出身の議員に、この接骨公認案通過に賛成せよとは云われないが、この議案が提案されたとき黙認して貰うよう取り計って見る。諸君等は、東京以外各県の業者に呼びかけて、各県選出議員にそれぞれの代表をもって、よくお願いして、議案が提出されたとき、反対の声が起きない様認識を与えておかれる様、折角の努力をされたい。」との懇ろな話を戴き、百万の味方を得た喜びを味わったのである。又、神田末広町に三浦護治と云う医学博士がおられた。その当時、宮本半蔵氏に対して、「接骨の技術は私も認めている。十人の患者のうち八人まで治癒するものならば立派なものだ。世の中の為になるものと思うから大いにやれ、自分も出来るだけ蔭ながらも応援する。」と云われた。この様に接骨の価値を高く認めてくれている医師がいると思うと、宮本氏は愈々強い信念で「勇気百倍し、請願に努力する決意を固めた」とのことであった。

第三回の請願は、大正五年一月二十日に提出して、三月の議会最終日の本会議に他の議案と一括提案され、三浦・井上両博士及び同志の苦心・努力が実を結び、反対の声も起らず無事本会議に於いて採決され、議会請願の第一の目的は達せ

られたのである。

大正五年三月末日、日比谷の松本樓に於いて、経過報告を兼ねて祝賀会を開き、武藤金吉代議士、吉川潤三氏、小松悦二氏、朝日新聞記者、その他の来賓を迎えて、今後の進み方について懇談すると共に、援助方を要請した。

その後、国会に請願委員を訪問し、議会の質問に関する要項や答弁の打合せをした。

議会閉会後は、主として内務省の発令に関して、請願人としての期成会の希望する処を懇請したが、内務省医務当局の大島局長は、接骨に関し深い理解と同情を寄せられてはいたが、骨折に対しての措置は既に禁止されている今日、接骨術としては認める事が出来ない段階にあるとの意向を明らかにされたので、これでは接骨の本当の姿が骨抜きになる訳で、それでは大変と実行委員は、三浦・井上の両博士に特段の御助勢を願ひ、色々と苦心協議、又、大島局長、警視庁医務部長なども相談した結果、柔道整復術として公認されるべく、成案する事になった。しかし、中央衛生会（内務省役員、医務局長以下役人、全日本医師会々々長以下有力医師）の諒解を得る事が仲々難しく、野田忠広中央衛生局長の特別の斡旋で、漸く柔道整復術と云う公式の名称が使われる事になったが、この問題だけで約一年を要してしまつたのである。

この間、公認期成会では、業権獲得の裏付けとして、学術理論及び技術の研究をしなければ、医学的教養に於いて監督官庁や社会の信用も失われるので、新宿抜弁天の東京医専や順天堂病院の講堂で講習会を開催し、期成会々員の技術向上と団結を図り、併せて試験準備の為に勉強した。又、天谷千松博士の献身的努力によって夏期講習会を催し、大いなる収獲を得たのである。そして実行委員の諸氏は、日本橋の竹岡接骨院に参集して、接骨術に関する実伝や口伝を公開し、交換教授の形式で研究を重ねた。

大正七年五月、内務省では、柔道整復術公認案が出来上つたが、中央衛生会の空気が思わしからず苦慮し、そこで懇談

の結果、中央衛生会の権威者高木兼寛先生の諒解を得るのが、最上策であるという事になり、井上通泰先生に紹介状を頂いて、直接高木先生に面会して事情を申し上げ諒解を得た。斯くして中央衛生会の諮問に付す事となり、高木先生が委員長である十名の委員会付託によって審議の結果、六名の賛成、四名の反対で採託された。

大正九年四月二十一日、内閣総理大臣原敬、内務大臣床次竹次郎の時に、遂に柔道整復術が公認されたのである。この道の道程では、柔道整復術公認請願運動で、初め法案として請願したのであったが、議会へ何度か上程してもその都度委員付託となり、又衆議院は通過しても、貴族院では握りつぶされるといふ具合で、遂に法案としての上程は断念し、内務省令の按摩術営業取締規則のいわゆる省令の改正という形で、当時の内務次官小橋一太氏より各地方長に対して通達せられた。参考までに其の時の通牒を抜書すれば

今般省令第九號ヲ以テ明治四十四年内務省令第十號按摩術營業取締規則中改正相成候處、其改正ノ要旨ハ、從來ノ接骨營業以外ニ柔道整復術營業ヲ公認シタルト、「マツサージ術」標榜ニ制限ヲ加ヘタルトノ二點ニシテ、右柔道整復術即チ、從來柔道家ニ於テ打撲、捻挫、脱臼及骨折ニ對シ實行シタル應急處置ニ關シテハ其ノ熟達シタル施術家ニアリテハ成績ノ見ルベキモノアルノミナラズ、事件ノ性質上急速處置ヲ要スル場合モ頗ル多キヲ以テ、旁一定制限ノ下ニレガ營業ヲ許可スルハ現下ノ事情ニ照ラシ機宜ニ適スルモノト認メ、又「マツサージ」術ニ関シテハ其技能ナキ按摩業者ニシテ濫ニ之ヲ標榜スルモノ尠ナカラザルニ付、之ガ弊ヲ矯正スルノ必要ヲ認メタル次第ニ有之候條御了知相成度、尚右改正事項ノ施行ニ關シテハ左記各號ニ御注意相成度。(中略)

右依命通牒候也

内務次官 小橋 一太

と云うものでした。

此の營業権獲得の裏には、竹岡宇三郎先生を初め諸先輩先生が数々の苦難の路を開拓された努力の賜ものと深く感謝しなければならぬ。そして第一回柔道整復師試験が、大正九年十月に東京警視庁を初め、各府県に於いても施行され、我が京都府に於いても此の試験に合格し、知事免許第一号を香西勘平氏、第二号を稲葉太郎氏が取得され、天下晴れて柔道整復師として營業されたが、当時の受験資格者は接骨師に就き四ケ年間、其の學術と実施を習得し、一定の道場に於いて柔道の教授をなす者と云う事で、師に其の証明をもらったものである。

受験科目

一、人体の解剖学

一、生理学

一、消毒学

一、柔道整復学

実施試験

一、口頭試験

一、柔道整復術の実施

一、柔道の実技

等であった。

二 京都府柔道整復師会誕生と初期の活動

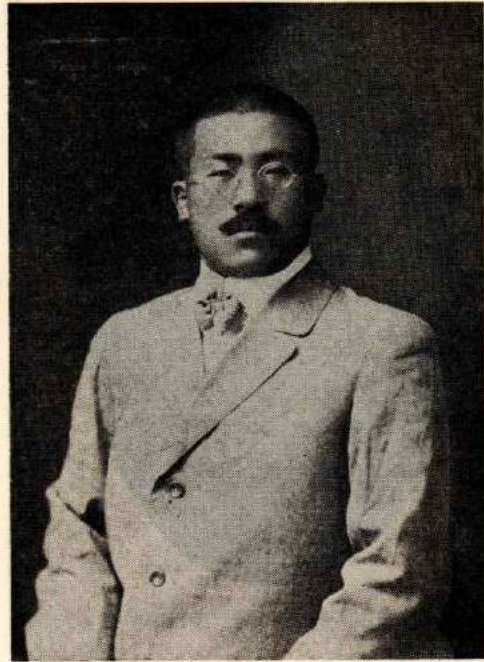
大正十一年四月、大日本柔道整復術同志会が改称されて、新たに大日本柔道整復師会として正式に発足した。この会は全国の柔道整復師によって組織するものであり、柔道整復術の進歩発展を図り、会員相互の団結及び親交を深めることを目的とした。初代会長には、同志会に引続いて市川歙氏が就任した。

大日本柔道整復師会の活動と問題点は、定期総会においてその経過が報告され、出席者によって討議された。しかし全国的に組織する道は遠く、毎年一回開く定期総会も東京中心に行なわざるを得なかった。

我が京都府下の柔道整復業界に於いては、大正十年頃までは会組織らしいものもなく、唯本府在住の気心の合った僅か数名の柔道整復師免許合格者が相集い、春夏秋冬折りにふれ思いつくまま親睦的な会合を重ね、所謂任意団体として社会の一隅に存在し気随気儘の裡に個々の生計維持の為、町柔道場経営のかたわら、営業に従事していた模様であった。



京都府知事免許第1号 香西勘平氏



京都府知事免許第2号 稲葉太郎氏

合を開催するに至ったのである。

此の初会合が会らしき会組織の基盤を醸し出したと見るのが至当で、これが現在の社団法人京都府柔道整復師会の推進母体となったと云えるだろう。しかし当時は其の会員数も少なく稲葉太郎、松浦新、森利三郎、斉藤勇二郎、道端徹、佐藤法賢、赤松徳明、永田永二郎、田畑昇太郎、香西勘平、清水久次郎、真継弘平、鳥越寿の諸氏の面々であった。

此の初会合で初代会長である会代表者に、稲葉太郎氏が推挙され、副会長の世話役同人として、松浦新氏と道端徹氏が推挙就任された。当時、柔道整復師に対する規制は、規則的にも強かったので、看板などにも（ほねつき）と云う小文字を書けば、「誇大広告なり」と当局よりお目玉を喰い、又、骨折などの治療には、医師の同意の有無が実にやかましく問われた。

此の任意団体の音頭取りとして、京都市内では稲葉太郎氏（大正九年合格、京都府免許第二号、尚徳館柔道場館長）、郡部では舞鶴市の香西勘平氏（大正九年合格、京都府免許第一号）の両氏が、各々親睦会の主軸として活躍されていた。然し乍ら年を経るに従い、同業者の間より柔道整復師として強靱な結束、協力、又社会的地位保持という観点から柔道整復師会設立との発展的議論が湧き上り、有志による日夜の苦心の結果、遂に大正十一年十月、四条大橋西詰「八百政」（現東華菜館）に於いて、京都府柔道整復師会創立第一回会

当時は各警察署内に衛生部が有り、今日の如き民主警察ではなく、官尊民卑の時代で治療中にも衛生官が出張り、同意の許に行なつて居るかなどと種々取り調べられ、又、受験者が願書提出後も警察より呼び出しが有り、身元調査を受けるなど、誠に面倒な事ばかりであった。

しかしこんな時代に稲葉氏は、業界の向上は先ず設備からと思ひ、自宅治療室に寝台を置き、白衣を着て治療に従事すれば、「誇大なり」と始末書を取られ、又、武道関係者からは、「稲葉は接骨をやり、金を儲け、金銭の奴隷なり」と口を極めてののしられ、四面楚歌の中にあつても稲葉氏は、今日の如き柔道整復師会の在るのを深く確信し、いかなる圧迫にも堪え、業界発展の為にしのび、会長として会員の技術向上、其の他に努め、大阪の同志北泉勝臣先生らと固く手を握り共に、幾度か学術講習会などを開催して、医学的技術の向上を図つた。そうして大阪大学医学部に於いて、小沢博士の指導の許に解剖及び技術の講習会を開いたのである。

其の出席者は、遠くは東京の小西良助先生、静岡の大長九郎先生、大阪の戸張瀧三郎先生を初め、東海、近畿、中国方面の先生等が多数参加されたのであつた。又、X光線にも早くより関心を持ち其の講習会を、京都の島津製作所の後援で、当時X線の権威者であつた大阪の浦野博士をお迎えして、其の指導の許に研究した。又、島津製作所に於いても、特に柔道整復師用のX線を製作するなど実に好意ある後援ぶりであつた。

そして本会は、他府県との連絡も又、密にして東京での会合などにも、たえず出席して意見の交換なども活発にしていた。当時東京に於いての会合は、上野の精養軒で開かれていたが、我が京都府は誠に少ない会員数の為に、其の東上費の捻出には副会長の松浦新、道端徹の両氏が、ずいぶんと頭を痛めたものであつた。

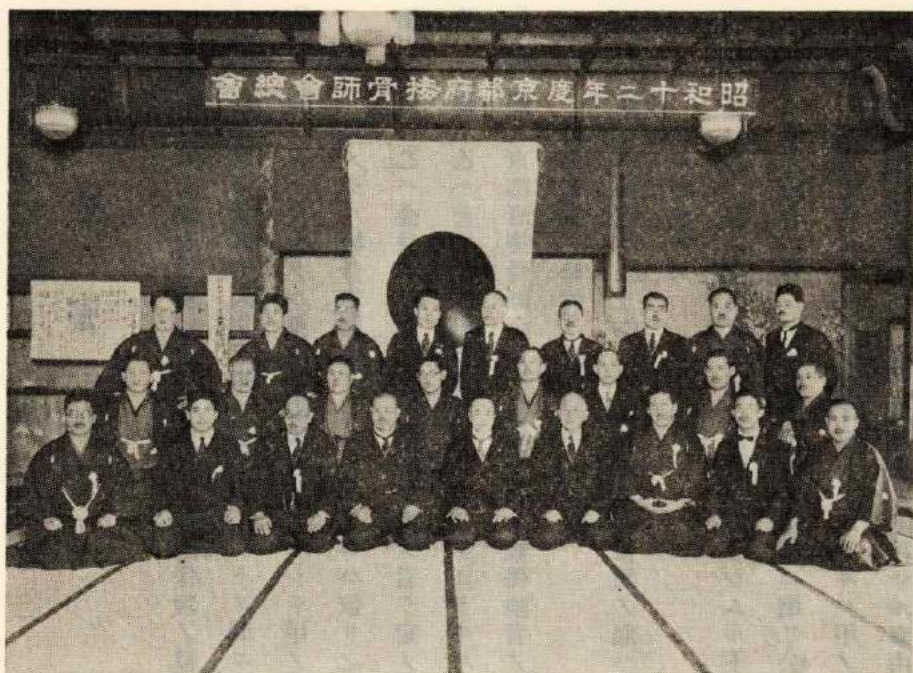
昭和六年六月には、有名な蘆溝橋事件が勃発、満鉄爆破、中国の麒麟児と称された張作霖が爆死、之に伴い日本国内も

又、騒然として来た頃、本会の稲葉会長を初め、中馬興丸衆議院議員、天崎壽円兵庫県代表、八田茨城県代表らが内務省に於いて、潮次官、古屋政務次官、赤木衛生局長と会見、独立取締法発令の実施を陳情した。当局にそれぞれ請願書を提出し諒解を得たはずであったにもかかわらず、残念にも結果は政府当局において、否決されてしまったのである。しかし幸いにもこの請願運動を契機として、業界の足並も揃った。

そして昭和七年には、日本最初の柔道整復師養成学校として大阪接骨学校（医学博士行岡忠雄氏創立）も設立された。現在の厚生省認定による養成学校が出来たのは、昭和二十三年になってからであり、大阪接骨学校はまさに先駆的役割を担ったものである。

昭和十一年八月、理由は不明であるが会代表者の稲葉太郎氏が、突如として本会より退会されることとなった。此の思いもよらぬ突発事態に直面した会は、即刻緊急臨時総会を木屋町松原「鮎鶴」に於いて開催し、善後策を練った結果、松浦新氏（大正十年十二月合格、大阪府免許第十一号）が、第二代の本会々長に推され、道端徹氏が副会長として補佐されることとなった。

第二代会長に就任の松浦新氏は、道端徹氏と共に柔道整復師間に於いても保険取扱いをせんものと、全国の同志共昼夜をとわず会合協議をして、其の交渉手続等にも文字通り五里霧中という状態の中で、当局に対しても惨血の努力をして日参すると云う有り様であった。此の努力に花が咲き、遂に昭和十一年にいたり療養費払の形式を以って、保険取扱いをする事となった。しかし当時の方式は実に面倒な手続きを要し、初回処置と共に府の保険課に負傷名、見込日数、氏名等を記入した所定用紙による承認書を提出して、其の承認を得て治療をし、請求する時も申請書と共に承認通知書を添付して提出したもので、その頃の一点単価は十銭前後であったと思う。今日の京都府に於ける保険業務の足固めは実に、第二代



昭和12年度定時総会

会長松浦新氏や副会長道端徹氏らの業績と云わなければなら
ない。

此の頃から、年々本会に賛同入会する会員数も増し、三十
有余名を数えるに至った。

市内に於いては、砂田松治郎・森利三郎・清水久次郎・
高野勇一・水田重次郎・斎藤善一郎・山田定治郎の諸氏、郡
部に於いても、青木治太郎・真継弘平・斎藤弥一郎・鳥越寿・
香西勘平の諸氏など多士濟々となり、本会の基礎も固ってき
た。

昭和十二年四月、定時総会を木屋町松原「鮎鶴」に於いて
開催し、此の総会に於いて役員の改選が有り、人格識見共に
円熟されている清水久次郎氏が第三代会長に就任され、
会務は実に円滑な運営がされる様になった。清水会長は、学
校安全会とも保険協定を結び、又、昭和十三年九月五日に
は、京都市電気局健康保険組合と保険協定を結んだ。その際
の協定書と、当時の会報第二号を記載する。

協 定 書

京都市電気局健康保険組合ノ管掌スル健康保険ノ被保険者ニ対スル施術ニ関シ京都市電気局保険組合（以下単ニ甲ト称ス）ト京都府接骨師会（以下単ニ乙ト称ス）トノ間ニ協定スルコト左ノ如シ

第一條 乙ハ会員タル柔道整復術業者ヲシテ甲ノ管掌スル健康保険ノ被保険者カ骨折脱臼捻挫又ハ打撲ニ因リ施術ヲ

求メタル場合本協定ノ定ムルトコロニ依リ之ガ施術ヲ為サシムルモノトス

第二條 乙ハ会員ニシテ前條ノ施術ヲ為ス者ヲ定メ様式第一號ニ依リ甲ニ届出ツルモノトス

第三條 乙ハ前條ノ届出事項ニ異動アリタルトキハ其ノ都度様式第二號ニ依リ甲ニ届出ツルモノトス

第四條 京都府接骨師会員ノ施術ヲ為ス被保険者ノ範圍ハ甲ノ管轄ニ属スル被保険者及其被保険者ノ資格ヲ喪失シタル

後仍療養ノ給付ヲ受クルモノトス

第五條 本協定ニ依リ為ス施術ニ対スル報酬ノ額ハ別表ノ通りトス 但シ別表以外ノ部位ノ場合ハ甲ニ於テ適當ト認メ

タル金額トス

第六條 乙ハ常ニ会員ヲ監督シ違背ナカラシムルト共ニ左ニ掲クル事項ヲ遵守セシムルモノトス

一、被保険者ニ対シテハ健康保険ノ精神ニ則リ公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ之ニ當ルコト

二、被保険者ヨリ施術ヲ求メラレタルトキハ甲ノ承認書ヲ提出セシメ施術ヲ受クル資格アルモノナルコトヲ確メタル後施術ヲ為スコト但シ緊急止ムヲ得サル事由ニ因リ承認書ヲ提出スルコト能ハサル者ニ付テハ施術ヲ為シ其ノ事

由止ミタル後遲滞ナク之ヲ提出セシムルコト

三、複雜骨折及其他ノ重傷者又ハ施術上「レントゲン」診断ノ必要アリト認メラルカ如キ者ニ対シテハ適當ナル保険
医ノ診療ヲ受ケシムルコト

四、被保險者ヨリ保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ直チニ交付ス
ルコト

五、被保險者ヨリ施術ニ要シタル料金ヲ領収シタルトキハ様式第四號ニヨル領収書ヲ被保險者ニ交付スルコト

六、左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク甲ニ報告スルコト

(イ) 事故カ被保險者ノ鬭争又ハ泥酔ニヨリ生シタルトキ

(ロ) 被保險者詐欺其他不正行為ニ依リ施術ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

七、施術所ヨリ片道二軒以内ノ地ニ出張施術シタル場合被保險者ニ対シ車馬賃ヲ請求セサルコト

八、被保險者ノ施術ニ関シテハ様式第二號ニ依ル施術簿ヲ備へ必要ナル事項ヲ明記スルコト

九、前項ノ帳簿其他被保險者ノ施術ニ関スル帳簿書類ハ其完結ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スルコト

第七條 甲ハ本協定ニ依リ施術ヲ為ス会員ニシテ其義務ヲ怠リタルモノ及不適當ト認ムルモノニ対シテハ乙ト協議ノ上
戒告ヲ與へ又ハ之ニ対スル届出ヲ取消スコトアルモノトス

第八條 甲ハ接骨師会員ニ就キ施術ニ関スル帳簿ヲ檢閲シ説明ヲ求メ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得ルモノトス

第九條 甲ハ本協定ニ依ル施術ニ付キ著シク支障ヲ來シタルトキ又ハ必要アリト認メタルトキハ何時ニテモ本協定ヲ解

除スルコトヲ得ルモノトス

第十條 本協定ノ有効期間ハ昭和拾參年九月五日ヨリ昭和拾四年九月四日迄トス

本協定ハ其有効期間満了一ヶ月前迄ニ當事者ノ何レカ一方ヨリ何等ノ意志表示ヲ為サルトキハ引続キ期間満了ノ日ノ翌日ヨリ順次向フ一ヶ年其ノ効力ヲ有スルモノトス

右協定ノ確實ヲ證スル為本書貳通ヲ作成シ双方連名調印ノ上各壹通ヲ所持スルモノトス

昭和拾參年九月五日

京都市電氣局健康保險組合理事長

久松 炳

京都府接骨師会会長

清水 久次郎

会報第二号

昭和十二年度 事業報告

八月十一日 緊急理事会

午前十一時より本会事務所にて開催。

協議事項

一、三条蹴上都ホテル西に於いて、開業中の本会々員大西貞二郎氏の流名及び料金問題に就いて

本問題は会員の会合毎に持ち上りたるものにして、即ち、大西貞二郎氏は、従来の無免許営業者磯谷のほねつぎの看板を掲げて営業されたるため、世間では大日本武徳会本部柔道範士磯貝一氏と誤解し、日本一の柔道の先生でほねつぎの磯貝さんと云って、磯貝氏が整骨業を営まれ居るが如く解し、磯貝氏に迷惑を掛け、本会としては会員中より、斯の如き一般社会を誤認させるが如き会員がでたことは禁すべきを以って、本件は看板に磯谷の文字を取除くことを要求すると同時に、施術料金を人助け又は心持等の美名に於いて、如何なる患者と雖も包金にて施療せられる由にて、之が為に会の統制を紊し、又、一面では会の威信保持にも及ぼすので、料金表を治療待合室に掲出せられ施術料金を徴取せられる様要求したるに、当日同氏は磯谷の文字を取除くことは不可能なる旨を述べ、施術料金は徴取なし居る旨答えられたるが、最後に予め準備し来りたる退会届を出して、磯谷の文字をどうしても取除かねばならぬ様なれば退会する旨述べて、同書類を清水会長に渡されたるを以って、当日清水会長は出席会員と相談の上、退会届の処理は後日回答する旨答えて解散したる次第である。

八月二十三日 理事会

午前六時三十分より本会事務所に於いて開催。

協議事項

一、無免許営業者に関する処置

京都市内某地区に於いて営業するA氏は、無免許なるに拘らず骨折、脱臼、捻挫、打撲の患者の取扱をなし居る事実あるを以って、同氏へ本会より警告書を送ることに決定す。

二、出征軍人家族無料治療取扱の件

本件は証明書持参の患者に限り無料施術をなし、其の証明書は共同組合長、衛生組長、方面委員、警察官署、在郷軍人分長等一般的に公と認めらる者の証明にて足り、例え出征軍人家族と雖も有産階級の患者は、之等証明書を持参せられざるは当然にして、却って失礼となるを以って、適宜の処置を取ることに決定す。

三、会誌発行問題

創刊号を発行（五十部）したるが、その原稿の送付者少なりし為、その内容も極めて貧弱なるものなのに、之が一部二十六銭も要したるを以って、今後は内容を豊富にする為、全会員の投稿を求めて、親睦を図ると共に意見を交換し、知識向上並びに修養研究に努むべきこと。会誌代は可成りの実費徴集の予定に決定。

四、柔医公論と全日本柔道会特別付録に就いて

柔医公論付録に全日本柔道会特別号を付し、全会員に発送したるため会員中より、本会と全日本柔道会とが姉妹関係にある如く思量し、又全日本柔道会へその付録代を納め居る如く思量せられる向きあり、然れども本会と全日本柔道会とは、何等関係なき旨及び其の誌費も払い居らざるものなるを以って、其の事を次回会誌に記載、会員へ通告すること。

五、健康保険協定に就いて

島津製作所とは、改正健康保険料金の協定未済なるを以って速やかに協定すること。

六、大西氏問題に就いて

八月十一日緊急理事会に於いて、大西貞二郎氏は退会届を清水会長へ出されたる、其の処理如何すべき哉に就いて協議

の結果、退会届を受理承認し、其の旨会長より大西氏へ通知することに決定す。

九月十日 理事会

午前六時半より本会事務所に於いて開催。

協議事項

一、大西氏退会問題に就いて

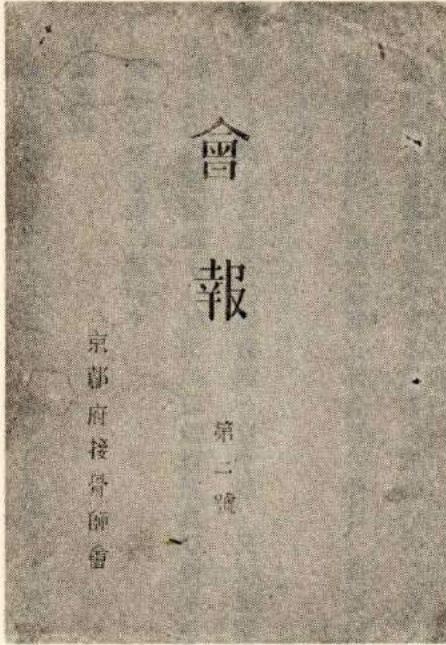
去る八月二十三日理事会に於いて、大西氏退会承認、其の旨同氏へ通告したるに、同氏は所轄警察署衛生係巡査部長へ本会が、条理を脱したるが如き言辞を發せられ居りたる旨を以って、本会はその退会承認に至りたる事由を、簡明に会長より所轄警察署柿内巡査部長へ發すこと。

二、全日本柔道整復師会関西聯盟理事会開催及び同会費問題に就いて

全日本柔道整復師会関西聯盟理事会は、今般本府に於いて開催すべき当番なるを以って、其の日時、場所、会費は来る臨時總會の際、決定すること。

全日本柔道整復師会々費、半期分請求し来りたるを以って、如何にすべき哉協議の結果、其の活動状況及び収支明細なる迄、当分送金見合せることに決定す。

九月十二日 臨時總會



昭和13年1月20日 會報第2号

午後五時より五条大橋東入「スター食堂」に於いて開催、市内会員十六名出席。

協議事項

一、健康保険取扱に就いて

本件は道端副会長より従来の取扱経過及び将来の希望を詳細説明し、又各府県との比較を述べ、尚今後、承認申請書記載の統一を図ること及び回数制となす哉、又は従来の通りにて之をなす哉の議を提し、本問題は各理事を委員として委員付託とする。

二、大西氏問題、関西聯盟支部会費の件は、前述の通りで省略する。

三、出征軍人家族の証明ある患者の取扱い方に就いて

本件は道端副会長より実例を挙げ、骨折患者（大腿骨頸部）の重傷者に対しても無料施術取扱すべき哉を述べ協議の結果、負傷の軽重を区別することなく証明書持参の患者さんに対しては之を取扱うべきも、前記大腿骨頸部骨折の如きは、

其の性質及び経過の上より、専門医に委託する様に決定す。（但し各自適宜に処理すること）

四、会誌第二号発行に就いて、無免許営業者の処理に就いて

十月二十五日 理事会下打合せ

十一月四日 理事会

午後八時より本会事務所に於いて開催。

協議事項

一、防空法令案に対する運動の件

昭和十二年四月二日法律第四七号に依る防空法第六条及び昭和十二年九月二十八日勅令第五四九号に依る防空法施行令第四条指定中に柔道整復師も加えられる様、静岡県柔道整復師会に於いては請願したる事実あるを以って、我が京都府接骨師会も請願の要なき哉、協議の上本件は前記法令を森理事長が研究中、その上請願の要を認めたる時は会として其の手續を取ることに決定す。

二、出征軍人（栗田賢一氏）家族慰問の件

十一月五日清水会長が本会を代表して訪問することに決定す。

三、関西聯盟理事会の件

十一月二十一日 全日本柔道整復師会関西聯盟支部理事会

午後一時より本会事務所に於いて開催。

出席者（東京本部）小西康裕氏、若井盛一氏、（大阪府）磯島卯之助氏、北泉勝臣氏、（兵庫県）安藤栄氏、田中庫二氏、植崎徹郎氏、（京都府理事九氏）、清水会長、松浦相談役、道端副会長、森理事長、鳴海、斎藤（善）、諏訪、室賀、久家の諸氏

十二月二日 理事会

午前七時より本会事務所に於いて開催。

協議事項

一、新年号会報誌発行の件

本件は至急原稿を取纏め、正月には遅れざる様に発行すること。

二、臨時總會兼懇親会開催の件

関西聯盟支部理事会報告、其の他の報告と府衛生課柔道整復術担当巡查部長異動の懇親送迎会を、十二月十九日午後六時から下京区大宮通七条下る「村瀬」に於いて開催する事に決定す。

三、郡部臨時總會開催の件

郡部臨時總會は一月中に開催すること、但し日時場所は郡部役員と相談の上、決定すること。

四、全日本柔道整復師会々々長問題の件

兵庫県より全日本柔道整復師会々々長問題に就いて照合し来りたるも、本件は本府としては未だ会長決定の急を要する点なきを以って、清水会長より其の旨回答することに決定す。

五、全日本柔道整復師会事務分担の件及び役員協議会に就いて

全日本柔道整復師会の事務を分担し、予め統制、請願、庶務等に分担専任する時は、本府は請願事務を希望する旨回答す。

全日本柔道整復師会に関する協議を行なう場合は、必ず京都府、兵庫県、大阪府の三都代表者が会合協議する様決定す。

六、市業務局工務課との健康保険協定方に就いて

市工務課とは未だ健康保険の協定未済に就き、近日中に協定すること。

七、会員栗田賢一氏応召に就き、家族慰問の件

各役員が会を代表して、時々家族を訪問すること。

八、年賀状廃止の件

会員相互間の年賀状を廃止することに決定。

十二月十九日 臨時総会兼府衛生課巡查部長異動の送迎会

十二月二十四日 関西聯盟理事会の下打合せ

十二月二十六日 全日本柔道整復師会関西聯盟理事会三都代表者会議

午後三時より尼崎市昭和通四丁目天崎接骨院に於いて開催。

一、開会の辞 天崎壽円兵庫県会長

二、事務分掌の件

兵庫県田中庫二氏より聯盟支部事務所は別個として、他に統制、向上研究、講習会の分担をなしては如何と云う事を提案され協議の結果、京都府は人格向上のため統制を図る方面の事務に、大阪府は技術向上の研究講習会開催方面の事務に、兵庫県は庶務（主として請願事務）を分掌することに決定、而して内務省方面に請願運動をする場合は、必ず三都代表者が行くこと、但し其の事務は兵庫県に於いて行なうことに決定。

三、全日本柔道整復師会関西聯盟支部顧問の件

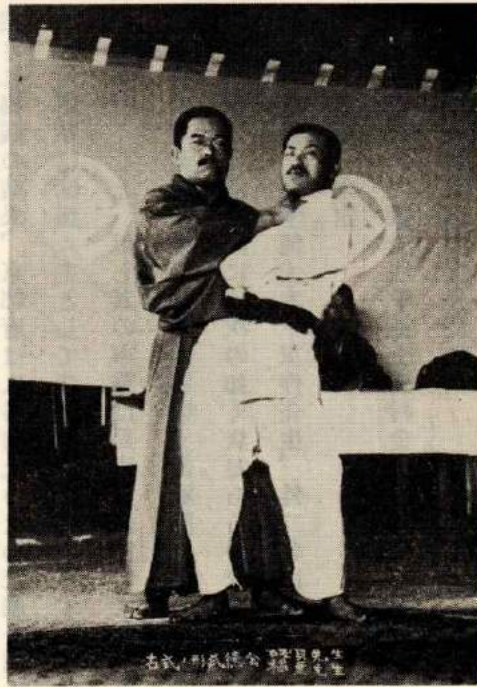
関西聯盟支部顧問には次の如く決定あるいは未決定

大阪府 医学博士木下東作先生、外二名は未定

兵庫県 未定

京都府 代議士法学博士西村金三郎先生、柔道範士田畑昇太郎先生、外一名は柔道範士磯貝一先生に交渉する。

四、関西聯盟支部の会長問題



古式の形 磯貝一氏・稲葉太郎氏

関西聯盟支部会長は保留。

五、全日本柔道整復師会々長問題

元内務次官齋藤隆夫閣下に交渉しては如何と、兵庫県より提案が有り承認。

六、関西聯盟理事会開催の件

二ヶ月に一回三都理事会を開き、その際各分掌事務報告をなすこと。

一月十日 理事会

協議事項

一、全日本柔道整復師会関西聯盟支部に於いて、我が京都府は分掌事務として其の統制を担当せるを以って、各役員は本会々長の指令に依りて、之が事務を取り遺憾なきを期すること。

二、全日本柔道整復師会及び関西聯盟支部の顧問として、西村金三郎先生に相談交渉し居りたるも決定的返事に至らざりしため、一月九日清水会長は先生の宅を訪問、同日愈々顧問と諾下されたるを以って、其の報告あり。

三、郡部理事香西勸平氏より郡部臨時総会は、五、六月頃に開催希望と回答有りたるも、総会を四月に開催すべきを以て、其の前に郡部臨時総会開催を督促すること。

四、有資格家族の入会及び出張所開設に就いて

有資格家族並びに同一治療所に於ける有資格者を準会員として入会せしむることに、次回臨時総会、又は総会に於いて

決定すること。

出張所を設けんとする際は、一出張所に対して年額十円を会に納付すること。本件も次回臨時總會、又は總會に於いて決定すること。

戦時中の本会

昭和十五年初代会長を務められた稲葉氏が、本会へ帰り咲き、その際別個に「平安会」と云う団体を組織して、会長に就任したので、会員間に紛糾を生じ、二派に分裂する不幸な事態に発展したのである。

京都府の土屋忠良保険課長は、問題を重視し仲介の労をとられ、一度は一本化した様に見えたのであったが、実質的には、稲葉氏は京都府接骨師会本部を称し、他方これに不満の派は京都府接骨師会を称する状態となった。

そして太平洋戦争に突入、戦時下の整備師諸先生は、実に石の様な堅物の努力家であった。保険事務を今少しでも円滑に運び得る様、又、会員の技術向上に務め、益々地位を高めるために心を砕かれ、福祉事業にも積極的に協力したのである。

昭和十八年四月、戦争最中に土屋課長の仲介の労が成功して、会分裂を未前に喰い止め、一本化にすることができた。

その年清水会長が辞任され、かわって第四代会長に斎藤善一郎氏が就任された。副会長には久家恵、青木治太郎、砂田松治郎の三氏が推挙された。

戦争は益々激しさを加え、往療の時にはゲートルを巻き、破れた靴をはいて出かけたものである。物資、繻帯材料、消

毒薬類は総て配給制度となり、此の為会長は、衛生部及び保険課に交渉のため日参したものであった。

そんな中戦争は益々峻烈となりB 29米機の攻撃は、其の度を増すばかりであった。こんな時、我々柔道整復師は京都府より急護班員の命を受け、空襲サイレンの都度部署についたのである。いかにその時治療中とはいえ途中で中止して、所定の場所にはせ参じたのである。大阪や神戸などが、度々空襲を受けたので、京都府編成の急護班員として医師、看護婦らと共に出勤すること、再三に及んだ。

開催中の本会

大正十三年

出陣前々日ひさびさたる本会、一由東京府に於て大正十三年十月五日に開催すること。本邦より大田原野郎、又本会に於ては、

第三章 試練 (昭和二十一年から昭和二十九年)

一 柔道整復術營業取締規則の制定

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争は終局し、国内はアメリカ軍の進駐で混乱の状態を呈した。こんな折、福祉事業に協力する為に、米国よりヘレン・ケラー女史が来日するや、その社会事業のキャンペーンに、基金として微細ながらも協力するなど、我々柔道整復師も福祉に心をよせたのであった。

昭和二十一年九月、法令に基づく第一回目の学術講習会が実施された。これは受験資格を有する者に対する、特例の検定試験であった。

京都では、学科試験を上京区竹屋町通智恵光院東入、保健婦学校（現高等看護学校）二階で、柔道と実技は、旧武徳会北野支部道場で実施された。試験委員は、稲葉太郎氏、斎藤善一郎会長、林医師であった。

その他にも終戦直後における法的措置として、終戦に伴い外地からの引揚者が多くなるに従って、これらの人々の救済

を図るために、昭和二十一年六月十九日厚生省令二十八号「按摩術営業取締規則及び鍼術灸術営業取締規則の特例に関する件」が公布され、朝鮮・台湾・樺太又はその他の外国で、その他の法令によって、あん摩術、はり術、きゅう術又は柔道整復術の免許を得ていた日本国民で、日本に引揚げた者に対しては、当分の間、例外的に都道府県知事が行なう試験を経ないでも、その履歴を審査して、免許を与えることができるとされた。

柔道整復術に関しては、大正九年以来「按摩術営業取締規則」の付則において、同規則の準用という形で規制されていたものであるが、昭和二十一年に至り、我々の悲願として改正運動を続けてきたうちの一つである独立身分法の制定が、新たに昭和二十一年十二月二十九日厚生省令四十七号「柔道整復術営業取締規則」として制定され、永い改正運動の一端がやっと実ることとなった。

しかしその内容は、「按摩術営業取締規則」をそのまま継承したものであって、実質的には従来と何ら変わるところはなかった。

昭和二十二年十二月二十日、「柔道整復術営業取締規則」が、新憲法発布によって失効し、按摩・鍼・灸及び柔道整復等営業法として発令された。

二 京都府柔道整復師会の分裂

第二〇號 修了證書

京都府衛生
局長 藤田 啓
局長 藤田 啓

片川 吉雄

右の者第二回衛生関係再教育講習會に於て
あべ摩ほりきこう柔道整復師に關する所定の
科目を修了せり仍、茲に之を證す

講師 土屋 忠良
講師 田 義三
講師 中村 正太郎
講師 小室 昌義
講師 上 春彦
講師 村 秀弘
講師 三宅 宗雄
講師 加藤 博太郎
講師 林 春作
講師 青地 正徳

昭和二十四年九月二十五日

京都府衛生関係再教育講習會

會長 京都府 醫師 會 長 土屋 啓吉

顧問 京都府衛生局長 藤田 啓 醫學博士 土屋 忠良

この頃は、あらゆる物資が統制され、カードやチケットに依る配給であった時代で、衛生材料も又例外ではなかったが、斎藤会長の奔走と府医務課の厚意に依り、此の年昭和二十二年より繻帯、ガーゼ、脱脂綿の配給が、柔道整復師にも実施された。

配給された中には、アメリカ軍が戦時中に使用した携帯用の茶褐色の圧縮された繻帯もあり、生地は仲々丈夫に出来ていた。これは、アメリカ政府の物資援助計画に依る払下げであった。

会長は、府医務課よりカードを会員数受領し、室町三条の京都衛生材料株式会社に提出して、合計点数の数量を受取り、各会員に配分した。昭和二十三年には、配給の数量が加算された為金額が増加し、月末の支払日迄の間、今出川通大宮角の三和銀行西陣支店に預金していた。

しかし、この配給衛生材料の配分方法をめぐり、会長がこれを独断で決定する事が多く、その為、会員の間から不満が出て来た。

法令の改正によって柔道整復師の資格獲得のための検定試験は、昭和二十三年第三回學術講習会を以って廃止となり、これからは柔道整復術専門学校を卒業しなければならぬと云う事になったのである。

齋藤会長は、この最後の検定試験に出来得る限り多くの者が受験する様に図り、婦女子などの合格者が、多数誕生した。その結果として他府県にも負けない多くの会員を有する本会となったのである。

この様な時期、「白手袋事件」と云われる問題が、齋藤会長と田中寛成氏の間にもち上り、告訴裁判に迄発展した結果、会長の謝罪文によって一応落着をみたが、本会内での対立は避け難いものになっていった。そして遂に昭和二十六年に、旧会・新会という二つの会に分裂し対立したのである。

昭和二十六年、新会は会長に清水久次郎氏を立て、副会長には栗原民雄・道端徹の両氏、理事長に栗田賢一氏が就任して発足した。他方旧会は昭和二十五年年度總會を開催し、齋藤会長は責任を取って、引退したのである。そして新会長に久家恵氏、副会長に羽山清次郎・阪井昇の両氏、理事長には高野勇一氏が就任して会務にあたった。

新会は他府県とも連絡を取り合い、東京を本部とする日本柔道整復師会に入会して、堅実に進まれたのである。他方旧会も以前より東京に本部がある日本接骨師会に在籍し、互いに対立相反目したのだった。

こんな状態が続く中、大阪府柔道整復師会の発起で、親睦を旨とする近畿ブロック会の発足を見た。両会共にこれに入会して親交を図らんとし、又他府県も種々と仲介の労を取り一本化を望まれたが、その機会を見ず対立のままであった。

その結果、両会共に外交部門、保険の交渉等においては、誠に不利な立場に追い込まれて居る状態であった。

昭和二十八年十月十三日東京都に於いては、日本柔道整復師会と日本接骨師会との合同となり、社団法人全日本柔道整復師会が設立され、会長には医学博士金井良太郎先生が就任された。

社団法人 全日本柔道整復師会 設立趣意書

日本全国の柔道整復師を以って組織する日本柔道整復師会の沿革は、古より我が国特技の医術者として世に資する処がありました。その後明治六年太政官令に依る接骨医として、益々その技を国民保健の要望にこたえ、大いに世の認める処となり、更に大正九年四月内務省令に依り柔道整復術と称えられたる法規のもとに、大日本柔道整復師会の設立をみたのであります。

爾來全国を通じ一層技術の練磨に努め、以って一般施術の渾然一体化と国民体位の向上に尽瘁せる、斯道人の結合体でありました。特に社会保険医療の達成に協力し、国民保健の確保に携って参ったのであります。

昭和二十年八月十五日、我が国はポツダム宣言を受諾して終戦となり、昭和二十二年五月新憲法が發布せられましたので、本会も之に即応して発展的解消し、昭和二十五年一月二十八日新たに日本柔道整復師会を組織し、真に民主的に依る役員の総改選を断行し、且つ、規約の全面的改正をも行ないまして、大いに面目を一新し今日に至ったのであります。今般更に一步を進め、新たなる理念のもとに真に民主的な結合よりなる、新柔道整復師会の形成を企図した次第であります。而して、新生全日本柔道整復師会は會員全般の道德的民主精神の向上に努め、之に必要な事業を計画し、會員の自由な意思を結集し、その技術を通じて、社会国家全体の福祉のために生涯を捧げんとすることを使命とし、この意識に於いて、新たに「社団法人全日本柔道整復師会」を設立する次第であります。

三 戦後の思い出

上京支部 高野 清

昭和二十一年 お米の配給一世帯一日二合三勺の年

昭和二十年度の稲作は、戦前の平年作の半分程度といわれ、戦後最も厳しい食糧難時代でありました。

代用食うどん一杯五円、タマゴ一箇六円、胡瓜一山（五本）十円、又、早朝タバコ販売店の前に行列して待つこと久しく、やっと手に入れたピースか光が七円、当時の市民の足、市電の乗車賃六円、京都駅から東京駅まで六十七円と云う様な物価の情勢の下で生活が始まりました。

健康保険料金

当時の健康保険料金は、捻挫、打撲、一回五点（五円）規定回数は十一回、腰股部、肩部は七点、規定回数は十五回、又、規定回数を超過して治療した場合は、延長理由書の添付が必要でありましたが、延長回数総てが認可されると云う様な事は、ごく稀な事でありました。

暖房

都市部における治療室の暖房は、石炭ストーブや薪のストーブもありましたが、石炭事情が悪く、薪の入手も仲々に困難であった為、薪はかまどで炊飯に使用するのが精一杯で、石炭ストーブや薪ストーブを使用する迄には行届かず、主として四寸の煉炭火鉢を改良して使用いたしました。戦後日尚浅く火持ちが悪く、一日に煉炭を二箇使用しました。

昭和二十四年頃より精製された煉炭が出廻り始めたが、その頃には六寸の煉炭ストーブを煙突をつけて使用いたしました。又、使用済の煉炭の灰は、早朝バケツに入れて路上に置いておくと、灰だけを収集して廻る仕事を、生活の手段にしていた人達もありました。

停電と充電器

昭和二十一、二十二年の頃は、何の通知も警告もなしに、不意に停電する事が絶えずあり、デパートでさえ不意の停電にロソクを使用して、開店していた事がありました。そこで登場したのが深夜充電しておき、緊急時に点灯出来る電池式の器具を設置して、停電時における患者の治療に当りました。

二条城前広場とアメリカ軍飛行場

この頃、堀川通りはまだ戦時中の強制疎開に依る建築物の撤去した跡の空地が、七条より北大路迄延々と続いており、疎開跡には土蔵と、染色工場か銭湯が使用していた大きな煙突が、点々と残っており、又住宅難の時代で、鴨川の橋下でさえ引揚者が住んでいた状況だったし、土蔵を手作りで改造して日常生活を営んでいた人々もあり、空地を利用した野菜畑が青々と一面に広がっていました。

二条城前の広場は、京都御苑と同様に小石の敷詰められた清楚な広場でありましたが、アメリカ軍の小型単発飛行機が離着陸出来る様に舗装され、着陸の際には下立売堀川あたりから南に向かって低空を続け、竹屋町堀川あたりで着地して滑走し、東大手門前で正確に停止しました。京都の人達にとっては飛行機は珍らしく、子供達の見物人であふれました。

駐留軍要員健康保険

昭和二十三年初頭、駐留軍要員健康保険組合が出来ました。之は、アメリカ軍の施設に従業員として勤務している人達

の為に出来た単独組合で、通訳から事務員、運転手、現場作業員（大工、左官、板金工、塗装工）が含まれていて、事務所が中京区三条通釜座にありました。

体道

稲葉太郎先生の御提唱で、新しい型の柔道の試合が、市内の各道場から選ばれた選手に依って構成され、円山公園音楽堂の舞台で競技が実施されました。体道と云う名称がつけられ、戦後の若人の意気を大いに高揚されんとしましたが、第一回の実演だけで終わりました。

木炭自動車

戦後の石油資源の不足を補足し、ガソリン自動車の代用として堂々と脚光を浴びました。自動車の後部に装備された木炭ガス発生炉（かまど）の中に七、八センチメートルから十センチメートル位の木片を多数投入し、ウチワでバタバタあおぎ乍らまず発火させ、そして一酸化炭素を主成分とするガスを発生させ、そのガスでエンジンを始動さす。鼻の穴や眼のふちを真黒にしてそれは大変な光景でありました。

私は、斎藤善一郎先生が右京区の市議会選挙に立候補されました際、木炭自動車のトラックを使用されましたので、その当時の状況をつぶさに拝見致しました。

輪タク

昭和二十三年夏期、之もガソリン不足で登場した戦後の日本人が考えた、生活の智慧だったと思われれます。三輪自転車の後部に座席を装備し、幌をつけた車で人力で走る、復員しても失業していた人達が組合を組織して、街々をさっそうと軽やかに走りぬけ、市民の足となりました。輪タクは、アメリカ軍将兵が大変多く利用しました。古都の背景に似合った

のかも知れません。

昭和二十三年九月、一ヶ月五十円也の会費の収納状況が遅く、自転車で集金して廻りました。銭湯の料金が十円に値上げされました。

昭和二十三年十二月、失業で生活苦の傷痍軍人が白衣を着用して、街頭にあふれました。

稲葉太郎先生と高野勇一

大正九年に柔道整復術免許試験が開始されました際、京都府に於いても第一回免許試験が実施され、京都府知事免許第一号は丹後出身の香西勘平先生、初代会長稲葉太郎先生は京都府知事免許第二号でした。私の父高野勇一は第九号でした。

稲葉先生も高野勇一も共に明治二十年生れでありましたが、稲葉先生が尚徳館道場を開設されました際、最初に入門いたしましたのが父で、以後昭和四十三年九月死去いたします迄師弟のきずなが続きました。父は、京都五中の柔道部の教官を務め、後大正末期「正武館」道場を開設いたしました。

天崎壽円先生と光岸寺

壽円先生と光岸寺住職大隅円月老師とは、御親族の間柄にあり、戦後まもなく総会、理事会等の会合に際し、会場の選定に迷っていました折、壽円先生が父勇一に光岸寺をご紹介くださいまして、以後審査会等にも会場に使用させて頂きました。

第二部 三十年史

第一章 混迷から団結へ（昭和二十九年から昭和三十八年）

一 社団法人京都府柔道整復師会設立

昭和二十八年十月十三日、日本柔道整復師会と日本接骨師会が合同して、全日本柔道整復師会が設立された。

新会は、直ちに同調し其の傘下となり、十一月九日、全日本柔道整復師会の社団法人設立の許可がなつたのと同時に、社団法人全日本柔道整復師会京都府支部と呼称する様になった。

一方、旧会は、十二月十三日に有楽町の陶々亭で開催された社団法人全日本柔道整復師会設立総会に、稲葉太郎、高野勇一の両氏が出席し、入会をしようとしたが、如何なる理由か不明であるが、入会を拒否されたのである。日本柔道整復師会々員及び日本接骨師会々員は、白紙にて入会出来るとの由だったので、何故だか入会を拒まれた。やむ無く数年前から暖めて来た法人組織を結成する為、資金の準備、手続の方法、書類の作成方法等々を会員が分担し、又、その都度高野勇一氏宅で理事会等を開き、大変苦勞した末に社団法人京都府柔道整復師会を設立したのである。

昭和二十九年三月二十九日、社団法人京都府柔道整復師会結成報告大会を北野会館で開催した。当日の出席会員四十五名、来賓二十一名を数える事が出来、久家会長を始めとして、役員一同の喜び様は格別のものがあつた。

社団法人全日本柔道整復師会京都府支部（新会）は、昭和二十九年一月十日に第一回総会を開催して、会則を決議した。一方、社団法人京都府柔道整復師会（旧会）も、社団法人設立と共に、定款を決議したのである。

(一) 社団法人 全日本柔道整復師会京都府支部会則

第一章 総 則

第一条 本会は社団法人全日本柔道整復師会京都府支部と称す。

第二条 本会は本会で承認した京都府に於ける柔道整復師を以って組織する。

第三条 本会は柔道整復術及び柔道の進歩発展を図り一般国民保健医療の万全を期すると共に会員相互の福利増進と品位の向上に努め自由なる民主主義文化日本の建設に寄与するを以って目的とする。

第四条 本会は事務所を京都府支部長宅に置く。

第二章 会 員

第五条 京都府に於ける柔道整復師であつて本会の目的趣旨に賛成し入会したものでなければならぬ。

第六条 本会員は所定の登録事項を本会々員原簿に登録することによって資格を得るものとす。

新に会員となるものは所定の登録事項と入会金五千円を添えて理事会の議決を経て本会に提出し会長の承認

を要す。

第七條 本会員は会則の定める所により会費及び負担金を支払う義務を有する。

第八條 本会員は京都府に於て左の各号に該当するものを知った時は本会に申告せねばならない。

一、無免許で柔道整復術の営業をするもの又は其の類似行為をするもの。

二、免許の取消又は営業停止処分中の者で営業をするもの。

三、其他本会則に違背した行為をするもの。

第九條 本会員は業務上に関し其の権利の侵害又は信用の毀損を受け或は其の虞あるとき本会に適當なる保護方を求

めることが出来る。

第十條 本会員にして会費滞納六ヶ月以上に及び督促するも尚完納せざるものは本会取扱による配給品の給付を受け

ることが出来ない且つ会員となる権利も喪失するものとす。

第十一條 本会員は会務に関する記録及び収支に関する書類其の他の閲覧を求め且つ之に関する質問をすることが出来

る。

第十二條 本会員が京都府外に移転又は廃業する時は本会に届出るものとす。

本会を退会したる者及び身分を失つたものは理由の如何を問はず入会金、既納会費、負担金等の返還を受け

ることが出来ない。

第三章 役員

第十三條 本会に左の役員を置く。

第十二条 会長 一名

副会長 二名

専務理事 一名

常務理事 三名

理事 五名

監事 二名

協議員 若干名

会長、副会長は理事とする。

理事者の総数は協議員の定数員を超えることが出来ない。

第十四条 会長は本会を代表し会務を統理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代理する。

第十五条 理事は会長、副会長を補佐し会務を分掌する。

専務理事は会長の指示により会務を掌理し会長、副会長事故あるときはその職務を代行する。

常務理事は会務を分掌し会長、副会長、専務理事々故あるときは順位によりその職務を代行する。

監事は民法第五十九条に規定する職務を行う。

第十六条 会長、副会長又理事は会員中より総会に於て選挙を行い之を決定す。

但し協議員会の議決により別段の方法を以て推挙することが出来る。

理事は市行政区各一名府下三名を原則とす。

第十七条 選挙の方法は無記名投票の多数を得たものを以って当選者とし投票同点のときは決選投票を以って当選者を定める。

第十八条 協議員は定時総会に於て候補者を掲示し其の内より選挙によつて決定する。

但し同点者ある時は年長者を当選者とする。又は其の他の方法により候補者を推薦し会長が之を委嘱する。但し選出定員は所在会員数及び地勢等を勘案し毎改選期役員に諮り会長之を定める。

第十九条 役員は名誉職とし其の任期は二ケ年とする。但し再任を妨げない。

第二十条 役員は正当の事由なくして之を辞することが出来ない。

第二十一条 役員に欠員を生じた時は前条規定に準じ之が補欠をする。但し補欠員の任期は其の前任者の残任期間とする。

第四章 名誉会長、顧問、相談役

第二十二条 本会に会長の諮問機関として名誉会長、顧問及び相談役を置くことが出来る。

第二十三条 名誉会長、顧問は会員外より、相談役は会員中より役員会の推挙によつて会長之を委嘱し其の任期は役員に準ずる。

第五章 評議会

第二十三条 会議は役員会、理事会及び協議員会とする。

第二十四条 役員会は理事者及び協議員を以て組織し定時役員会及び臨時役員会に分つ。

第二十四条 定時役員会は毎年一回会長之を召集し臨時役員会は会長必要を認めたととき隨時之を召集する。

第二十五条 理事会は会長、副会長及び理事を以て組織し会長必要と認めたととき隨時之を召集する。

第二十六条 協議員会に於ては庶務会計並一般会務の報告予算の審議其の他諸般の緊急事項の協議をする。

第二十七条 協議員会の議長、副議長は総改選の第一次協議会に於て協議員中より選挙し之を決定する。

第二十八条 役員会は別段の定めたるものの外理事者及び協議員各其の総員の三分の一以上出席せなければ議決すること
が出来ない。

但し同一の事案に関する再会議召集の場合は此の限りでない。

第六章 総 会

第二十九条 本会の総会は定時及臨時の二種とする。定時総会は毎年春季に開催する。会長必要と認められた時は隨時総会を

開催することが出来る。

第三十条 総会は会員の総親和会で其の方法は役員会に諮って会長之を定める。

第七章 理事会 業

第三十条 本会は総則第三条の目的を達するため左の事業を行う。

第一、整復術の学理及技術の研究に関する事業

第二、接骨医道の振作に関する事項

第三、見学、視察公益事業の協賛

第四、社会保険の取扱に関する事項

五、柔道の研究

六、其の他本会の目的達成上必要な事業（慶弔、互助）

前記事項の施行に關し必要な事業は理事会に諮り会長之を定める。

第八章 會計及庶務

第三十一条 本会の経費は会費寄附金及其他の収入を以て之に充てる。

第三十二条 会員の納入する会費は一人一ケ年金二千四百円也を四期に分ちて前納するものとす。

但し準会員と認める者は一ケ年千二百円也とす。尚別に社団法人全日本柔道整復師会所定の会費及負担金を

納入するものとする。

第三十三条 本会は経費に不足を用じたる時役員会の議決に依つて前条に定める会費の外特別の負担金を賦課すること

が出来る。

第三十四条 本会の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三十五条 毎年度の予算は会長之を編成し協議員会の審議を経て之を執行する。

既定予算の追加又は更正をする場合亦同じ。

第三十六条 本会は毎年會計決算書を作成し監事の監査協議員会の承認を得て会員に報告する。

第三十七条 本会は会員原簿職員名簿會議録其の他庶務並に會計に關する簿冊を備えるものとす。

第三十八条 本会は会務を処理するため事務員及雇員を置くことが出来る。

事務員雇員の給與其他服装に關する規定は役員会に於て之を定める。

第九章 制 裁

第三十九条 会員の行為で会則に違背するときは会長は役員会の議決を経て之に戒告し尚改めないときは業務の一部（保

険診療）中止又は停止せしめ又は除名することが出来る。

第四十条 役員が法令又は会則に違背し或は公益を害すると認めるときは会長は役員会の議決を経て之を解任することが出来る。

第十章 会則の変更

第四十一条 本会則の変更は総会に於いて総員の二分の一以上出席議決によって改廃することが出来る。

但し附則第四十五条は当分の間改廃することが出来ない。

第十一章 委員会

第四十二条 本会の事業を運営するため必要あるときは委員会を設けることが出来る。

委員会の規定は別に之を定む。

第十二章 附 則

第四十三条 診療報酬に関する規定は役員会に於て議決し之を実施する。

第四十四条 本会則に規定なき事項は会長は本会の目的及本会則の精神に鑑み役員会に諮り之を処理する。

第四十五条 本会の役員は当分の間昭和二十八年十二月十三日現在本会員の資格を有した者でなければならぬ。

本会則は昭和二十九年一月十日の第一回総会の決議に依って之を定む。

(二) 社団法人 京都府柔道整復師会定款

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は社団法人京都府柔道整復師会と称する。

第二条 本会は事務所を京都市下京区大宮通八条下ル片原町三七〇 久家 恵方に置く。

本会は理事会の承認を経て各区に支部を置くことが出来る。

第二章 構成

第三条 本会は京都府を区域とし、柔道整復師の有資格者を以って組織する。

第三章 目的及び事業

第四条 本会は柔道整復術の進歩、発展とその医学的研究並びに公衆衛生の向上を図ると共に公益性を重んじ社会の福祉を増進することを目的とする。

第五条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう。

- 一、柔道整復師の振作昂揚に関する事項
- 二、柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発達に関する事項
- 三、柔道整復師の資格向上に関する事項
- 四、国民の体位向上に関する事項

五、会員の福利増進並に相互扶助に関する事項

六、会報発行に関する事項

七、その他本会の目的達成のため必要な事項

第四章 会員及び出資

第六條 本会の会員は各区の支部会員であつて、目的趣旨に賛成し入会したものでなければならぬ。但し学識経験者又は柔道整復術のため、特に功労のあつたものを会員とすることができる。

第七條 本会の会員を左の三種とする。

一、正会員 所定の会費及び負担金を納入したもの

二、準会員 所定の負担金を納入したもの

三、名誉会員 学識経験者又は柔道整復術のため特別の功労のあつたもので理事会で推薦したもの

第八條 本会に入会しようとするものは住所、氏名、生年月日、免許を得た都道府県名、及び年月日を記載した申込書に規定の入会金を添え、各支部長を経由の上会長の承認を得なければならない。

前項入会申込書を提出し、会長の承認を得たものは会員とする。

第九條 本会員は所定の会費及び負担金を支払う義務を有する。

第十條 本会員にして各区支部会員たる身分を失つたものは本会々員たる身分を失つたものとする。

第十一條 本会員が退会しようとするときはその所属支部を経て本会に申達することによって退会することが出来る。

第十二條 本会を退会したもの又は身分を失つたものは、理由の如何を問わず既納の会費、負担金寄附金の返還を受け

ることが出来ない。

第五章 資産及び会計

第十三条 本会の資産は次の各号に依り構成する。

一、設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

二、会費

三、寄附金

四、事業に伴う収入

五、資産より生じた果実

六、その他の雑収入

第十四条 本会の経費は資産を以って支弁する。

第十五条 本会の経費負担金の賦課及び徴収方法は理事会の決議を経て總會の承認を求めるとする。

第十六条 本会の資産は会長が保管しその方法は理事会の議決によって定める。

第十七条 資産のうち現金は郵便官署又は確実なる銀行信託会社に預入れ若しくは信託し、或は国公債に換え保管するものとする。

第十八条 年度末に於て剰余金を生じたるとき、總會の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越すか又は積立金として積立てるものとする。

第十九条 本会の毎年度の歳入、歳出予算は年度開始前に理事会の議決を経、事業計画書と共に主務官庁に届出なければ

ばならない。

歳入、歳出決算は年度終了後一カ月以内にその年度末財産目録と共に監査を経、理事会の議決を経て総会の承認を受け且つこれを主務官庁に届出なければならない。

第二十条 本会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六章 役員

第二十一条 本会に左の役員を置く。

一、会長 一名

二、副会長 二名

三、理事 十五名以内

四、監事 三名

会長、副会長は理事とする。

第二十二条 会長、副会長は理事の互選とする理事及び監事は総会に於て会員中より選挙する。

第二十三条 会長は本会を代表し会務を統理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

理事は会務を分掌する。

監事は民法第五十九条に規定する職務を行なう。

第二十四条 役員任期は二年とする。但し再任を妨げない。

第二十五条 役員は任期満了後と雖も後任者の就任あるまではその職務を行なうものとする。

第二十六条 役員に欠員を生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間である。

第七章 顧問、相談役

第二十七条 本会に顧問、相談役若干名を置くことが出来る。

顧問、相談役は学識経験者並びに本会に特に功労のあつた者を理事会の議決を経て会長が委嘱する。

顧問、相談役は理事会の諮問に応ずるものとする。

但し表決に加わることとは出来ない。

第八章 総会

第二十八条 会議は総会、理事会の二種とする。

第二十九条 総会はこれを定時総会と臨時総会とする。

定時総会は毎年四月会長が招集し、臨時総会は理事会が必要と認めたととき会長が之を招集する。但し緊急必

要なる事項の生じたる場合は理事会の決議を以て総会の決議に代える事が出来る。此の場合次の総会に報告
しなければならない。

第三十条 会員の三分の一以上からその目的と理由を文書で示して臨時総会開催の要求があつた場合は三十日以内に臨

時総会を招集しなければならない。

第三十一条 左の事項は総会の議決又は承認を得なければならない。

一、定款の変更

二、収支予算及び決算

三、基本財産の設定及び処分

四、本社の解散

会長は左の事項につき総会に報告しなければならない。

一、会務、事務の概況

二、理事会に於ける決議事項

第三十二条 総会は会員総数の五分の一以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

総会の議決は出席者の過半数を以って決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

止むを得ない理由のため出席出来ない会員は予め通知された事項についてのみ書面を以って表決をなし又は

代理人に委任することが出来る。

この場合に於て、書面による表決又は委任はこれを出席と認める。

第三十三条 総会の議長は会長を以って充てる。

第三十四条 左の事項は理事会の議決又は承認を要する。

一、支部の認定

二、会費及び負担金の決定並びに徴収方法

三、寄附された金品の收受及び処分

四、毎年度の予算計画の設定及び変更

五、剰余金又は損失の処理並びに借入金

六、その他重要事項

第三十五条

理事会は理事を以って組織し必要と認められた場合随時会員を招集することが出来る。

監事は理事会に出席し意見を述べることが出来る。但し表決に加わることが出来ない。

第三十六条

理事会についての細則は別にこれを定める。

第九章 定款の変更及び解散

第三十七条

この定款は総会の議決を経、且つ主務官庁の許可を得なければ変更することが出来ない。

第三十八条

本会は会員の四分の三以上の同意を得、尚主務官庁の認可を得て解散することが出来る。

第三十九条

前条により解散したときの残余財産は総会の議決を得、公共団体に寄附するものとする。

第四十条

本会が解散したときは理事が清算人となる。

但し総会の議決により会員中からこれを選任することが出来る。

第四十一条

本会の公告は会報及び京都新聞紙上によってする。

第十章 附 則

第四十二条

本会の定款に明記しない事項は総ての定むるところによる。

（以下は非常に小さい文字で書かれた注釈や補足事項と思われる）



氏諸役員會田

一府に二団体の存在は、主義主張を異にするとはいへ、業界にとっては好ましい状況でなく、両会共諸種不利に手を焼いたが、合同する機を見る事が出来なかつた。

この時期、社団法人全日本柔道整復師会京都支部が、如何に全柔道整復師の将来を考え、苦悩していたか伺い知れる次の文を掲載する。

(三) 京都府柔道整復師会新旧両会一本化 に対する我が会の信念並びに態度宣言

社団法人全日本柔道整復師会京都府支部

全国の柔道整復師会々々 各位

昭和二十九年十月十八日、大阪に於ける全日柔整会近畿ブロック会議席上、大阪府支部会長は本会清水会長に対して次の様な言動があったので、本会として今日改めて主題の件に関し、その動かざる信念と今後の態度を明らかにして之を世論に訴え、以って不測の誤解をさけるために茲に存念を申し

述べる次第でございます。

即ち、大阪府支部会長の放った言動は、「京都府新旧両会が対立している為、各種機関団体と保険協定を結ぶに当り、今迄、近畿各地区とも多大の迷惑を蒙り来たった実情であるが、差し迫つての協定先である電信電話通信公社との協定に直面し、京都が一本化されねば協定をしないと云っているから、内容はどうしても表向きだけは速やかに一本化していただきたい。」と、発言があつたのであります。

まことに御説ご尤もな事で申し訳ない事でありませう。而し、内容はどうしてもかまわないが、表だけは一本化した如く見せて欲しい。さもなければ貴地区は協定をして貰えないぞ。と、人の肝をさぐる様な半威嚇的の言辞に対し、大阪はじめ近畿各地は勿論、全国の諸先達に此の際更に深い認識を求め諒解していただきたく、且つ、近畿ブロック各地区の迷惑をかえりみずして、唯ヤンチャ坊主が無分別に駄々をこねて居る様思われる事が心外に堪えないので、本会の眞実の声をきいて貰って、之をもってブロック自体の声として、今少し身近に考えつつ聴いていただきたいと思つてございます。

大阪府支部会長の言の如く、内容はどうしても表向きだけ一本化してみせるだけであれば、事は簡単でありませう。それであれば今迄各地区に気がねをし、兎や角の非難を受けない迄に、とつくに一本化し得た筈であります。何故我々は努力しているに不拘、理想の一本化を実現し得られないのだからと云う事を、全日自体を強化する前提として、眞剣な態度で、御批判御検討願ひたいのでございます。本会は、今迄に決して努力を惜しんでいたものではございません。油と水の融合は根輪際不可能であります様に、性質の異なる京都府新旧両会の立場が、正にその如く考えられるのでございませう。体内に発生その勢力を伸さんとする悪質のガンを取り除かねば、健康体になり得ない事はおわかりと存じます。努力を続けて来て現在、尚、話し合う広場が容易にみつからないのでございます。而し乍ら、荆の中からもローマに通ずる大

道はない筈がございません。京都府の、否、全日の柔整会員の永遠の平和を目的とするそれは、あく迄新旧両会の、合理的な組織だった一本化でなくてなんでありましょう。之より他に途がないのでございます。

従来迄の歴史が如実に物語っております通り、積んでは崩し崩しては積む、さながらサイの川原の石積の如く、安易なその場限りの上調子な妥結であっては、全会員の迷惑は此上もなく、近畿ブロックは勿論の事、全日自体に大きな汚点をつける事になるのは、火を見るより明らかであります。いい加減な妥協は、新しく誕生した本会を、破滅に導くものである事を断言し得られるのでございます。

殊に、全日傘下の近畿ブロックのパロメーター的存在たらんと協力、以って一路向上発展をのぞみ連日精進しつつある本会の主旨は、あく迄目前の利益にとらわれず、百年の大計を樹てるべく進む事であって、茲に思いきってガンの害悪に感化されぬうちに、別れ立ち上がった訳でございます。やがては京都全柔整師一人残らず、喜んでいただけの晴の日の来るのを理想とし、我々は体一杯の自信を持って、現在も尚、隠忍自重、他地区からの圧迫冷笑の無言の暴力を噛みこらえて、頑張っているのでございます。斯くの如く、片腕ともなるべき隣人から白眼視され乍らも、本会僅か数十名、スクラム組んで努力精進して来たその蔭には、数多くの正義の道を説く人達が如何に涙を流して、邪道の浄化に粉骨挺身しつつけられてきた事か、己れの地位を忘れ名誉をかなぐり捨て、果ては家を忘れ、外からくそ正直の頑固者とののしられ、内輪の者から人の事に愚なる哉と、その真意を汲み取って貰えず、精神的且つ肉体的に大きな苦痛をいやと云う程舐めさせられたのでございます。此の塗炭の苦しみを知らずして、酒席に於いて事もなげに、今一本化云々を口にし、割り切った如き言辞を弄する人々に、その苦痛の程を葉にして吞んでいただきたい様な気持ちでございます。

然し乍ら、我が言最も正しいとして他の意見を聞き入れず、あく迄頑固一点張りに一本化を否定し、顔をそむけて居る

ものでは決してありません。唯訴える所は、常理を尽して一路ローマに通ずる大道を正々堂々、共に手を取り合って生きて行かん事を望んで居るのみでございます。にも不拘、心無き隣人は、何故形だけでも一本建にと、目先の我利我執にとらわれて、乞食が物乞いをする如く人の顔色を盗み見、もみ手をして哀訴嘆願するが如き態度を示されるのでありましようか。而も、不合理と云う嚴肅な事実を認識しつつも、尚之が達成を願って他の迷惑も省みないとは、その力のもつていく方向が間違っていないではありませんようか。

まこと誠意をもって隣人が、相互福祉増進の為、崇高なる精神で始められたものであれば、何故に全国の柔整師が安んじて食卓に向かう事が出来る様、又身分を安定させる為に法を改むべく結束して政治力を養うべく、全力を本部に貸し与えてやろうとしないのでありません。己れが非行を隣人になすりつけるが如き島国根性を打破し、いつ如何なる時と雖も、公明正大に大衆の為に行なわれるべきであります。我々柔整師が打って一丸となつて、安心立命の出来る立場にもつて行く為の、私達は一細胞組織である事を忘れて居るかの如き観があるのでございます。

我々は団結を以って、未完成組織の本部を盛り上げてゆくべく、又斯くするのが、全日傘下の我々ブロック一員としての本業のとるべき姿ではございますまいか。小事をおろそかにする気持は毛頭ありませんが、大事の前の小事は問題ではございません。正しきを正しいとする本然目覚めた人達は、いつかは常理の前に礎石の一つたらんことを願って集い来るのであります。すべて時日が解決する問題でございます。その実績を示すことが大切でございます。我々は決して焦っては居りません、我々は悠々迫らず固き信念を持ち、広く意見を聞き、又語り来るもの両手を挙げて喜び迎え入れる程、余裕タップリの態度を持して居るものでございます。

我々ブロックで互いに手を握り、邪道に迷わず全日傘下の会員として、益々団結を固くする事こそ、これ全日の基礎を

より盤石の上におかしむる結果となることと、信じて疑われないものでございます。

されば、古き因縁に縛られ、惑うている人達を揺ぶり、一人でも速やかに正常の軌道に導き乗せていただいでこそ、ブロック隣人としての思いやりではないでしょうか。

我が会が、ブロックに心より望み、且つ期待しているのは、この飾り気のない全日強化を望んで發揮される、唯々まことなのでございます。唯利益の為にのみ走って一本化の具体化もなしで、兎にも角にも一本化呼ばわりは笑止千万であり恐らく、斯くの如き浅薄な考え方では、永久に一本化は期待し得られないのでございます。

殊に、近畿地区に於いて主導者として自負する隣人が、愚かにも保険業務に関し、関西本部を設けるとか、はたまた本部役員の無能呼ばわりを公言するが如き態度は、下の下に位する世間知らずの姿でありまして、斯る言動は百年の大計を一朝にして瓦解する様なものと考えるのでございます。

支部を強力にし、総ての機構の未完成な本部の不備欠点を補足し、以って我々の総本山の基礎を盤石の安きにつかしまる様、ブロックとして協力支持するのが人として踏み行なうべき道ではないではありませんでしょうか。ブロックの固き団結を、己れの手で破壊するが如き言動は、厳につつしまねばならぬと存するのでございます。

以上の如く、我が会の日頃の所信を被歴し進むべき態度を明らかにし、今後益々ブロック・全日の捨石たるの決意を広く天下に宣言、京都府新旧両会の合理的一本化のつえを持ちつつ精進、全日の強力体制確立を祈って止まない次第でございます。

二 新旧両会合同

歴史は常に劇的であり、又発展は一朝一夕には成らない様である。本会も例にもれず、新旧両会の合同への路は紆余曲折であった。三十二年十一月二十一日、清水五郎氏に於て、両会合同の交渉が完了した。

新・旧両会共各々の主義主張が合い入れず、合同の会が実現せぬいだちの日々を過ごしていた。そんな最中、新会の田中寛成氏と旧会の阪井昇氏とが伏見稲荷の街道でバッタリと出合い、路上にて両会の今後につき色々話し合い、又前途を憂い、両会の合同の為、各々の会員への説得を約束して別れたのであった。

そしてそれから後、新旧両会の話し合いが左記の如く行なわれた。

○昭和29年6月24日 於清水氏宅 新会出席 清水氏 旧会出席 松浦・今井の両氏

○昭和29年11月1日 於 右同 新会出席 清水・栗田・沢田の各氏 旧会出席 阪井氏

○昭和30年4月26日 於松浦氏宅 新会出席 栗田・田中の両氏 旧会出席 松浦・今井の両氏

○昭和30年5月4日 於栗田氏宅 新会出席 栗田氏 旧会出席 松浦氏

○昭和30年5月28日 於大阪ブロッタ席上 新会出席 栗田・田中・米原・沢田の各氏

○昭和30年5月28日 於大阪ブロッタ席上 旧会出席 松浦・阪井の両氏

○昭和30年6月11日 於松浦氏宅 新会出席 栗田氏 旧会出席 松浦氏

以上の如く会合を重ね、尚本格的代表者の第一回目の会合を、幸いにして左の如くもつ事が出来た。

○昭和30年6月18日 於五条坂西入 若松八幡神社社務所大広間

新会出席者 清水・栗原・道端・栗田・田中・中村・福島・米原・沢田の九氏

旧会出席者 今井・松浦・久家・三橋・阪井・村上の六氏（羽山氏病欠）

△内容▽ 旧会の主張 全日に参加すべきものと考えるが、現在の旧会たる社団法人は尚存置したき希望を述べ、全日に参加し、取敢えず二枚看板で行こう。ともかく一本建に早くなろう。

新会の主張 第一回目の会合の目的は旧会の肝を聞きたくて会合したものである事を念の為申添える。

△結果▽ 再会を約して物別れをする。

この後会合を重ね、翌三十一年五月二十四日には、新旧両

会合同で近畿ブロック会を開催したのである。

そして昭和三十一年十二月に、清水道場に於いて新会側よ

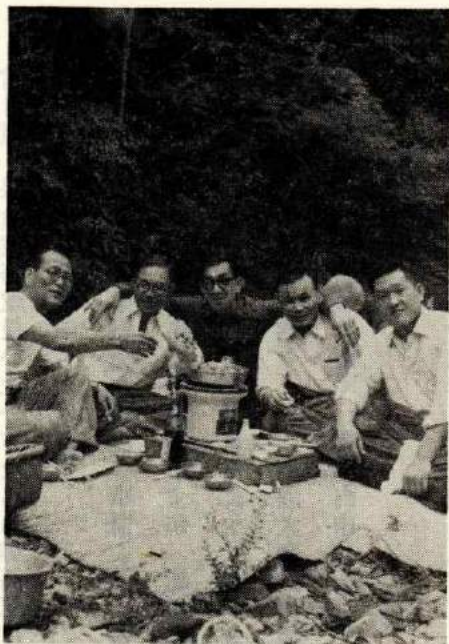
り清水会長以下栗原・道端・田中・中村の諸氏、旧会側より

は久家会長以下羽山・阪井・松浦の諸氏によって最終的な会

合が行なわれた。

意見の交換も円滑に進んだが、最後に会長問題において結論が得られず、ゆきなやみの状態を呈したが、「先輩である





昭和31年10月 松茸狩り亀岡へ（駐在さんに一日付き切りでお世話なつた）

清水先生を立てるのが本筋である。」との久家恵氏の発言によって問題が解決し、茲に会長の一年交代制という条件の基にあれほどもつれた両会も、めでたく合同する事になった。

合同結成式は、松浦新氏の発案によって神式にて催す事となり、昭和三十二年一月十三日雪の降る日に、その式典を開催したのである。

合同結成大会開催の案内状

昭和三十二年正月吉日

全日京支発第一号

(社)全日本柔道整復師会京都府支部 会長 清水 久次郎
 (社)京都府柔道整復師会 会長 久家 恵

拝

殿

新旧両柔道整復師会 合同結成大会 開催の御案内を申し上げます

常日頃 保険業務取扱い一方ならぬ御高配にあずかりまして 会員一同深く感謝致して居る次第で御座います
会を代表致し厚く御礼申し上げます

扱て 従来新旧両柔整会が諸種の事情より止むなく並立し 保険業務取り扱い上まことに御手数をわずらわして参り
甚だ恐縮仕って居る次第で御座いますが 此の度両者話し合いの結果 長い間の暗雲を一掃しまして 茲に合同の気運
にめぐまれる秋を迎へる事が出来るようになりました

就きましては左記の通り 合同結成大会式典並に祝賀会を開催仕り度く 諸般に御多用とは存じ上げますが 何卒ま
げて御出席の栄を賜わり度く 御案内申し上げる次第で御座います

記

日時 昭和三十三年正月十三日(日)

場所 朱雀第二小学校(御前通丸太町下ル)

式次第

一 開会の辞

栗原先生

二 新旧両会合同の主旨並に経過報告

松浦先生

三 会長挨拶

清水先生

四 来賓祝辞

京都府知事

京都労働基準局長

金井全日柔道整復師会長

小川名誉会長

五 閉会の辞

久家先生

六 祝賀会

合同結成大会開催

新旧両会合同結成式典については、当時の「にわとこ」に次の様に記載されている。

京都府新旧両会合同結成式典挙行に就いて御報告申し上げます

昭和三十二年正月十三日（日）午後二時より同八時まで

本府柔道整復師会にとって意義ある佳き日、身も心も清めてくれる如く、早朝よりちらほら白綿の舞い落つるすがすがしい一日、滞りなく式典は盛会裡に終了した。

一 場所 中京区丸太町通り御前下ル 朱雀第二小学校講堂

二 出席者 来賓約二十名 会員約七十名

三 状 況

1 合同結成式次第

・手水の儀

・一同着席の儀

・修日の平被二枚を掛ける儀

・降神の儀

・献饌の儀

・齊主祝詞奏上

・宣誓並覚書交換

六 宣誓書 宣誓要旨 (清水・久家両先生)

柔道の二大精神たる、精力善用自他共栄の理に徹し相互に協力、柔整の道に精進努力しその成果を高揚せんとする。

覚書要旨

第一期会長清水先生、第二期会長久家先生交互に就任。全日柔整会の強化を図り従来のわだかまりを流し、大乘的見地より同目的の為強く団結、以って斯道の向上発展に尽くさんとする。

・玉串奉奠

四 宣誓 (1) 齊主

(2) 清水・久家両先生

(3) 京都府知事

(4) 京都労働基準局長

(5) 小川名誉会長

(6) 栗原・道端・羽山・阪井の四副会長

(7) 高野・田中の両理事長

(8) 松浦・栗田の両会員代表

・ 撤 饌

・ 昇 神 の 儀

・ 一 同 退 出

2 総会順序

(司会 中村先生)

・ 開 会 の 辞

・ 合同の趣旨並経過報告

・ 会 長 挨拶

・ 来賓 祝 辞

・ 閉 会 の 辞

3 祝賀懇親会

合同懇親会の大

合同趣旨の大略

時勢の流れに即応すべく、団結の力をもって万事に当らねば不可能なるを確認し、茲に両者合同、以って全日柔整会の態勢強化を図るべく邁進せんとするに在る。

来賓祝辞の大略

今日茲に種々の事情を克服され、よく円滑に合同結成の式典を挙げられた事に対し、心より御祝い申すと同時に大なる敬意を表する次第です。今後共よく団結の力をもって、独自の技術の向上とその成果をあげられ、社会保険に御寄与賜わるよう切望して止みません。

小川名誉会長祝辞の大略

合同を御祝い申し上げ、総ての団結の力をもって今後も独自の技術を活かしていただき度い、又身分法もすっきりした形にもって行くべく、私は法律作成者側の一人として、手をこまねいて現在の状況をほっておく様な事はしない覚悟です。皆様も一致協力、此の問題に再度打ち当って下さる事を切望します。

合同後の連絡文

新旧両会合同後、会費未納入者や会議に出席しない会員等の自覚を高め、名ばかりの会員の整理を図り、強固な団結をもつ本会にならんが為、全会員はもとより、府下の全柔道整復師に次の文が送付された。これに依り、本会も強固たる組織が形成されていったのである。

京都府下の柔道整復師諸先生に御連絡申し上げます

従来迄の社団法人全日本柔道整復師会京都府支部（清水久次郎会長以下会員約50名）並びに社団法人京都府柔道整復師会（久家恵会長以下会員80名）の両会は、去る一月十三日をもって解散、同日付を以って新しく社団法人京都府柔道整復師会（第一期会長清水氏 第二期会長久家氏）を合同結成した事は結成式当日御出席の有無にかかわらず、既に御手許迄御案内申し上げ御承知願った通りでございます。

（註 係が新人の為、万が一御案内もれの先生がございましたら、平に御容赦の程）

名称こそ変わり榮えありませんが、身も心も叩き直して新発足の真新しい柔道整復師会が、茲に誕生致したのでございます。此の秋に当り合同結成の新しい本会を、全日本部並びに近畿ブロック会へ報告するに当り、之に伴って裏づけたる入会費や会費を納入しなければならず、且つ又、今後全日構成員の一人として、種々と全日並びに近畿ブロック会に対し京都府として現有会員数の頭割の負担金を確実に納入、その義務を履行すべき責任を有して居るのでございます。

そこで、従来の古い両会々員として未だ一度も会費を納入して居られず、又納入の御意志なき諸先生に対し、誠に申しにくい事ですが、今回入会の必要を御自覚されるまで、自発的に退会を申し出ていただきたく、此の合同結成を汐に会組織を根本的に面目一新、ガッチリ腕を組んで進みたく存じますので、甚だ恐れ入りますが来る二月二十八日を締切りとしまして、入会存続希望の諸先生のうち、会費未納の方は完納していただき、又二十八日をすぎるも尚、未連絡未完納の先生方は、本状内容を御諒承下され、退会されたものと認めさせていただきます。

尚、新規開業や保険取扱の必要性を御自覚されましたその都度、入会していただく様相図りたいと存じます。

近年、全国民皆保険実施（六大都市から実施）の状態迫りつつある折柄尚更の事、何卒右の主旨を御諒解賜りまして、御協力下さいます様御連絡申し上げる次第でございます。

昭和32年1月吉日

社団法人 京都府柔道整復師会

第一期会長 清水 久次郎

第二期会長 久家 恵

理事 事

三 第一回全国会長会議開催

雨降りて地固まるとのたとえ通り、合同後の本会は実に円満なる会となり、清水会長を先頭に会員全員が本会の向上発展に邁進した。そして昭和三十二年三月京都に於いて、第一回全国会長会議が開催され、その準備には役員諸兄が大変苦勞されたが、中でも庶務一切の業務を司った沢田宗右衛門理事の努力は、筆舌に尽せぬ程であった。

次に、その式次第と挨拶要旨、加えて、全日柔整会々長金井良太郎先生の挨拶文を掲載する。



社団法人全日本柔道整復師会第一回全国支部長会議開催記念写真

主催 社団法人全日本柔道整復師会

協力 全日本柔道整復師会近畿ブロック会

日時 昭和三十二年三月十七日

場所 五条大橋畔 つる清

出席者 計六十名

内容

イ、会議順序

(司会 京都 栗田・田中の両役員)

開会の辞

京都府会長

清水久次郎先生

会長挨拶

全日本部会長

金井良太郎先生

全日顧問挨拶

箕和田益二先生

近畿ブロック代表挨拶

兵庫県会長

天崎 壽円先生

小田幸次氏

近畿ブロック顧問挨拶

議 事

議長選出

本部提出議案説明

地方提出議案検討

質疑応答並びに会務連絡座談会

閉会の辞

懇親会

口、挨拶

金井全日会長挨拶要旨

今日迄全国会員打って一丸となった結果の力をもって事に臨んで来たが、今後も和親向上の心を固めて進みたい。尚、本部役員に対して御叱声も結構ですが、良い事があつたら誉めてやってほしい。会資金が欠乏して来、役員員の自費を投じて続行している事を御承知願いたい。

夔和田顧問挨拶要旨

熱の塊まりの様な名会長を本会にいただいて居られ幸福である。更に会長を中心に努力を希望するや切なり。

小川顧問挨拶要旨

常々柔整師の身分の不安定な事を心痛していたものである。微力乍ら今後会員各位と協力、更に運動を続行し

小川半次先生

京都府会長清水先生指名選出

本部・係役員

提出地区会長

各地区会長

大阪府会長 杉本保三郎先生

て参る心算です。御尽力の程。

天崎会長挨拶要旨

初めての会長会議を、我が近畿ブロックの中の京都に於いて開催される事になった。誠に喜ばしい、終始有意義に展開してほしいものです。

清水会長挨拶要旨

重大な而も第一回の会長会議を、京都で開催と決定、その責任を痛感、老骨にむち打ってやりますが、御満足していただけるかどうか心配です。ともかく、金井会長の心を心として、全日将来の発展と会員の親睦を図る二大目的の為、此の一日の会議を有意義におすすめ下さる様切望して止みません。

斯く諸先生の挨拶が終ると休みなく議事に突入、議長は開催地元での事にて清水会長を議長に選出、副議長に栗田・田中の両役員着席、よどむ事なく議事進行する。

ハ、議事

本部議案一括説明 全日本部・本部常務理事説明

身分法問題 レントゲン問題 魚住常務理事説明

保険問題 減税問題 金沢常務理事説明

会計問題 岩瀬常務理事説明

保険資料蒐集問題 竹本常務理事説明

各地区提案議案は、本部議案に織りこんだので非常に円滑に議事が進行した。

一、保険協定に就いて

国税庁と全日柔整会と一本建協定

可決

唯し会費未完納の地区は除外すること

三月二十五日迄各地区名簿添付し本部報告

一、組織強化に就いて

全日柔整会組織を強化する為、全日本部に組織委員長を設置するの件

可決

委員長は会長に選出を一任すること

一、身分法に就いて

此の問題は先が長い。あく迄継続審議する。軍資金の捻出方法を考究のこと

一、会費値上げに就いて

本部の説明を諒承、従来の二百円から年額五百円に承認

可決

一、抛金に就いて

保険問題に関し軍資金が速急に必要、一人五百円抛出

可決

三月末日迄に金井会長手許に納金のこと

全日本柔道整復師会の現実情と将来に就いて

全日本柔道整復師会々長 金井良太郎

柔道整復術が、大正九年九月先輩諸兄の絶大なる努力によって公認されて以来、三十七年の歳月を重ねて現在に至って居る。しかるに、初期即ち大正末期から昭和初期の頃には、柔道整復術は廃すべし等の暴論もあって、思えば苦難極りない時代であったとも申される。以来既に物故された先輩やその当時の有識の幹部は、会員諸兄と共によく此の困難を克服して、今日の隆昌を来したものである。一国の業態が真に安定するには、何れも此の例にもれぬであろう。数百年の伝統に生くる、我が柔道整復術も幾度かの危機に遭遇したものの、よくぞ此処迄進歩し更に尚一段の飛躍を見ようとする事は、会員の諸兄と共に喜びに堪えぬ次第であります。

私は、大正初期に柔道整復術試験委員を勤めてから今日迄の長年月、本会との関係を振り返る時、感無量であります。本会の隆昌会員の向上は、自らの喜びでもありません。この三十数年にわたる間、講習に研究に年々歳々学術技術の向上に、共に精進して参ったのであります。時には関東地区として、数ヶ月間を引き続き講習を行なった事も幾度であったでしょう。更に現在にあつても、月二回の研究会を既に四ヶ年にわたって行なつて居ります。もとより東京都以外の地に於いても、神奈川県にあつては数年来、毎月引き続き講習を欠く事なく現在に至つて居ります。近畿地区会としても接骨医術講習会は、大阪大学との連絡の下に熱心に毎年の行事として開催されて居ります。北陸・東北地区、又他の地区にても益々盛んに研究講習を行なつて居る次第であります。会長として出来得る限り之に参加して御手伝いを致して居ります。

業界の発展飛躍は、会員諸兄の実力が基本である事に論はありません。

我が柔道整復術は、日本古来の技術に加えて、近代医学の粹をもって治療を行なう日本固有の、又独自の医療であります。医師は骨折・脱臼の治療に当っては、多くは観血療法により、更に後療法に至っては之も施す事少なきが現状であります。柔道整復術にあつては、あく迄無血療法をその領域として行なう所に強味を有し、根よき後療法が骨折、脱臼治療の完成に重要な役割を演ずるのであります。

もとより医師の観血手術には限界がありまして、此の限界を過ぎれば失敗を招くものであります。整復術にも自ら禁忌症が定められてある事を知つて、治療に当っては限界を越える所に整復術としての失敗があります。此の限界を守つて万全の治療を行なう事が、とりも直さず優秀な治療成績を治め、之が世の信望を勝ち得るものであります。

衆人の好む事は無血治療であつて、観血療法ではないのであります。又、治療成績から見ても、完全な無血療法は観血療法に勝る事は論をまぢません。自他共に許す実力によって治療の万全を期し、更に全国会員の強力な団結と和とが、業界将来の大となす根底となります。一個の業態が隆盛に向かう時は、期せずして大同団結を見るものであります。

一言にして業界の将来を申すならば、実力と結集によって一大飛躍をなし得るのであります。

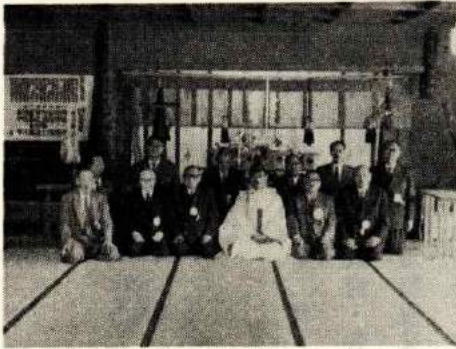
昭和三十二年五月十六日、本会の発展と合同に安心し気がゆるんだのか、突然道端徹副会長が黄泉の客となられたのである。多年本会の為尽力された氏を失つた事は、実に偉大なる損失と云わねばならない。

そんな嘆きが未だ去っていない昭和三十二年六月九日、全日本柔道整復師会定時総会が東京神田の日本大学講堂に於いて開催され、京都府代表として田中・阪井の両氏が出席された。議事途中、議長より臨時報告があり、「只今電文にて、

京都府の清水会長が御逝去になりました。」との報に、満場肅然として哀悼を捧げたのである。

田中・阪井の両氏はただちに京都に帰り、会長の霊前にその御冥福を祈った。

この短い歳月の間に、会長・副会長お二人の両柱を失い、一時は暗々たる思いでしたが、本会を挙げて新執行部の結成に当り、翌日には久家恵氏が会長に、栗原民雄・羽山清次郎・阪井昇の三氏が副会長、理事には田中寛成氏が就任された。



第二章 各種保険者との協定書及び契約書

昭和十一年一月二十二日、柔道整復師の健康保険取扱について、内務省社会保険部長より発令があり認可された。

本会に於いても、政府・各種組合・共済及び労働基準局等とそれぞれ旋術についての協定・契約を締結し、骨折、脱臼、捻挫及び打撲に対する整復又は、後療法を担当するに至った。

ここで昭和二十年以降、本会と各種保険者等との協定書及び契約書を列記する。

一 共 済

昭和二十五年七月三十一日

郵政省共済組合事務掌理者大阪郵政局長と京都府接骨師会々長との協定書

郵政省共済組合事務掌理者大阪郵政局長

京都府接骨師会々長

小泉 潤

齊藤 善一郎

(協定書内容全文は一二九頁に記載)

昭和二十六年五月一日

警察共済組合京都府支部長と京都府柔道整復師会々々長との契約書

警察共済組合京都府支部長

昭和二十六年七月十日

京都府柔道整復師会々々長

昭和二十六年七月十日

京都拘置所共済組合事務掌理者と京都府接骨師会々々長との協定書

京都拘置所共済組合事務掌理者

昭和二十六年十月一日

京都府接骨師会々々長

昭和二十六年十月一日

警察共済組合京都府支部長と京都府柔道整復師会本部長との契約書

警察共済組合京都府支部長

京都府柔道整復師会本部長

清水 久次郎

藤田 次郎

清水 久次郎

清水 久次郎

井上 和子

久家 恵

久家 恵

熊野 徳次郎

久家 恵

昭和二十六年十月十日

京都府国家地方警察隊長と京都府柔道整復師会本部会長との契約書

京都府国家地方警察隊長

熊野 徳次郎

京都府柔道整復師会本部会長

久家 恵

(契約書内容全文は一三二頁に記載)

昭和二十八年五月六日

公立学校共済組合京都支部京都府教育委員会教育長と京都府柔道整復師会々々長との契約書

公立学校共済組合京都支部京都府教育委員会教育長

細谷 健 治

京都府柔道整復師会々々長

清水 久次郎

昭和二十八年七月一日

刑務共済組合京都拘置所支部長と京都府柔道整復師会々々長との協定書

刑務共済組合京都拘置所支部長

吉野 徳次郎

京都府柔道整復師会々々長

清水 久次郎

昭和二十八年九月十一日

公立学校共済組合京都支部 京都府教育委員会 教育長と京都府柔道整復師会本部会長との契約書

公立学校共済組合京都支部 京都府教育委員会 教育長 細谷 健治

京都府柔道整復師会 本部長 久家 恵

昭和二十九年一月一日

私立学校教職員共済組合理事長と京都府柔道整復師会本部長との協定書

私立学校教職員共済組合理事長 河野 勝 斎

京都府柔道整復師会 本部長 久家 恵

昭和二十九年一月一日

私立学校教職員共済組合理事長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

私立学校教職員共済組合理事長 河野 勝 斎

社団法人全日本柔道整復師会 京都府支部長 清水 久次郎

昭和三十年一月八日

日本電信電話公社共済組合近畿支部長 近畿電気通信局長と社団法人京都府柔道整復師会々々長との協定書

日本電信電話公社共済組合近畿支部長近畿電気通信局長 横田信夫
社団法人京都府柔道整復師会々々長 久家 恵

昭和三十年一月八日

日本電信電話公社共済組合近畿支部長近畿電気通信局長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書
日本電信電話公社共済組合近畿支部長近畿電気通信局長 横田 信夫
社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長 清水 久次郎

昭和三十年三月一日

地方職員共済組合京都府支部長と社団法人京都府柔道整復師会々々長との契約書
地方職員共済組合京都府支部長京都府知事 蜷川虎三
社団法人京都府柔道整復師会々々長 久家 恵

昭和三十年三月一日

地方職員共済組合京都府支部長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との契約書
地方職員共済組合京都府支部長京都府知事 蜷川虎三
社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長 清水 久次郎

昭和三十年六月二十五日

滋賀県市町村職員共済組合理事長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

滋賀県市町村職員共済組合理事長

井上 孫治郎

社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長

清水 久次郎

(協定書内容全文は一三四頁に記載)

昭和三十一年四月十二日

郵政省共済組合簡易保険部局事務掌理者簡易保険局長と京都府柔道整復師会々々長との協定書

郵政省共済組合簡易保険部局事務掌理者簡易保険局長

小野 吉郎

京都府柔道整復師会々々長

久家 三恵

昭和三十一年四月十二日

郵政省共済組合簡易保険部局事務掌理者簡易保険局長と全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

郵政省共済組合簡易保険部局事務掌理者簡易保険局長

小野 吉郎

全日本柔道整復師会京都府支部長

清水 久次郎

昭和三十一年九月二十八日

大蔵省共済組合大阪国税局支部長と社団法人京都府柔道整復師会々長との協定書

大蔵省共済組合大阪国税局支部長

原 水三郎

社団法人京都府柔道整復師会々長

久 家吉恵

昭和三十一年九月二十八日

大蔵省共済組合大阪国税局支部長と全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

大蔵省共済組合大阪国税局支部長

原 三郎

全日本柔道整復師会京都府支部長

清 水久次郎

昭和三十三年七月一日

郵政省共済組合事務掌理者大阪郵政局長と京都府柔道整復師会々長との協定書

郵政省共済組合事務掌理者大阪郵政局長

金 澤平蔵

京都府柔道整復師会々長

久 家吉恵

昭和三十一年六月二十五日

滋賀県市町村職員共済組合事務掌理者と井出清人全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

滋賀県市町村職員共済組合事務掌理者

井 出清人

協 定 書

国家公務員共済組合法（以下法という）に基く郵政省共済組合の組合員及び組合員証又は遠隔地被扶養者証に登録されているその被扶養者（以下組合員及びその被扶養者という）に対する公務に因らないで疾病に罹り又は負傷した場合の施療に関し郵政省共済組合事務掌理者大阪郵政局長（以下甲という）と京都府接骨師会長（以下乙という）との間に左のとおり協定を締結する。

第一条 乙はこの協定に基いてその会員をして大阪郵政局管内各所属機関の組合員及びその被扶養者の施療を為さしめるものとする。乙はその会員をして組合員がその資格を喪失した後の組合員及びその被扶養者の施療については法第三十四条第二項に規定する期間継続してその施療を為さしめるものとする。

第二条 乙は会員で前条の施療を担当すべき接骨師の氏名及び営業の場所を甲に届出せるものとする。

第三条 前項の届出事項に異動のあったとき亦同じ。

第四条 会員が為す施療の範囲は骨折脱臼捻挫及び打撲に対する整復又は後療法とする。

第五条 会員が組合員及びその被扶養者の施療をなしたときの料金は別紙料金表に基いて一点の単価を十円として算定した額とする。

第六条 会員が組合員又はその被扶養者の施療をなしたときは組合員については本協定による初診料に相当する額をその被扶養者については協定料金の十分の五に相当する額をそれぞれ組合員又はその被扶養者から支払を受けるも

のとす。

第六条 会員がこの協定によつて料金の請求をなさんとすときは様式第四号による療養費請求書を京都府接骨師会審査会を経由して甲に提出するものとする。

第七条 甲は乙より前条による療養費請求書の提出をうけたときは、その内容を審査し正当なることを確めた後速やかに乙にその費用を支払うものとする。

第八条 乙は会員に対し左に掲ぐる事項を遵守せしめるものとする。

一、組合員又はその被扶養者の施療に当つては懇切丁寧を旨とする。

二、組合員又はその被扶養者から共済組合員証を提示して施療を求められたときは施療をうける資格あることを確めた後之を行い組合員又はその被扶養者で已むを得ない事由によつて組合員証の提示をなすことが出来ない者についてもその施療を行いその事由の止んだ後遅滞なく組合員証を提示せしめること。

三、会員は医師の同意を得た場合の外骨折又は脱臼の患部に施療してはならない。但し応急の手当をする場合はこの限りでない。

四、負傷が左の各号の一に該当する場合は適当な保険医又は甲の指定するものの診療を受けしめるよう助力するこ

と。

(イ) 頭骨々折脊椎骨折その他複雑なる骨折。

(ロ) 肋骨々折で喀血し又は皮下気泡を触知するとき。

(ハ) 負傷により特に神経障害を伴うとき。

(二) 観血手術を必要とするとき。

(ホ) 臓器出血を認め又は疑あるとき。

五、左の各号の一に該当する場合は意見をつけて遅滞なくこれを甲に通知すること。

(イ) 事故が組合員又はその被扶養者の闘争泥酔又は著しい不行跡によって生じたとき。

(ロ) 組合員又はその被扶養者が詐欺その他不正の行為により施療をうけ又は受けようとしたとき。

(ハ) 組合員又はその被扶養者が正当の理由なく施療上の指揮に従わないとき。

六、組合員又はその被扶養者の施療に関しては様式第五号による施療録を備え必要な事項をこれに記載すること。

七、前号の施療に関する帳簿及び書類はその完結の日から五年間保存すること。

第九条 乙は会員を常に指導監査しその義務を怠ったもの及び不適当と認むる者に対しては甲と協議の上戒告を与え又は届出を取消すものとする。

第十条 甲は会員に対し施療に関する帳簿及び書類の閲覧及び証明をもとめ又は報告を徴することができる。

第十一条 甲は協定する施療について著るしく支障を来したとき又は必要ありと認めたときは何時でも本協定を解除し又は本協定の全部若しくは一部の効力を停止することが出来る。

第十二条 本協定の有効期間は昭和二十五年八月一日から昭和二十六年七月三十一日とする。

第十三条 本協定の有効期間満了一ヶ月前迄に協定当事者の何れか一方からの意思表示がないときは更に一年間順次協定を更新したものと看做す。

右協定の確実を証するため本書二通を作製して双方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十五年七月三十一日

郵政省共済組合事務掌理者大阪郵政局長

小泉 潤 印

京都府接骨師会々長

斉藤 善一郎 印

契 約 書

国家地方警察京都府職員及び警察法第五十五条ノ二において、市町村警察職員を国家地方警察の職員とみなす場合の市町村警察職員（以下職員という。）の公務上の負傷又は、疾病の療養に関し、京都府国家地方警察隊長、熊野徳次郎（以下甲という。）と京都府柔道整復師会本部長、久家恵（以下乙という。）との間に、左記の通り契約を締結する。

第一条 乙は、本契約の定めるところによって、公務上負傷し、又は疾病に罹った職員の療養を引受け、所属会員をしてその診療に当らせるものとする。

第二条 前条の療養の範囲は、左に掲げるものであって、療養上相当と認められたものとする。

- 一、診 察
- 二、薬剤又は、治療材料の支給
- 三、処置、手術その他の治療
- 四、病院又は、診療所への収容

第三条 甲は、職員の負傷又は、疾病であつて公務上に因るものと認定したときは、別紙第一号様式、「国家地方警察公務上の災害認定通知書」をその職員に交付する。

2、職員は、診療を受けるときは、前項の認定通知書を診療担当者に提示するものとする。

3、私傷病として診療後、同一傷病につき、前項の認定通知書の提示があつたときは、診療の始めから本契約により診療したものととして扱うものとする。

第四条 本契約に基いて行つた診療報酬は、別記第二号様式による請求書三通を翌月十日迄に診療担当者から、京都市上京区新町通下立売上ル、国家地方警察京都府本部人事装備課公務災害補償係宛送付するものとする。

2、前項の請求があつたときは、甲は審査の上遅滞なくこれを前項の請求書に支払うものとする。

3、第一項の請求用紙は、甲が調製し、必要の都度療養担当者に送付するものとする。

第五条 本契約の有効期間は、昭和二十六年七月一日から昭和二十七年三月三十一日までとする。

第六条 本契約の有効期間満了一ヶ月前までに契約当事者の何れか一方から、何らの意志表示をしないときは、満期の翌日から更に向う一ヶ年順次に契約の更新をしたものと看做す。

右契約の確実を証明するため本書二通を作成して、双方署名調印の上、各一通を所持するものとする。

昭和二十六年十月十日

京都府国家地方警察隊長 熊野 徳次郎 ㊟

京都府柔道整復師会本部長 久家 恵 ㊟

協 定 書

滋賀県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者が柔道整復師に就き施術を受けた場合に関し滋賀県市町村職員共済組合理事長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との間に次の事項を協定する。

第一条 社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長はその会員をして、滋賀県市町村職員共済組合の組合員又は被扶養者より打撲、捻挫、脱臼、骨折に関し共済組合の承認を得て施術を求められた時は懇切丁寧なる施術を行わせるものとする。整復師は緊急その他止むを得ない事由により共済組合の承認を受けていないものから施術を求められた場合にその者が組合員又は被扶養者であることが明らかなものについては前項の取扱いをなし直ちに本人をして承認申請の手續をさせるものとする。

第二条 この協定によって行つた施術料金は別紙料金表の点数に一点単価を乗じて得た金額とする。

第三条 前項の一点単価はこれを十円とする。

第四条 社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長はその会員中この協定により施術に従事する者の氏名及び開業場所を滋賀県市町村職員共済組合理事長に届出るものとする。その届出事項に変更のあつた時又同じ。

第五条 社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長はその会員を常に監督し随時協議会又は講習会を開催してこの協定による施術につき支障のないようにすると共に会員をして次の事項を遵守させるものとする。

一、滋賀県市町村職員共済組合法令、健康保険法令及びその他の法令を研鑽してその取扱い手續に過誤のないよう

にすること。

二、患者より保険給付及休業給付の支給を受けるのに必要な証明書又は意見書の交付を求められた時は無償で之を交付すること。

三、現に健康保険医に於て診療中の負傷については特にその保険医が必要を認める他施術を行わないこと。

四、骨折脱臼については医師の同意を求めた上施術を行うこと。

五、複雑骨折及びその他の重傷者に対しては保険医の診療をうけさせること。

六、事故が組合員又は被扶養者の故意又は重大過失によって生じたものと認められた時は速かに滋賀県市町村職員共済組合理事長に通知すること。

第五条 柔道整復師は組合員又は被扶養者の施術について施術録を調製しその完結の日から五年間之を保存するものとする。

第六条 滋賀県市町村職員共済組合理事長又は社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長は一ヶ月の予告をもってこの協定を改訂又は解除することが出来る。

第七条 この協定の有効期間は昭和三十年一月一日より昭和三十一年三月三十一日迄とする。

第八条 この協定はその有効期間満了一ヶ月前迄に協定当事者のいづれか一方より何等の意思表示をしない時はこの候引き続き有効期間満了の日の翌日から向う一年間その効力を有するものとするその後の満期も同じ。

右協定を確実にする為本書式通を作成し双方連名調印の上各自一通を所持するものとする。

昭和三十年六月廿五日

昭和二十六年六月廿五日

滋賀県市町村職員共済組合理事長

井上 孫治郎 ㊟

社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長

清水 久次郎 ㊟

二 各種組合

昭和二十五年十二月

京都府総務部長と京都府接骨師会々長との協定書

京都府総務部長

伊吹 貞治

京都府接骨師会々長

斉藤 善一郎

昭和二十七年七月一日

健康保険組合連合会京都支部長と京都府柔道整復師会本部長との協定書

健康保険組合連合会京都支部長

清水 潔

京都府柔道整復師会本部長

久家 久恵

(協定書内容全文は一四一頁に記載)

昭和二十七年七月一日

健康保険組合連合会京都支部長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

健康保険組合連合会京都支部長

清水 潔

全日本柔道整復師会京都府支部長

清水 久次郎

昭和二十七年十月

関西電力健康保険組合と京都府柔道整復師会本部との契約書

関西電力健康保険組合本部会長

藤田 友次郎

京都府柔道整復師会本部会長

久家 恵

昭和二十七年十月

関西電力健康保険組合と京都府柔道整復師会との契約書

関西電力健康保険組合理事長

藤田 友次郎

京都府柔道整復師会々々

清水 久次郎

昭和三十三年三月十六日

昭和三十年三月十六日

特別家族療養費の特別支払廃止

京都府柔道整復師会（特別支払廃止内容全文は一五〇頁に記載）

京都府柔道整復師会

前本 久家 忠
後田 文光 謙

昭和二十八年七月二十二日

日本通運株式会社京都支店長と京都府柔道整復師会々々長との協定書

日本通運株式会社京都支店長

吉岡 虎 男

京都府柔道整復師会々々長

久家 惠

昭和三十三年十月一日

協定改訂書

健康保険組合連合会長代理健康保険組合連合会京都支部長

千野 忠

社団法人京都府柔道整復師会々々長

久家 惠

全日本柔道整復師会（協定改訂書は一五一頁に記載）

前本 久家 謙

健康保険組合連合会

前本 久家 謙

昭和三十三年四月一日

分任契約担当官陸上自衛隊関西地区補給処調達会計部長と社団法人京都府柔道整復師会々々長との契約書

分任契約担当官陸上自衛隊関西地区補給処調達会計部長 松山 一
社団法人京都府柔道整復師会々長 久家 恵

協 定 書

京都府管内連合国軍関係使用人公務災害補償の適用ある労務者の施術について京都府総務部長（以下甲という）と京都府接骨師会々長（以下乙という）との間に左の通り協定する。

第一条 乙は会員をして本協定に基き京都府管内の連合国軍関係使用人の公務災害に対する施術をさせる。

第二条 乙は会員であつて前条の施術をする者を定めたときは其の都度甲に届出するものとする。

第三条 乙は前条の届出事項に異動があつたときは其の都度甲に届出するものとする。

第四条 施術は指定病院若しくは指定診療所医師の同意書を持参せるものに対してのみ施行しその範囲は骨折脱臼に対する整復及び後療法並に捻挫打撲に対する処置とする。

第五条 応急処置に関しては前条の同意書を必要としないが施術は当日のみとし爾後の処置については前条のとおりとする。

第六条 本協定による施術料金表により算定した額とする。

第七条 キブスコルセット及び特別固定材料を必要とするときは其の都度理由書を提出し所轄渉外労務管理事務所長に承認を受けるものとする。

第八条 回数は最高限度を規定するも特別の理由ある場合には理由書を提出し所轄渉外労務管理事務所に承認を受け
るものとする。

第九条 出張施術を行った場合の車馬賃は別紙料金表には含まれないものとする。

第十条 災害補償費を受けるべき者より給付に必要な証明書又は意見書の交付を求められたときは無償で直ちに交付す
るものとする。

第十一条 甲は指定会員中本協定に違反し又は不相当と認めるものに対しては乙と協議の上指定会員名簿から削除するも
のとする。

第十二条 甲は本協定による施術について支障を来したとき又は必要ありと認めたときは何時でも本協定を解除し或は本
協定の一部の効力を停止することが出来るものとする。

第十三条 本協定の有効期間は甲乙両者調印の日より向う一ケ年とする。

第十四条 本協定は有効期間満了一ケ月前に当事者の何れか一方より何等の意思表示をしない時は満期の翌日に於て向う
一ケ年間順次協定を更新したものと看做するものとする。

本書貳通を作成して双方署名調印の上各一通を所持するものとする。

昭和二十五年十二月 日

京都府総務部長 伊 吹 貞 治 ⑧
京都府接骨師会長 齊 藤 善 一 郎 ⑧

協 定 書

健康保険法に基く健康保険組合（以下単に組合という）の管掌する健康保険の被保険者及び被扶養者の施術について健康保険組合連合会京都支部長（以下単に甲という）と京都府柔道整復師会本部長（以下単に乙という）との間に左の通り協定する。

第一条 乙は会員である柔道整復師をして本協定に基き組合の管掌する健康保険の被保険者及び被扶養者の負傷に対する施術を行わせる。但し被保険者については業務外の事項による負傷に限るものとする。

第二条 乙は会員であつて前条の施術を行う柔道整復師を定めるときはその都度様式第一号により甲に届出るものとする。前項の届出事項に変更があつたときは遅滞なく様式第二号により甲に届出るものとする。

第三条 施術の範囲は骨折不全骨折脱臼に対する整復及び後療法並に打撲捻挫に対する処置とする。

第四条 本協定による施術料は別表料金表に基き一点の単価を京都市は十円その他の地域は九円として算定した額とする。

第五条 本協定により行つた施術について被保険者から療養費又は家族療養費の受領方の委任を受けた柔道整復師に対しては組合は被保険者に対して支給すべき療養費又は家族療養費の限度において前条の規定による料金を遅滞なく支払うものとする。

第六条 柔道整復師は被保険者の施術については健康保険法第四十三条の二第二項の規定による一部負担金を被扶養者

第六條の施術については第四條により算定した額の十分の五に相当する金額の支払を受けるものとする。

第七條 乙は本協定の義務履行上不都合のないよう会員を監督するとともに会員をして健康保険法その他関係法令及び

左記各号を遵守させるものとする。

一、施術に当っては懇切丁寧を旨とし労務不能を速かに除去するよう最善の努力をするとともに苟くも差別的取扱
いをしてないこと。

二、患者より被保険者証若くは受診資格を証明する書類を提出して施術を求められたときは資格のあることを確認
した上施術すること。

但し資格があることが明らかであつて緊急已むを得ない事由により被保険者証等を提出することが出来ないも
のについては施術を行いその事由が終了した後遅滞なくこれを提出させること。

三、現に医師の診療中の負傷に対しては施術しないこと。

四、骨折不全骨及び脱臼については医師の同意を得た上で施術すること。

五、左の場合は適当な保険医又は保険者の指定する者に診療を受けさせること。

イ、頭蓋骨々折脊椎骨々折その他の複雑骨折
ロ、肋骨々折で咯血し又は皮下気泡を触知する場合
ハ、先天性股関節脱臼と認められる場合
ニ、負傷により特に神経障害を伴う場合
ホ、観血手術を必要とする場合

へ、臓器出血を認め又はその疑のある場合

ト、陳旧骨折及び外傷に原因しない骨関節障害のある場合

チ、その他医師の診療を受ける必要があると認められる場合

六、保険給付を受けるのに必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは無償で直にこれを交付すること。

七、左の場合には意見を附して遅滞なくこれを組合に報告すること。

イ、患者が闘争泥酔又は著しい不行跡によって事故を起したと認められたとき

ロ、患者が正当の理由がなくて施術に関する指揮に従わないとき

ハ、患者が詐欺その他不正な行為により施術を受け又は受けようとしたとき

八、施術所より片道半里以内の地に出張施術を行った場合は患者に車馬賃を請求しないこと。

九、患者の施術については様式第三号により施術簿を調整し必要な事項を明記すること。

十、前号の帳簿その他患者の施術についての帳簿書類はその完結の日から三年間これを保存すること。

第八条 乙は会員中その義務を怠ったもの及び不相当と認められるものに対しては甲と協議の上戒告を与え又は施術の取扱いを停止させるものとする。

第九条 甲は乙の会員に対して施術についての帳簿書類を検閲し説明を求め又は報告を徴することができる。

第十条 甲は本協定による施術について著しく支障を来したとき又は必要ありと認めるときは何時でも本協定を解除し或は本協定の全部若しくは一部の効力を停止することが出来るものとする。

第十一条 本協定の有効期間は昭和二十七年七月一日より昭和二十八年三月三十一日迄とする。

第十二条 本協定は有効期間満了一月前迄に当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは満期の翌日において

向う一年間順次協定の更新をしたものと看做す。

右協定の確実を証明するため本書二通を作成して双方調印の上各一通を所持するものとする。

昭和二十七年七月一日

健康保険組合連合会京都支部長

清水

潔

印

京都府柔道整復師会本部長

久家

恵

印

協 定 改 訂 書

健康保険法に基き健康保険組合の管掌する健康保険の被保険者及び被扶養者の施術に関し昭和二十七年七月三十一日締結した協定書に関し次のように改訂し昭和二十九年六月一日から実施する。

一、第五条の別表料金表中往療料の項を次のように改める。

往 療 料

一〇点

歩行不能又は特に安静を必要とする場合に限る。

註一、片道半里を越ゆる場合は半里又はその端数を増す毎に五点を加える。

二、夜間難路暴風雨暴風雪の場合はそれぞれ十割増とする。

二、第七条第九項の様式第三号を別紙のように改める。

右協定の確實を証するため本書貳通を作成し双方記名調印の上各壹通を所持するものとする。

昭和二十九年六月一日

健康保険組合連合会京都支部長 清水 潔 (印)
 社団法人京都府柔道整復師会々長 久家 恵 (印)

協定料金表

初 検 料 四 點
 往 療 料 五 點

註 歩行不能又は特に安静を必要とする場合に限りこれを認めることとし片道半里又はその端數を増す毎に三點を加える

一、骨折の部(不全骨折を除く)

部 位	整復料	後療料	後療回数	施療延日數	部 位	整復料	後療料	後療回数	施療延日數
鎖 骨	二〇點	五點	二〇回	四〇日	腕 掌 指 骨	一五點	四點	二〇回	四〇日
肋 骨	二〇	五	二〇	四〇	大 腿 骨	四五	七	四五	九〇
上 膊 骨	四〇	六	三五	七〇	脛 骨	二五	六	三〇	六〇
前膊兩骨	三〇	六	三〇	六〇	腓 骨	二〇	五	二五	五〇
尺 骨	二〇	五	二〇	四〇	下 腿 兩 骨	四〇	六	三五	七〇

足根骨 二〇點 五點 二五回 五〇日 蹠趾骨 一五點 四點 二〇回 四〇日

註 關節骨折又は脱臼骨折の場合の整復料及び後療料は骨折の部に準じ後療回数及び施療延日数はその三割増とす

二、不全骨折の部

部	部位	固定料	後療料	後療回数	施療延日數	部	部位	固定料	後療料	後療回数	施療延日數
胸	骨	八點	五點	一五回	三〇日	骨盤	骨	一〇點	七點	一五回	三〇日
上膊	骨	七	五	二〇	四〇	大腿	骨	八	六	三〇	六〇
前膊	骨	七	五	二〇	四〇	下腿	骨	七	五	二〇	四〇
腕掌指骨		五	四	一五	三〇	足根	骨	六	五	二〇	四〇
膝蓋骨		七	六	一五	三〇	蹠趾	骨	五	四	一五	三〇

三、脱臼の部

部	部位	整復料	後療料	後療回数	備考	部	部位	整復料	後療料	後療回数	備考
下顎	關節	六點	四點	二回		股	關節	五〇點	七點	二〇回	
肩	關節	三〇	七	一〇		膝	關節	二〇	六	一五	
肘	關節	二〇	六	一〇		足	關節	一〇	五	一五	
腕	關節	一〇	五	一〇		蹠趾	關節	一〇	四	一〇	
掌指部	關節	一〇	四	一〇							

註 一、不完全脱臼の點數及び回数は捻挫の部に準ずる。

二、脱臼の際不全骨折をともなった場合の點數及び回数は脱臼の部に準ずる。

四、捻挫の部

部	部位	處置料	治療回数	備考
頸部	頸部	五點	一〇回	
肩部	肩部	七	一〇	
肘部	肘部	六	一〇	
腕部	腕部	五	一〇	
掌指部	掌指部	四	一〇	
膝部	膝部	六	一〇	
足根部	足根部	五	一五	
趾部	趾部	四	一〇	

五、打撲の部

部	部位	處置料	治療回数	備考
頭部	頭部	五點	五回	
顔面部	顔面部	五	五	
頸部	頸部	五	五	
胸部	胸部	五	一〇	
背部	背部	五	一〇	
上膊部	上膊部	五	一〇	
前膊部	前膊部	五點	一〇回	
掌部	掌部	四	一〇	
指部	指部	三	一〇	
腰部	腰部	六	一〇	
腰臀部	腰臀部	六	一〇	
大腿部	大腿部	六	一〇	
下腿部	下腿部	五	一〇	

足蹠部 五點 一〇回

趾部 五點 一〇回

備考 (一)後療及び施療回数は標準を示したものであるがこれに依り難い特別の事情あるものに對しては所定回数を

起えて爲すことが出来る。

但しこの場合には施術簿にその理由を記載して置かなければならない。

(二)本料金表に無いもの又は本料金表に依り難い特別の事情あるものに付ては當事者間においてその都度協議の上これを定めることとする。

契 約 書

京都府柔道整復師会本部(以下甲という)と関西電力健康保険組合(以下乙という)との間に乙の管掌する被扶養者(以下丙という)の施術について乙の規約第五十三條及第五十四條に規程する特別家族療養費の給付に關して左の通り契約する。

第一條 丙が甲の会員である柔道整復師(以下甲の会員という)に付き負傷に対する施術を受ける時は健康保険法第四十三條の第二項に定める初診料相當額を甲の会員に支払うものとする。

第二條 甲の会員が乙に請求する特別家族療養費の額は家族療養費相當額より前條の一部負担金を控除して得たる金額とする。

第三條 甲の会員は前條の特別家族療養費を家族療養費と共に乙に請求するものとする。

乙は前項の請求を受けたる時はこれを精査し速かに甲の会員に支払うものとする。

第四條 本契約當事者の一方が本契約に違背して之を履行しない場合には本契約はその効力を失ふものとする。

但しやむを得ない事由で双方が諒承した場合はこの限りでない。

第五條 本契約に定めてない事項についてはその都度甲乙双方が協議して決定する。

第六條 本契約の有効期間は昭和二十七年十月一日より昭和二十八年三月三十一日迄とする。

但し有効期間満了一ヶ月前に甲乙何れか一方から何等の意思表示をしない時は満期の翌日に於て向ふ一ヶ年間

順次契約の更新をしたものと看做す。

本契約を證するため本書貳通を作成し甲乙各々其の一通を保存する。

昭和二十七年十月 日

甲 京都市下京区梅逕片原町三七〇番地

京都市下京区梅逕片原町三七〇番地 久 家

乙 大阪市北区梅ヶ枝町一六四

関西電力健康保険組合理事長 藤 田 友次郎

封筒裏面入京漢字筆名蓋印

関西電力健康保険組合理事

昭和三十三年三月十六日

西野 昭彦 五八三番

西電健第五八三号

昭和三十年三月十六日

関西電力健康保険組合理事長 藤田友次郎

社団法人京都府柔道整復師会々々長 久家 恵 殿

特別家族療養費の特別支払廃止について

拝啓 時下益々御清栄の御ことと御慶び申し上げます。

扱て当組合の被保険者並びに被扶養者に係る診療については毎々格別の御高配を賜り御蔭げをもちまして一同の健康状態は漸次好調を辿りつつあり詢に感謝に堪えません。

既に御承知の通り社会保障制度の先駆である健康保険も今日では広く私達の生活の中に浸透して参っており御同慶の至りであります。が反面利用件数並びに医療費の急上昇により年間巨額の赤字が予想せられるところであり政府に於てもその対策に苦慮されているやに聞き及んでおります。

当組合と致しましても種々の方途を講じておる次第であります。が従来貴殿と御取交し致しておりました家族療養費の一括後払い制度は監督官庁から再三中止を勧告されていた関係もあり当組合としてもその施行地域が一部の区域に止まっている実情に付き本年三月末日限りこの制度を廃止し健康保険法第五十九条ノ二並びに療養担当規程の本則に則り処理致したく存じますので右御賢察の上御承引賜り四月一日以降の家族診療については御手数ながらその都度本人より相当額を徴収されますよう御願ひ致します。

敬 具

協 定 改 定 書

健康保険法に基き健康保険組合の管掌する健康保険の被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者に対する施術に関する協定の一部を次のように改訂し、昭和三十三年十月一日からこれを実施する。

第四条を次のように改める。

第四条 この協定による施術料は別紙施術料金表に基き算定した額とする。

右協定改訂の証として本書二通を作成し双方記名調印のうえ各一通を所持するものとする。

昭和三十三年十一月 日

健康保険組合連合会長代理健康保険組合連合会京都支部長

千 野 忠 ㊟

社団法人京都府柔道整復師会々長

久 家 次 夫 恵 ㊟

柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る費用の額は、厚生省告示第一七七号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」別表第三に定める地域に所在する柔道整復師の施術については別表中「甲地」の欄に定める額により、その他の地域に所在する柔道整復師の施術については別表中「乙地」の欄に定める額により算定するものとする。

別表

初検及び往療 甲地 乙地

1 初検料 五五円 五〇円

2 往療料 一〇〇円 九〇円

注一、当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に甲地にあつては二〇円、乙地にあつては一五円を加算する。

ただし、午後十一時から午前六時までの間の初検料については所定金額のそれぞれ一〇〇分の一〇〇に相当する金額を加算する。

二、往療距離が片道二キロメートルを超えた場合は、二キロメートル又はその端数を増すことに所定金額に、甲地にあつては五〇円、乙地にあつては四五円を加算する。

三、夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注二による加算金額を含む。）のそれぞれ一〇〇分の一〇〇に相当する金額を加算する。

	折		整復料		後療料		後療回数	後療延日数
	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地		
1 大 腿 骨	一、〇〇〇円	九三〇円	六五円	六〇円	四五回	九〇日		
2 上 腕 骨	六〇〇円	五六〇円	六五円	六〇円	三五回	七〇日		
3 下 腿 骨	五五〇円	五一〇円	六五円	六〇円	三五回	七〇日		

骨折部位	固定料		後療料		後療回数	後療延日数
	甲地	乙地	甲地	乙地		
4 鎖骨	四五〇円	四二〇円	六五円	六〇円	二〇回	四〇日
5 前腕骨	四〇〇円	三七〇円	六五円	六〇円	三〇回	六〇日
6 肋骨	三五〇円	三三〇円	六五円	六〇円	二〇回	四〇日
7 足根骨	三五〇円	三三〇円	六五円	六〇円	四〇回	八〇日
8 手根骨、中手骨、中足骨、指(手、足)骨	二〇〇円	一九〇円	六五円	六〇円	二〇回	四〇日
不全骨折	甲地	乙地	甲地	乙地	後療回数	後療延日数
1 骨盤	三〇〇円	二八〇円	五五円	五〇円	一五回	三〇日
2 胸骨	二〇〇円	一九〇円	五五円	五〇円	一五回	三〇日
3 大腿骨	二〇〇円	一九〇円	五五円	五〇円	三〇回	六〇日
4 上腕骨、前腕骨、膝蓋骨、下腿骨	一五〇円	一四〇円	五五円	五〇円	二〇回	四〇日
5 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手、足)骨	一〇〇円	九〇円	五五円	五〇円	一五回	三〇日

注一、関節骨折又は脱臼骨折の場合の修復料及び後療料は骨折の部に準ずるものとし、その後療回数及び後療延日数については、その一〇〇分の三〇に相当する回数及び日数を、所定の回数及び日数に加えたものとする。

注二、関節周辺における骨折修復後の後療法において、強度の強直緩解のため、温罨法を併施した場合は、後療回数一五回を限度として一回につき二〇円を加算する。

脱臼

部位	整復料		後療料		後療回数
	甲地	乙地	甲地	乙地	
1 股関節	四五〇円	四二〇円	五五円	五〇円	二〇回
2 肩関節	三〇〇	二八〇	五五	五〇	一〇
3 膝関節、肘関節	二五〇	二三〇	五五	五〇	一五
4 手関節、足関節	一五〇	一四〇	五五	五〇	一〇
5 指(手、足)関節	一三〇	一二〇	五五	五〇	一〇
6 顎関節	一〇〇	九〇	五五	五〇	二

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合の金額及び回数は、脱臼の部に準ずる。

打撲及び捻挫

部位	治療料		後療料		後療回数
	甲地	乙地	甲地	乙地	
1 打撲	六五円	六〇円	五五円	五〇円	一〇回
2 捻挫	七〇	六五	五八	五四	一〇

注一、不全脱臼の金額及び回数は、捻挫の部に準ずる。

二、腰股部及び足根部に対する捻挫の後療回数については、一五回とする。

△備 考Ⅴ 後療回数は標準を示したものであるが、これにより難い特別の事情のある場合は、所定の回数を超えて施術することができるものである。

この場合においては、施術録にその事由を記録しておかなければならない。

注一、関節骨折又は脱臼骨折の場合の修復料及び後療料は骨折の部に準ずるものとし、その後療回数及び後療延日数に

ついては、その一〇〇分の三〇に相当する回数及び日数を、所定の回数及び日数に加えたものとする。

二、関節周辺における骨折修復後の後療法において、強度の強直緩解のため、温罨法を併施した場合は、後療回数一

五回を限度として一回につき二〇円を加算する。

三 労 災

昭和二十七年四月一日

京都労働基準局長と京都府柔道整復師会々長との協定書

(協定書内容全文は一五六頁に記載)

昭和三十年五月一日

京都労働基準局長と社団法人京都府柔道整復師会々長との協定書

京都労働基準局長

社団法人京都府柔道整復師会々長

中村 一 男

久家 恵

昭和三十年五月一日

京都労働基準局長と社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長との協定書

京都労働基準局長

中村一男

昭和三十年五月一日

社団法人全日本柔道整復師会京都府支部長

清水久次郎

昭和三十一年九月一日

京都労働基準局長と社団法人京都府柔道整復師会々々長との協定書

昭和三十一年九月一日

京都労働基準局長

松原晶

社団法人京都府柔道整復師会々々長

久家恵

三 協 定 書

協 定 書

京都労働基準局管内労働者災害補償保険法の適用ある労働者の施術について京都労働基準局長（以下甲といふ）と京都府柔道整復師会長（以下乙といふ）との間に左の通り協定する。

第一条 乙は会員をして本協定に基き京都労働基準局管内の労働者災害補償保険法の適用ある労働者の業務上の負傷に
対する施術をさせる。

第二条 乙は会員であつて前条の施術をする者を定めたときは其の都度甲に届出るものとする。

第三条 乙は前条の届出事項に異動があつたときは其の都度甲に届出るものとする。

第四条 施術の範囲は骨折脱臼に対する整復及後療法並に捻挫打撲に対する処置とする。

第五条 本協定による施術料は別表料金表により算定した額とする。

第六条 ギブス・コルセット及特別固定材料を必要とするときは其の都度理由書を提出し所轄監督署長に承認を受くる
ものとする。

第七条 回数は最高限度を規定し居るものなるも特別の理由ある場合には理由書を提出し所轄監督署長に承認を受くる
ものとする。

第八条 出張施術を行った場合の車馬賃は別紙料金表には含まれないものとする。

第九条 保険給付を受けるべき者より給付に必要な証明書又は意見書の交付を求められたときは無償で直ちに交付する
ものとする。

第十条 本協定により施術を為した場合は別に施術簿を備へ必要な事項を明記するものとする。

第十一条 乙は会員中本協定に違反し又は不相当と認めるものに対しては甲と協議の上会員名簿を取消すものとする。

第十二条 甲は本協定による施術について支障を来したとき又は必要ありと認めたとときは何時でも本協定を解除し或は本
協定の一部の効力を停止することが出来るものとする。

第十三条 本協定の有効期間は昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日迄とする。

第十四条 本協定は有効期間満了一ヶ月前に当事者の何れか一方より何等の意思表示をしない時は満期の翌日に於て向ふ

一ヶ月間順次協定を更新したものと看做するものとする。

右協定の確実を証明する為本書貳通を作成して双方署名調印の上各一通を所持するものとする。

昭和二十七年四月一日

京都労働基準局長 ㊟

京都府柔道整復師会長 ㊟

協 定 料 金 表

初 検 料 五七円

往 六 療 料 三九円

(註) 歩行不能又は特に安静を必要とする場合に限りこれを認める事とし片道半里を超える場合は半里又はその

端数を増す毎に三九円を加へる。

△ 骨 折

一 部 位 整復料 処置料 部 位 整復料 処置料 処置回数

鎖 骨 三二五円 六五円 二〇回 肋 骨 三二五円 六五円 二〇回

肩 胛 骨 三二五円 七八円 二〇回 胸 骨 三二五円 六五円 一五回

部位	整復料	後療料	後療回数	部位	整復料	後療料	後療回数
上腿骨	三九〇円	七八円	三〇回	膝蓋骨	三二五円	六五円	三〇回
前膊両骨	三二五	七八	三〇	脛骨	三二五	七八	二五
橈骨	二六〇	六五	二〇	腓骨	二六〇	六五	二〇
尺骨	二六〇	六五	二〇	下腿両骨	三九〇	七八	三〇
腕掌指骨	一三〇	五二	一五	足根骨	一九五	六五	二〇
骨盤骨	三九〇	七八	三〇	蹠趾骨	一三〇	五二	一五
大腿骨	五二〇	九一	四〇				
△脱臼							
部位	整復料	後療料	後療回数	部位	整復料	後療料	後療回数
下顎関節	六五円	五二円	五回	掌指部関節	一〇四円	五二円	八回
胸鎖関節	二六〇	六五	一〇	股関節	五二〇	九一	一五
肩鎖関節	二六〇	六五	一〇	膝関節	一九五	七八	一〇
肩胛関節	三二五	七八	一〇	足関節	一〇四	六五	一〇
肘関節	一九五	七八	一〇	蹠趾部関節	一〇四	五二	八
腕関節	一〇四	六五	一〇				

△捻挫

部位

処置料

処置回数

部位

処置料

処置回数

頸部

六五円

一回

腰部

七八円

一回

肩胛関節

九一

一回

股部

九一

一回

肘関節

七八

一回

膝関節

七八

一回

腕関節

六五

一回

足関節

六五

一回

掌指部関節

五二

八回

蹠趾部関節

五二

八回

△打撲

部位

処置料

処置回数

部位

処置料

処置回数

頭部

六五円

一回

指部

三九円

八回

顔面部

六五

一回

腰部

七八

一回

頸部

六五

一回

臀部

七八

一回

胸部

七八

一回

大腿部

七八

一回

背部

七八

一回

下腿部

六五

一回

上膊部

六五

一回

足蹠部

五二

一回

前膊部

六五

一回

趾部

三九

一回

掌部

五二

一回

備考

(1) 処置回数は最高の標準を示したものであるがこれに依り難い特別の事情あるものに付ては協議の上所定回数を超えて為すことが出来る。

但しこの場合には施術録にその理由を記載して置かなければならない。

(2) 本料金表に無いもの又は本料金表に依り難い特別の事情あるものに付ては当事者間においてその都度協議の上これを定むることにする。

四 国 保

昭和三十六年二月二十八日

京都市と京都府柔道整復師会との契約書

(契約書内容全文記載)

契 約 書

国民健康保険事業実施に伴う療養費支給申請書、施術料請求書並びに施術録の作成及び配布の件に関し京都市（以下甲という）と京都府柔道整復師会（以下乙という）との間に次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲は乙に対し昭和36年4月から昭和37年3月分までにかかる療養費の支給申請に必要な諸用紙の作成ならびに各会員への配付方を委託する。

1、療養費支給申請書

2、施術料請求書

3、施術録並びに施術明細書

第 2 条 乙は甲に対し上記用紙類の作成について、その数量等を報告しなければならない。

第 3 条 甲は乙より報告のあった数量によりその実定した額を支払う。

第 4 条 この契約に記載のない事項及び疑義については別途協議する。

上記の契約を証するため、この契約書2通を作成し双方各々1通を保有する。

昭和36年2月28日

甲 京都市代表者 京都市長 高山 義三 印
乙 京都府柔道整復師会 会長 久家 恵 印

五
そ
の
他

昭和三十一年七月十一日

厚生省保険局長通牒

医発第六二七号

昭和三十一年七月十一日

厚生省医務局長 厚生省保険局長

各都道府県知事殿

柔道整復師の施術について

標記の件に関しては、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用並びに社会保険関係療養費請求の取扱いの面から、従来から屢々通知しているところであるが、今後特に下記の点につき御配意相成りたい。

記

一、地方医師会等の申し合せ等により、医師が柔道整復師から、脱臼又は骨折の患部に施術するにつき同意を求められた場合、故なくこれを拒否することのないよう指導すること。

二、社会保険関係療養費の請求の場合には、実際に医師から施術につき同意を得たむねが施術録に記載してあることが認

められれば、必ずしも医師の同意書の添附を要しないものであること。

三、応急手当の場合は、医師の同意は必要としないものであること。

四、柔道整復師が、施術につき同意を求める医師は、必ずしも、整形外科、外科等を標榜する医師に限らないものであること。

五、以上の諸点について留意するとともに、従前から柔道整復師団体と都道府県知事、健康保険組合等との料金協定等を行なっている都道府県については、諸般の行政運営について特に円滑に行なわれるよう指導すること。

昭和三十九年六月十八日

電気光線器具使用についての厚生省通達

医事第五三号の二

昭和三十九年七月八日

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生省医務局医事課長

柔道整復師が電気光線器具を使用することの可否について

標記の件について、別紙（1）の照会に対し別紙（2）のとおり回答したので通知する。

（別紙1）

三九医第二三九一号

昭和三十九年六月十八日

厚生省医務局医事課長殿

大阪府衛生部長

柔道整復師が電気光線器具を使用することの可否について（照会）

社団法人大阪府柔道整復師会長から、別紙写のとおり、小職あて照会がありました。当方といたしましても、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十二条の解釈につきましては、疑義もありますので、何分の御回示をお願いいたします。

昭和三十九年 月 日

大阪府衛生部長 古野 秀夫 殿

社団法人大阪府柔道整復師会 会長 行岡 忠雄

柔道整復師が電気光線器具を使用することの可否についての照会の件

現在当会傘下柔道整復師中には、柔道整復施術施行に関連して電気光線器具を使用し、その施術の効果達成に寄与せしめている者が少くないが、右の行為はあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十二条及び第十九条の法意に照し、無条件に実施できる行為なりや否や貴見を御伺いする。因に会員の使用する電気光線器具はそれ自体としても或いは使用方法如何によっても人の健康に害を及ぼすような器具ではないものであり、且つ当該器具の使用は施術行為の

内容として行われるものであることを申し添える。

(別紙2)

医事第五三号

昭和三十九年七月八日

大阪府衛生部長 殿

厚生省医務局医事課長

柔道整備師が電気光線器具を使用することの可否について

昭和三十九年六月十八日三九医第二三九一号をもって照会のあった標記については、電気光線器具の使用が柔道整備業務の範囲内で行なわれるものに限って、使用しても差し支えないと解する。

大臣補佐 藤田 義典

昭和三十三年六月十八日
三九医第二三九一号

第三章 希 望 (昭和三十九年から昭和四十五年)

一 京都府接骨師会館建設

「大いなる和は一堂に会することである。」との会長以下全員の考えから会館建設事業に着手し、会員の抛出を得て、京都府接骨師会館の竣工を見ることができたのである。

ここに、本会々員の永年の宿願であった会館建設の経過について述べてみたい。昭和三十一年、京都府柔道整復師会事務所は、新田両会合同後しばらくの間、東山区東川端下ル清水道場内に置かれていた。

昭和三十二年六月からは、伏見区深草菟川町二十一、沢田接骨院内に置かれ、昭和三十八年四月沢田接骨院が伏見区向島庚申町に移転すると共に変更された。

その間本会々員数が増加すると共に、会員間から定時総会を我々の会館で開催したいとの希望がつのり、接骨師会館建設を要望する機運が強くなっていった。



会館建設時の記念写真

本会執行部は、本会顧問代議士と共に京都市と折衝を重ね、遂に昭和三十九年三月十五日、京都市中京区西ノ京中保町六十一番地に会員念願の京都府柔道整復師会接骨師会館が、山田工務店の施工によって建設され、それと共に本会事務所も会館内に移転したのである。

又本会々館の建設は、全国の柔道整復師会に先かけてのものであり、これ以後全国各地に柔道整復師会々館が、建設されていったのである。

昭和三十九年十一月一日には、全国各地より来賓を仰ぎ、又本会顧問代議士、府市の関係当局者の来賓を仰ぎ盛大に会館竣工祝賀会を開催したのである。

ここに当時の会館建設費決算表が有るので、参考資料として掲載する。

社団法人 京都府柔道整復師会館建設費収支決算表 昭40.3.10

預り金	4,736,120	
内 普通利息	14,953	京都銀行白梅町支店
定期利息	15,388	担当 荻野 ㊦
支払金総額	4,698,285	
内 返却	171,000	
定期	606,000	
現金支払	3,921,285	
残金	37,835	

総額（未収入外） 3,959,120

 会員よりの収入（未収入外） 2,628,120

 京都市よりの補助金 1,200,000

 御 祝 131,000

○
未 収 入 14,000

死亡者未収入 26,000



社団法人 京都府接骨師会館



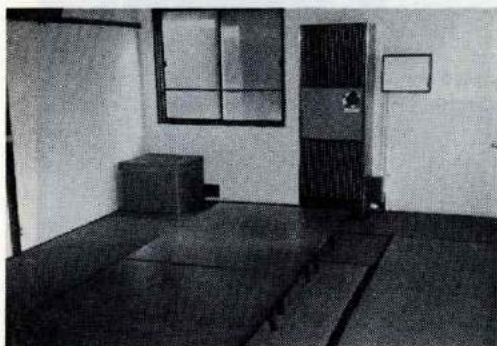
1階 広間

京都府赤穂整復師会事務所移転について
 かねて建築を怠りていた本会事務所が十一月一日竣工いたしましたので、本事務所を本館内に移転いたしましたのでお知らせいたします
 一、移転年月日 昭和二十九年十一月一日
 二、事務所所在地 京都府中京区西ノ京中保町六一
 (西大路丁森北上ビル)
 三、電話番号 〇三二八番
 後、銀行に振替は従来の通り
 銀行 京都銀行白旗町支店 口座番号一〇四六元
 振替番号は京都七八二二三
 京都府赤穂整復師会
 会長 久家 恵

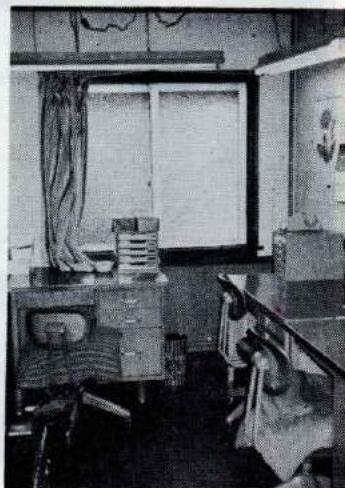


1階 広間

移 転 通 知



2階 会議室



1階 事務室

二 昭和四十年定時総会開催

本会々員の永年の念願であった、接骨師会館建設後六ヶ月目で、定時総会を開催する運びとなりました。喜びに満ちた定時総会は次の通りであった。

定時総会式次第

日時 昭和四十年四月二十五日正午より

場所 京都府柔道整復師会接骨師会館

参加人数約六十名

足立久一郎理事の司会により始まり、式次第は次の通り

一、故先輩（二十八柱）に対して黙祷

二、栗原、熊谷両先生表彰並びに、栗原顧問推挙

三、開会の辞 阪井副会長

四、会長挨拶 久家会長

五、会務報告

イ、全日並びに近畿ブロック関係の状況報告

阪井先生

ロ、本会々務関係

田中先生

昭和三十九年度の公約たる料金問題、回数撤廃問題、会館建設についてはいずれも完遂。尚本会々館の建設地は三十年間無償貸与、その後は更に交渉の必要がある。

六、会計報告

イ、一般会計

熊谷先生

ロ、保険会計

大石先生

七、会計監査報告

室賀監事に代り、一般並びに保険両会計監査結果を村上監事が報告。

八、議長選出

司会者一任

中村治一郎理事選出

九、議事

イ、昭和三十九年度の決算報告並びに会計監査報告の承認を可決。

ロ、昭和四十年年度予算案承認に先だち定款問題上程。

A、弔慰金の範囲を両親・子供、配偶者とする

可決

B、保険取扱登録料について

準会員は、満五ヶ年その責を果した者は免除する。

可決

C、距離制限について

会員間の福祉と相互トラブル防止の目的で、既設営業所より一・五km以上離れなければならない。

可決

D、理事と支部長の問題

理事は会長が会員より指名委嘱、支部長は各区で会員より選出。

可決

E、会費値上げ問題 賦課金

会費五〇〇円より八〇〇円、会館維持費を二〇〇円として、計一〇〇〇円を四月より納入。

並びに準会員は会費三〇〇円、会館維持費一〇〇円の計四〇〇円とする。

昭和四十年年度予算案承認を可決

十、祝の兼辞 稲葉太郎顧問

十一、閉会の辞 羽山副会長

十二、懇親会

第四章 単行法の審議はる如立まつ

第四章 単行法の請願から成立まで

単行法は柔道整復師の永年にわたる宿願であった。柔道整復師が公認されて以来、多くの先人達が単行法獲得のため、幾度となく請願運動を繰り返しながら、実現させることが出来なかった。しかし請願運動の活力は尽きることなく続き、単行法実現への歩みは過去の先人達の上、更に大きく踏み出すべく結集されたのである。

昭和四十二年度の定時総会で、単行法請願運動について議決され、同年十一月、実行委員を挙げて発足し、鋭意運動を展開していった。そして二年四ヶ月の運動の結果、昭和四十五年三月十七日に衆議院を通過し、即日参議院に送付され、三月三十一日に参議院で可決成立し、柔道整復師法が誕生したのである。ここでは、その運動の経過について回顧してみたい。

一 柔道整復師法の成立と施行

柔道整復師法は、第六十一国会、第六十二国会とも廃案の憂き目に会い、第六十三国会には何が何でも達成せねばと運

動を続けた結果、昭和四十五年三月十七日衆議院を無事通過し、三月三十一日の午後一時参議院社会労働委員会を通過、一気に同夜の本会議に上程され、佐野委員長の提案理由の説明があった後、全会一致で可決成立した。昭和四十五年七月二十三日、医発第八五八号をもって厚生省医務局長名で各都道府県知事宛に通知を發した。

柔道整復師法の施行について

柔道整復師法が昭和四十五年四月十四日、法律第一九号をもって公布され、同年七月十日から施行された。

これに伴い、柔道整復師法施行令及び柔道整復師法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が昭和四十五年七月九日、政令第二一七号及び第二一八号をもって、柔道整復師法施行規則及びあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が昭和四十五年七月十日、厚生省令第四一号及び第四二号をもってそれぞれ公布され、いずれも同年七月十日から施行されたが、本法の運用にあたっては次の事項に留意のうえ、遺憾のないよう期せられたく、通知する。

記

第一 本法制定の趣旨

本法は、柔道整復の業務の実態にかんがみ、これを従来のあん摩マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律で一括して規制することは不適當であるため、新たに単独法として制定されたものであり、なおこの際、柔道整復の業務及びあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の業務がより一層適正に行なわれるようするため、罰則の強化整備等が行なわれたこと。

第二 本法の要点

一、柔道整復師の業務は本法第二条第一項及び第四章に定めるとおりであり、本法の制定によって従来の業務範囲と異なるところはないものであること。

なお、柔道整復師が施術した事実に関する施術証明書は、医師又は歯科医師が発行する診断書と同様の法的性格を有するものではないが、柔道整復師の業務の範囲内において、後療日数の予定を記載することはさしつかえないものであることは、従来どおりであること。

二、柔道整復師の免許資格は、従来と同様であること。

三、その他の事項で、従前に比して整備された事項は、次のとおりであること。

(1) 施術所の開設、変更及び休廃止の届出が法律上の義務とされ、これに関し罰則が設けられる等施術所に関する規定が整備されたこと。

(2) 罰金額の引上げ、両罰規定の新設等罰則の強化が行なわれたこと。

(3) 柔道整復師免許証の交付、柔道整復師名簿及び氏名等の変更の届出に関する事項が法律事項とされたこと。

四、経過措置等について

(1) 本法の施行前にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の規定によりなされた柔道整復師の免許その他の処分、同法に基づき交付された柔道整復師免許証及び同法施行規則の規定によりした柔道整復師の施術所に関する届出は、それぞれ本法の規定による免許その他の処分、免許証の交付及び届出とみなされること。

(2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師に係る養成施設は、本法の規定により厚生大臣が指定した養成施設とみなされること。

なお、学校又は柔道整復師養成施設の指定に關して必要な事項は、柔道整復師法施行令において従前どおり定められたが、同令により省令に委任された部分については、近く柔道整復師学校養成施設指定規則として制定される予定であること。

五、本法の附則において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の一部が改正されたが、その要点は次のとおりであること。

(1) 柔道整復師に関する規定が分離されたほか、柔道整復師法に準じて、三と同様の規定の整備が行なわれたこと。

(2) 題名が「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改められたこと。

六、その他

(1) 柔道整復師法の施行に伴う関係政令の整備に關する政令において地方公共団体手数料令の一部が改正され、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る試験等の手数料の最高限度額が、それぞれ二倍に引き上げられたこと。

(2) 本法の施行に伴い、関係の条例又は規則については、所要の改正を行なわれないこと。

理 由

柔道整復の業務の実態にかんがみ、これを従来のあるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律で一括して規制することは不適当であるので、新たに単独法たる柔道整復師法を制定することとし、なお、この際柔

道整復の業務並びにあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の業務が、より一層適正に行なわれるようにするため、罰則を強化整備する等所要の改正をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 柔道整復師法の内容

(一) 柔道整復師法

第一章 総則
第一条 (目的) この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

第一条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義) 本法において「柔道整復師」とは、都道府県知事の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

第二条 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

2、この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

本法において「柔道整復師」とは、都道府県知事の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

(免許)

第三条 柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は柔道整復師試験（以下「試験」という。）に合格した者に与える。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一、精神病患者又は麻薬、大麻もしくはあへんの中毒者
- 二、伝染病の疾病にかかっている者
- 三、柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 四、素行が著しく不良である者

(免許証の交付)

第五条 都道府県知事は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

(柔道整復師名簿)

第六条 都道府県知事は、柔道整復師名簿を作成し、当該都道府県の区域内に住所を有する柔道整復師の氏名、住所、本籍その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第七条 柔道整復師は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府

県知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)

第八条 柔道整復師が、第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、

又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2、前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取り消しの理由となった事項に該当しなくな

ったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったときは、再免許

を与えることができる。

3、都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通

知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請並びに免許証の交付、書換え交付再交付及び返納に関し必要な事

項は、政令で定める。

第三章 試 験

(試験の実施)

第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、都道府県知事が行なう。

(柔道整復師試験委員)

第十一条 都道府県に、試験の事務をつかさどらせるため、柔道整復師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2、試験委員は、柔道整復に関し学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3、前二項に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

(受験資格)

第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）四十七条に規定する者で四年（同法第五十六条第一項）に規定する者にあつては、二年）以上、文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設に
第十三条 試験の科目、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

(不正行為者の受験停止等)

第十三条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為の關係のある者について、その受験を停止させ、
第十四条 又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受

(政令等への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定の取消しその他指定に関し必要な事項は
第十五条 政令で、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は厚生省令で定める。

第四章 業 務

(業務の禁止)

第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない。

(外科手術、薬品投与等の禁止)

第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(都道府県知事の指示)

第十八条 都道府県知事は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。

2、医師の団体は、前項の指示に関して都道府県知事に意見を述べることができる。

第五章 施 術 所

(施術所の届出)

第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2、施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)

第二十条 施術所の構造設備は、厚生省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

2、施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長、以下第二十二条において同じ。)は、必要があると認

めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入

り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2、前項の規定によって立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第二十二条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所に

つき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施

術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の

措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(再審査請求)

第二十三条 保健所を設置する市の市長が行なう第二十一条第一項又は前条の規定による処分についての審査請求の裁決

第二十三に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項

を除くほか、広告をしてはならない。

一、柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
二、施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三、施術日又は施術時間

四、その他厚生大臣が指定する事項

2、前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会の権限)

第二十五条 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、第十二条に

規定する柔道整復師養成施設の指定及び前条第一項第四号に規定する指定に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する学校の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

2、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、第十条に規定する試験、第十八条第一項に規定する指示及び第二十二条に規定する処分に関する重要事項を調査審議するも

のとする。

第七章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一、第十五条の規定に違反した者

二、虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一、第八条第一項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者

二、第十七条の規定に違反した者

三、第十八条第一項の規定に基づく指示に違反した者

四、第二十二条の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五、第二十四条の規定に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一、第七条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、著しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第

二十七条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

ても、各本条の刑を科する。

第二十次附則 附則

(施行期日)

1、この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2、この法律の施行前に附則第十二項の規定による改正前のおん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。）の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3、前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4、旧法に基づき交付された柔道整復師免許証は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5、旧法に基づくおん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。）第三条の規定により作成された柔道整復

師名簿は、第六条の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6、旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7、この法律の施行前に旧法に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。）第二十三条の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三条後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8、この法律の施行前に旧施行規則第二十四条の規定によりした届出は、第十九条の規定によりした届出とみなす。

9、都道府県知事は、内地（旧法附則第十八条に規定する内地をいう。以下この項において同じ。）以外の地で、その地の法令によって、柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、その履歴を審査して、免許を与えることができる。

10、旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

11、旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定する者とみなす。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の一部改正)

12、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第一条中「、きゅう又は柔道整復」を「又はきゅう」に「夫々」を「それぞれ」に、「きゅう師又は柔道整復師免許」を「、又はきゅう師免許」に改める。

第二条第一項中「、きゅう又は柔道整復」を「又はきゅう」に「、きゅう師又は柔道整復師」を「又はきゅう師」に改め、同条第五項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて同項の試験を受けることを許さないことができる。

第三条を次のように改める。

第三条 次の各号の一該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一、精神病者及ば麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- 二、伝染性の疾病にかかっている者
- 三、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

四、素行が著しく不良である者

第三条の二 都道府県知事は、あん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゅう師名簿を作成し、それぞれ、その都道府県の区域内に住所を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下施術者という。）の氏名、住所、本籍その他省令で定める事項を記載しなければならない。

第三条の三 施術者は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第四条中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下施術者という。）を「施術者」に改める。

第五条中「及び柔道整復師」及び同条ただし書を削る。

第七条第一項中「、きゅう業若しくは柔道整復業」を「若しくはきゅう業」に改める。

第九条中「取り消す」を「取り消すことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

三前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。

都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第九條の次に次の二條を加える。

第九条の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第九条の三 施術所の構造設備は、省令で定める基準に適合したものでなければならない。

施術所の開設者は、その施術所につき、省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

第十条第一項中「施術者」の下に「若しくは施術所の開設者」を加え、「その清潔保持若しくは規格に関して検査」を「その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査」に改める。

第十一条第一項中「免許証」、を「並びに免許証」に改め、「並びに住所の届出」及び「」に関する事項及び施術所の清潔保持又は規格」を削り、同条第二項を次のように改める。

都道府県知事は、施術所の構造設備が第九条の三第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、もしくは禁止し、又はその構造設備を改善し、もしくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、柔道整備を業とする場合については、柔道整備師法（昭和四十五年法律第十九号）の定めるところに

よる。

第十二条の二第一項ただし書中「免許」の下に「(柔道整復師の免許を含む。)」を加え、同条第二項中「第十条」を「第九条の二」に改め、「前項に規定する者」の下に「又はその施術所」を加える。

第十二条の三に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条第三項の規定を準用する。

第十二条の三各号を次のように改める。

一、精神病又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二、伝染性の疾病にかかっている者

三、前条第一項に規定する医業類似行為の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

四、素行が著しく不良である者

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一、第一条の規定に違反して、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とした者

二、虚偽又は不正の事実に基づいてあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者

三、第十二条の規定に違反した者

四、第十二条の三の規定に基づく業務禁止の処分を違反した者

第十三条の三 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一、第五条又は第七条（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二、第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

三、第九条第一項の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

四、第十一条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五、第十二条の三の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

第十四条を次のように改める。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一、第三条の三又は第九条の二第一項若しくは第二項（第十二条の二第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第六条の規定に違反した者

三、第十条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十四条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、

第十三条の三第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則第十八条中「きゅう術又は柔道整復術」を「又はきゅう術」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附則第十八条の二第二項中「、きゅう師又は柔道整復師」を「又はきゅう師」に、「きゅう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゅう師免許」に改める。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

13、この法律の施行前に旧施行規則第二十三条の規定によりなされた旧法第二条第一項の試験の受験の禁止は、前項の規定による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下附則第十六項までにおいて「新法」という。)第二条第六項後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

14、旧施行令第三条の規定により作成されたあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿は、それぞれ、新法第三条の二の規定により作成されたあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿とみなす。

15、この法律の施行前に旧施行規則第二十四条(旧施行規則第二十六条の二において準用する場合を含む。)の規定によりした届出は、新法第九条の二(新法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出とみなす。

16、この法律の施行前に旧法第十一条第二項の規定によりなされた施術所についての使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造の命令は、新法第十一条第二項の規定によりなされた使用の制限若しくは禁止又は改善命令とみなす。この場合において、当該処分のうち期間が定められていない処分については、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)は、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

(あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)

17、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「一部改正法律」という。」を削り、「一部改正法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律を「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改める。

附則第三項中「並びに第十四条」を「規定並びにこれらの規定に係る第十三条の二から第十四条の二までに」改める。

（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律の一部改正）

18、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改め、「第二項」の下に「並びに柔道整復師法第二十五条第一項」を加え、「新法第一条に掲げるもの」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復」に改める。

（罰則に関する経過規定）

19、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

20、厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表あん摩、マッサージ、指圧、はり師、きゅう師、柔道整復等中央審議会の項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」に改め、「規定する処分」の下に「並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十条に規定する柔道整復師養成施設の指定及び同法第二十四条第一項第四号に規定する指定」を加え、「同法第二條第一項」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二條第一項」に改め、「学校の認定」の下に「及び柔道整復師法第十二條に規定する学校の指定」を加える。

（生活保護法の一部改正）

21、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）」又は「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）」に改める。

（理学療法士及び作業療法士法の一部改正）

22、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改める。

（沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正）

23、沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次、第三章第三節の節名、第十条の見出し及び同条中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改める。

(二) 柔道整復師法の施行期日を定める政令（昭和四十五年七月九日政令第二百十六号）

内閣は、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）附則第一項の規定に基づきこの政令を制定する。
柔道整復師法の施行期日は、昭和四十五年七月十日とする。

理 由

柔道整復師法の施行期日を定める必要があるからである。

(三) 柔道整復師法施行令（昭和四十五年七月九日政令第二百十七号）

内閣は、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第九条及び第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するためこの政令を制定する。

(免許の申請)

第一 条 柔道整復師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

第二 条 柔道整復師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に柔道整復師の最後の住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2、前項の規定による届出をする場合には、届出書に当該柔道整復師の免許証を添えなければならない。

(免許証の書換え交付)

第三 条 柔道整復師は、柔道整復師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、住所地の都道府県知事に免許証の書換え交付を申請することができる。

2、前項の申請をする場合には、申請書に免許証を添えなければならない。

(免許証の再交付)

第四 条 柔道整復師は、免許証を破り、よごし、又は失ったときは、住所地の都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。

2、免許証を破り、又はよごした柔道整復師が前項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

3、柔道整復師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、五日以内に、これを住所地の都道府県知事に返納しなければならない。

(免許証の返納)

第五 条 柔道整復師は、免許の取消しの処分を受けたときは、五日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に返納しなければならない。

(住所の変更に伴う通知)

第六 条 都道府県知事は、柔道整復師が他の都道府県の区域から当該都道府県の区域に住所を移した旨の届出を受けたときは、その者の旧住所地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2、旧住所の都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、当該柔道整復師に関する柔道整復師名簿の記載事項を、その者の新住所地の都道府県知事に通知しなければならない。

(学校又は柔道整復師養成施設の指定の基準)

第七 条 柔道整復師法(以下「法」という。)第十二条の規定による学校又は柔道整復師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校にあっては同法第四十七条に規定する者
同法第八十三条第一項に規定する学校及び柔道整復師養成施設にあっては同法第四十七条又は法附則第十項に規定する者であること並びに柔道の素養があることを入学又は入所の資格とするものであること。

二、修業年限は、四年以上(学校教育法第五十六条第一項又は法附則第十一項に規定する者であることを入学又

は入所の資格とする学校又は柔道整復師養成施設にあっては、二年以上であること。

三、生徒に履修させなければならない授業科目は、次のとおりであること。

イ、専門授業科目 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む）、症候概論（後の診察概論）、治療一般（後の臨床各論）、柔道整復理論、医学史、医事法規及び柔道整復実技

ロ、普通授業科目 国語、社会、数学、理科及び体育並びに家庭、音楽、外国語及びその他の授業科目のうち一以上の授業科目（学校教育法第五十六条第一項又は法附則第十一項に規定する者であることを入学又は入所の資格とする学校又は柔道整復師養成施設にあっては、社会、数学、理科、体育及び心理学のうち一つ以上の授業科目）

四、授業科目の授業時間数、学校又は柔道整復師養成施設の長の資格、教員の資格、一教員の一週間当たりの担当授業時間数、一学級の生徒の数、施設の構造設備、学習用の器具、教材その他の備品及び学校又は柔道整復師養成施設の経営の方法にそれぞれ省令で定める基準に適合するものであること。

（指定の取消し）

第八 条 文部大臣又は厚生大臣は、指定を受けた学校又は柔道整復師養成施設が前条の規定による基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（省令への委任）

第九 条 この政令で定めるもののほか、柔道整復師の免許に関し必要な事項及び学校又は柔道整復師養成施設の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

(施行期日)

1、この政令は、法の施行の日（昭和四十五年七月十日）から施行する。

(経過規定)

2、柔道整復師法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和四十五年政令第二百十八号）第一条による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号）

第十条第一項の規定による届出は、第六条第一項の規定の適用については、法第七条の規定による届出とみなす。

3、この政令の施行前に柔道整復師の免許に関してなされた申請その他行為は、それぞれ、この政令の相当規定によってなされたものとみなす。

理 由

柔道整復師法の施行に伴い、柔道整復師の免許及び柔道整復師の学校又は養成施設の指定に関し必要な事項を定める必要があるからである。

(四) 柔道整復師法施行規則（昭和四十五年七月十日厚生省令第四十一号）

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第六条、第十四条、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二項並びに附則第十項及び第十一項並びに柔道整復師法施行令（昭和四十五年政令第二百十七号）第一条及び第九条の規定に基づき、

並びに同法を実施するため、柔道整復師法施行規則を次のように定める。

第一章 免 許

(免許の申請手続)

第一 条 柔道整復師法施行令（昭和四十五年政令第二百十七号。以下「令」という。）第一条の柔道整復師の免許の申請者は、様式第一号によるものとする。

2、令第一条により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一、柔道整復師試験（以下「試験」という。）の合格証書の写し

二、戸籍の謄本又は抄本

三、精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者であるかないかに関する

医師の診断書

(免許証の様式)

第二 条 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号。以下「法」という。）第五条の柔道整復師免許証（以下「免許

証」という。）は、様式第二号によるものとする。

(名簿の記載事項)

第三 条 法第六条の柔道整復師名簿の記載事項は、次のとおりとする。

一、免許を受けた都道府県名、免許証番号及び免許年月日

二、本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、住所、氏名、生年月日及び性別

三、試験施行の都道府県名及び試験合格の年月

四、免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項

五、再免許の場合には、その旨

六、免許証を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月

(氏名又は本籍の変更届の手續)

第四条 法第七条の規定により氏名又は本籍の変更の届出をする場合には、届出書に戸籍の謄本又は抄本を添えなければならぬ。

(免許の取消しの申請)

第五条 免許の取消しを申請するには、申請書に免許証を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付及び再交付の申請手續)

第六条 令第三条第二項及び令第四条第二項の申請書には、申請の事由を記載しなければならない。

第二章 試験

(試験の公告)

第七条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報でこれを公告する。

(受験の申請)

第八条 試験を受けようとする者は、受験願書(様式第三号)に次に掲げる書類を添え、これを都道府県知事に提出

しなければならない。

一、履歴書（様式第四号）

二、法第十二条に規定する文部大臣の指定した学校若しくは厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設を卒業し、又はこれらの学校若しくは柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な課程を修了したことを証する書面

三、写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（試験科目）

第九 条 試験は、次の各科目についてこれを行なうものとする。

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む）、症候概論、治療一般、柔道整復理論、医事法規

実地試験 柔道整復実技、柔道実技

（合格証書の交付）

第十 条 試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第三章 施 術 所

（届出事項）

第十一 条 法第十九条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一、開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

二、開設の年月日

三、名 称

四、開設の場所

五、業務に従事する柔道整復師の氏名

六、構造設備の概要及び平面図

（施術所の構造設備基準）

第十二条 法第二十条第一項の規定による施術所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一、六・六平方メートル以上の専用の施術室を有すること。

二、三・三平方メートル以上の待合室を有すること。

三、施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当

な換気装置があるときはこの限りでない。

四、施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

（衛生上必要な措置）

第十三条 施術所の開設者は、その施術所につき次に掲げる措置を講じなければならない。

一、常に清潔に保つこと。

二、採光、照明及び換気を十分にすること。

第五章 発展（昭和四十六年から昭和五十八年）

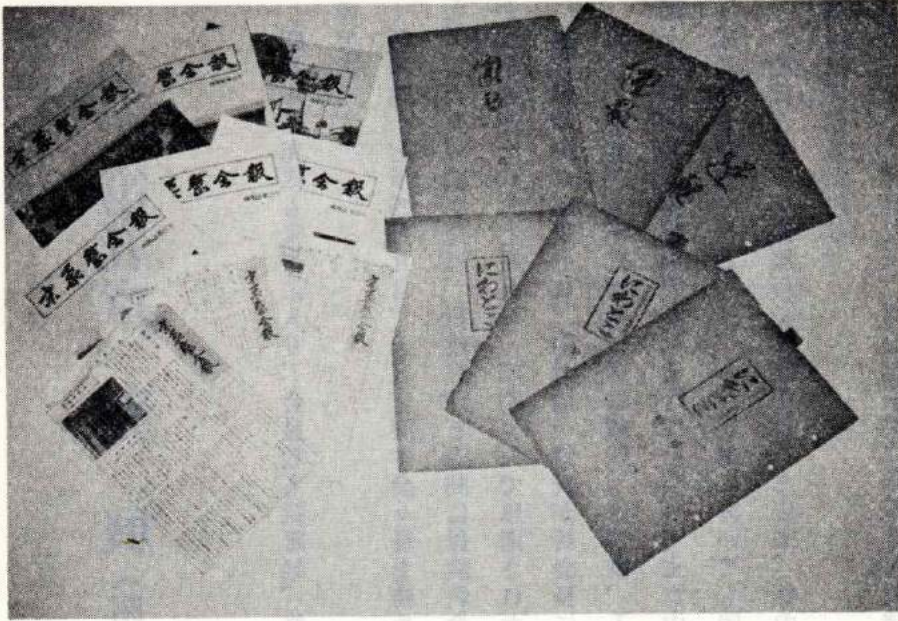
昭和四十年代も後半に入り、会員数も距離制、修習制のある中ではあるが、徐々に増加し、それと共に本会も発展したのである。

昭和四十七年四月九日、十五年間本会々長を務められた久家恵氏が勇退され、変わって田中寛成氏が新会長に就任された。新会長の田中氏は、行政官庁との間に保険料金改正等について、本会々員擁護の為辣腕を奮われたのであるが、志なれば昭和四十八年七月九日、幽門ガンで急逝されたのである。

急抛理事会が招集され、中村治一郎氏が新会長に決定した。

以後、昭和五十年代初めに距離制限、修習制、入会金等の撤廃が有り、柔道整復師会々員数の肥大化が全国的に拡がり増々会の団結、協調が問われる時代となって来た中で本会は、京都で開催された日整総会、近畿ブロック学会、日整学会を成功させたのである。又、本会支部に於いても団結、協調を図る為、昭和五十年伏見支部が、支部会員相互の親睦を第一の趣旨とする研修旅行を計画実行して以来、他の各支部共々年一回の研修旅行を実行して、会員間の相互信頼、協力、親睦に役立てて居る。

そしてこの年代は又、本会創成期に活躍された諸先輩が相ついで物故され、新旧交代を感じさせた時代でもある。



初代会長稲葉太郎氏、元副会長阪井昇氏、第二代会長松浦新
 氏、元副会長栗原民雄氏、第五代会長久家恵氏、第七代会長
 中村治一郎氏、前副会長大石弘氏、その他の諸先輩が物故され
 た。昭和五十年九月支那支店、支店員併式の組織と
 した。昭和五十年九月支店、支店員併式の組織と
 した。昭和五十年九月支店、支店員併式の組織と
 した。

一 京柔整会報発刊

本会々報誌「にわとこ」は、京都府接骨師会館が竣工した
 際、会館内に会事務所が移転したのを契機に休刊されて以来十
 年、会員の間では会行事、保険業務の連絡等に会報誌の刊行を
 熱望していたが機が熟せず、漸く昭和四十九年七月十五日に至
 り、「京柔整会報」として再刊されることになった。

発刊にあたって

中村 治一郎

この度、理事片川先生が編集を担当して、「京柔整会報」第一号が発刊されることになったのは、誠に喜ばしい限りであります。

今は昔と云ってはおかしな表現ではありますが、以前確か昭和二十九年二月に現理事長の沢田先生の手によって、「速報」と題して第一号が刊行され、これが三十一年十二月第三十号まで続き、翌三十二年一月から題名を、「にわとこ」と変えて第一号が続刊されて来ました。以来長い年月にわたり会内外の動静等が細大もらさず報道され、我々会員は沢田先生におんぶされてその恩恵に浴して来たことは、周知のとおりであります。三十八年四月、新居を向島に建設され会仮事務所を、その新宅に移転されてからも多忙な本業の傍ら、従来どおり「にわとこ」を続刊して下さり、この苦勞たるや筆紙では云いつくせない程のものであったと、拝察する次第です。三十九年になって漸く会員の総力によって、待望の会館が竣工し専任の事務職員が定まってからは、長い間お世話になっていた仮事務所も会館内事務室に移転して定着することとなり、これを契機として長い年月続刊されていた会報「にわとこ」も自然に中断されて、今日に至ったのであります。

以前から、会員のあちこちで昔のように会報を発行してほしいという要望の声があり、全く会報待つや久しい現状であったのでありますが、今回理事の片川先生の手によって第一号が発刊されることになり、会の発展の爲にも、これほど嬉しいことはないと思うのであります。名付けて「京柔整会報」と言います。然しながら、この仕事は大変難事業であって、

担当していただく片川先生の今後の労苦を思うにつけ、只々感謝の言葉もみつからないそんな思いがするのであります。どうか会員諸賢におかれましてもよろしく、その点御理解御配慮いただき、会報をもり立て益々充実発展して行くよう、御協力賜わらんことを切にお願い申し上げます、発刊の辞とさせていただきます。

二 昭和五十年定時総会開催

昭和五十年四月二十九日午後一時より京都府接骨師会館に於いて、定時総会が開催された。当日は生憎の雨空にもかかわらず、欠席者僅か三名と云う本会始まって以来の出席者を得て、次の通りに催された。

定時総会式次第

司会 原 理事

一、開会の辞

大石 副会長

二、会長挨拶

中村 会長

三、会務報告

沢田 理事長

四、会計報告

昭和四十九年度決算報告及び昭和五十年年度予算案の報告

イ、一般会計の部

大石 副会長

ロ、保険会計の部

富島 理事

五、会計監査結果報告

室賀 監事

六、議長選出

司会者一任の声で沢田理事長を議長に議事進行

七、議案

定款及び定款細則一部変更の件

改正主旨説明

荒川 理事

イ、距離制の件

片川 理事

ロ、修習制の件

水本 理事

ハ、入会金の件

足立 理事

八、質疑応答

九、閉会の辞

米原 副会長

十、懇親会

今回の総会は、特に我々に関係の深い定款及び細則一部変更と言う案件が有った為、会員先生方より活発な意見や鋭い質問等が続出、最後に諸先生方満場一致の賛同を得て三件共議案の成立を見、其の後の懇親会に於いて、参議院議員小川半次先生、市会議長福島滋弥先生、府会議員菱田多一郎先生及び関係官庁の係員の方々と膝を交えて、和やかな雰囲気の内は無事総会を終了しました。特に来賓の中でも鞍馬口病院整形外科部長川上登先生が、我々柔整師にお示し戴いた御厚意に対して深く感謝し、今後の御指導をお願い致します。

尚成立議案の詳細を御報告して置きます。

改正された条文の本文（改正前）は、お手許の細則をお読み頂いたら判りますので省略させて戴きます。

定款細則 第八条

一、本会に入会せんとする者は左記の入会金を納入すること。

イ、正会員 七拾万円

ロ、準会員 拾万円

但し準会員が正会員になる場合は左の金額を納入すること。

準会員の期間が、二年未満 六拾万円

四年未満 五拾万円

六年未満 四拾五万円

八年未満 四拾万円

十年未満 参拾五万円

十年以上 参拾万円

二、現行通り。

三、正会員として入会せんとする者は定款第八条に規定するものの外、申込書に修習証明書を添付すること。

修習証明書とは免許下附を受けた者が、正会員の営業所又は病院、診療所又は医院等に於いて一年以上

（一四〇〇時間）実施修習したる旨の証明を云う。

但他府県修習者及び病院、診療所、医院修習者は本会正会員営業所に於いて三ヶ月（三五〇時間）の補足修習を必要とする。各都道府県会長の修習証明書を有する者は補足修習を必要とせない。

他府県より転入の場合は全日会員として登録され一年以上経過したる者たること。

定款細則 第九条 距離制及公務員に対する規制

一、本会へ入会し営業所を開設せんとする者は既設営業所（この場合分院は営業所と認めず）より1km以上の距離を保つことを要す。分院を開設する場合も之に準ず。

二、現行通り。

三、距離制以前に設置され十年以上継続の分院は理事会の決議を経て本院とする事が出来る。

四、公務員は入会を認めず。

以上が改正点でございます。

昭和五十年四月二十九日

決議事項署名捺印者

市内代表 高野 清

郡部代表 吉岡 佐太郎

三 日整総会京都で開催

昭和五十年風薫る五月三十一日から六月二日に亘り、日整総会が京都市内の東山閣に於いて開催された。

総会前日、三十日の打合せ会の時点で、すでに総会の幕は切って落とされ、翌三十一日、本会役員は午前十一時に東山閣に集合、日整役員と協力して開会準備、正午から受付開始、午後一時より代議員会と続き、久家名誉会長、中村会長が本会より出席、熱心なる討議が展開され午後四時に終了、二時間の入浴休憩と自由時間を取り、午後六時から総会に出席の全国都道府県会長及び会員の先生方と本会役員全員が、膝を交えての懇親会も和やかにそして親密に、午後九時に代議員の先生を除く本会の役員は帰宅した。

明けて六月一日は本番の総会を控えて、本会役員は午前八時に集合、受付台の設置から役務分担も終了し準備オーケー、其の間に常務理事会及び理事会と進行し、総会開催の十分前には市内会員の約半数、三十余名の出席を見た。尚総会は次の通り催された。

日整総会式次第

会員総数、定足数、代理人選任届数、出席者数を報告し、総会開催成立要件充足を報告。
物故者に対して黙祷。

一、開会の辞

吉田 副会長

二、会長挨拶

鳥居 会長

三、婦一賞、婦一学術賞、計五名、全国優秀通信員十二名の表彰

四、議長選出

司会者一任により、議長を京都府の沢田宗右衛門理事長、副議長を岐阜県の鹿野正夫会長に決定

五、議事録署名人選出

議長一任

続いて会員数、定足数等々の報告有り、会員数五、〇五〇名、出席者一九四名、委任三、三三五名、計三、五二九名で定足数の三、三六七名を超え、総会成立の宣言並びに議事進行。

六、昭和四十九年度事業報告

七、昭和四十九年度決算報告（歳入歳出）

八、昭和四十九年度財産目録の報告

九、監査報告

十、定款一部変更内容報告

十一、昭和五十年事業計画

十二、昭和五十年予算案

十三、代議員会決議報告

十四、質疑応答

十五、閉会の辞

永井 副会長

以上で総会も無事終了。その間、富島理事、足立理事の御協力に感謝し、又全国優秀通信員表彰では沢田理事長が、日整で初めて二度目の受賞、そして本会々員全員一致協力して会長を補佐し、総会を終了することが出来た。

四 施術所の名称について

柔道整復師が増加するにしたがい、施術所の開設にあたり、その名称、看板等を設置するについて、監督官庁が柔道整復師法の規定に触れるとみなすものが多くなり、昭和五十年十二月十九日付、五〇医療第五三二号の通達で、京都府衛生部長より京都府柔道整復師会々長宛に、表題の件の通知があった。

通 達 文

最近施術所の開設にあたり、施術所に付される名称に柔道整復師法第二十四条第二項の規定に抵触するおそれのあるものが見受けられますので、今後左記により貴会員を御指導くださるようお願いいたします。

なお昭和四十四年七月二十八日付、四医第五一四号の通達文は、廃止します。

(文中あん摩、マッサージ師に関する条文は省略)

施術所の名称について

一、名称には原則として、次の各項に掲げる字句のすべてをとり入れること

イ、開設者の氏、又は氏名

ロ、業務の種類を表示するものとして、使用が認められている次の語のうち業務実施の対象とするもの

柔道整復、ほねつき、接骨（きゅう、はり師等の条文は除く）

ハ、施術所として使用が認められている、次の字句のいづれか一つ

施術所（院）、療所（院）、治療所（院）、院

二、名称には次の字句を使用しないこと

イ、医及び科の文字

例 接骨医 ○○施術所、○○接骨科療院

ロ、流派、技能、経歴、適応症等に関連のある字句

例 ○○沼津の接骨院

ハ、施術所が所在する土地、建物と関連のない字句

例 ○○堂接骨院

ニ、病院、診療所と紛らわしい字句

三、地名使用について

施術所の名称中には、地名は原則として入れない方が望ましいが、近隣に同名の施術所があるなど、特別の事情があ

る場合は地名を使用してもさしつかえない

この場合の地名は、市区町村より狭い地域の地名を使用すること

四、現在開設している施術所の名称で、適当でないものについては、移転開設等の時点で改めるよう指導すること

五 緊急駐車票及び駐車標示獲得

一般社会に於いて自動車が昔の自転車に取って変わった現今、当然のことながら往療も大半が自動車を使用して行なわれる様になった。交通事情も年々、車の増加と古都和云う悪条件が重なり、駐車禁止区域の拡大に伴って、往療時、車の処置が問題となった。そこで以前より医師に於いては駐車票が認められており、我々柔整師も駐車票認可問題に就いて、会長以下理事間で討議の結果、府警交通規制課へ駐車票交付願を申請する事となった。その結果報告を記載する。

緊急駐車票

昭和五十一年一月二十七日、柔整師に対する緊急駐車票の件で、府警交通規制課へ会長以下理事を交えて六名が課長との懇請の為出向き、そこで色々懇談の結果、早急に駐車票を交付する事を検討中であるが、本会々員だけでなく府下の全柔整師を対象にせねば成らないので、一人一人規制課に出頭して居ったのでは書類作成等に手間取る為、医師会と同様非会員の分も一括本会に於いて面倒を見れば、早く交付が行なわれ、交付の作業も速やかに済むとの話で、会長以下出席

者全員で慎重に協議の結果、未入会柔整師に本会の威力を見せる意味に於いても、今回の駐車票交付の件に関しては、門戸を開いてやろうではないかとの意見の一致を見ましたので、非会員の手続も本会で行なう事を承諾しました。

尚、本会々員は面倒な事はないと思いますが、非会員に関しては本会に於いてチェックポイントを定め（営業内容及び現在営業中か否か等々）嚴重審査の上で、取扱いに慎重を期する考えで居ります。

又、府警の要望に依り駐車票交付迄、再三規制課との打合せ等の為に連絡（電話又は出張）をせねば成りませんので、駐車票の件に関する担当理事は、警察に詳しい原理事と片川理事に決定致しました。交付迄、多少日時を要すると思われませんが、諸先生方、今一度運転免許証（書換及期限切れ）と車検証の整備方をお願い致します。

尚、昭和五十一年三月一日付を以って、緊急駐車票が交付されました。

急患搬送用駐車標示獲得

今般病院、診療所以外には認められなかった急患搬送用駐車標示（白線内に急患と道路に表示）が、我々柔道整復師の施術所にも認められる事に成った。

しかし可成り規制が厳しく、往療用駐車票の如く全員にと云う訳には参りません。例えば道交法第二十四条、二十五条に適合する施術所は不可、施術所前の道路巾にも規制が有り、一方通行で右側駐車に成る所も不可、恐らく本会で二十軒も許可が降りたら最高では無いかと考えて居ります。

尚、本駐車標示の主旨は、道路の規制（駐車禁止）が出来る以前に施術所が出来、其の後道路の規制が出来た為に駐車が出来なく成った施術所が対象と云う事で、今後開設される施術所は規制後の為、開設の時に駐車場を確保する義務が有

り、今回出来得るだけ多数の先生方が益を得られる様努力を致します。

とにかく医師と同様の措置をと云う事で本会が窓口と成り、公安委員会（規制課）と接渉して、最終的には所轄警察署より実地に測量の上決定されますが一応参考迄に駐禁除外措置の要領を記載して置きます。

急患搬送車の駐車禁止除外措置要領

一、目的 駐車施設のない（収容能力四台以下のものをいう。以下同じ）施術所に急病患者（以下急患と云う）を搬送してきた車輛の駐車場所を確保することによって、急患の利便に寄与することを目的とする。

二、用語の意義 本措置要領に定める用語の意義は次のとおりとする。

イ、急患。 負傷者、急病人等緊急の治療を要する者で、搬送先の柔整師が急患と認めた者をいい、一般の通院者はもちろん単なる歩行困難者は含まない。

ロ、幹線道路。 道交法第三条に規定する道路の種類にかかわらず、主として通過交通に利用される道路の区間である。広域幹線、地域幹線、地区幹線を総称する。

三、除外対象車輛 施術所等の道路上で公安委員会が駐車禁止除外場所として指定した白線で区画された部分に駐車し、且つ、当該施術所等の柔道整復師から、急患であると認定された者が搬送されて来た車輛で京都府柔道整復師会（当該施術所等の連名）の発行する別添のステッカーを掲出しているものに限る。

四、除外場所指定道路の選定基準 道交法第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）並びに同法第四十五条第一項第一号（第五号（駐車を禁止する場所）該当以外の場所で交通上著しい支障がなく、かつ、次の各号に該当しない道路であること。

イ、幹線道路。

ロ、歩車道の区別のない道路で幅員六メートル未満のもの。

ハ、歩車道の区別のある道路及び一・五メートル以上の幅員を有する路側帯のある道路においては車道幅員が五メートル未満の道路。

ニ、一方通行規制のある道路にあっては幅員四・五メートル未満のもの。

五、除外場所設置基準

イ、設置場所は、当該施設所等の敷地に接する道路上に限る。

ロ、設置基準は、車両一台分の占める広さを幅二メートル、長さ五メートル以内とし、二台分を限度とすること。

六、除外場所設置要領

イ、駐車施設がないため駐車禁止除外場所の設置を必要とする施設所等は、別記様式の要望書により京都府柔道整復師協会を通じ公安委員会（交通規制課）に要望すること。

ロ、公安委員会において前記要望について必要と認めるときは、京都府公安委員会告示第十五号ただし書き適用の部分として白線で区画し、区画された部分の中に「急患」と白色で表示すること。

ハ、一方通行道路における右側駐車となるような設置はしないこと。

七、駐車時間 急患搬送車の駐車時間は当該施設所等の柔道整復師が必要と認める時間とするが、概ね一時間を限度とする。

八、その他

イ、駐車禁止除外場所指定の要望、内容変更、廃止等要望に関する事前の手續については、すべて京都府柔道整復師会が総括して行ない、要望の受理は交通規制課を窓口とし、確認調査等については警察署において行なう。

ロ、将来において事情変化が生じた場合は既設駐車禁止除外場所の指定の廃止若しくは一部削除する場合がある。

ハ、本要領は既設の施術所等とのみ適用するものであって、今後新設する施術所等については適用しない。

九、実施年月日 年内

以上が急患搬送車の駐車禁止措置要領の概要です。いづれ申請された先生方で適合された先生方へは公安委員会より通知が有ると思いますが、先の緊急往療用駐車標章と同じく厳正に使用される様、切に希望致します。

六 適正配置委員会と距離制撤廃

昭和四十年年度総会席上、会員擁護を目的として定められた距離制も、厚生省通達に依り廃止をやむなくされ、増加する会員相互のトラブル防止の為、適正配置委員会の発足を見る。

適正配置委員会

昭和五十一年三月二十四日、突如緊急全国会長召集あり、之に応じて全国代表者急ぎ日整へ集結、其の席上鳥居会長より「入会問題」と題し緊急報告があった。その報告に依ると、過般米厚生省当局に対し圧力団体より再三の請願あり、内

容とするところ距離制、修習制、入会金等々の諸問題がからみ各地区柔整会への入会が極めて困難の由、有資格者の人格を尊重し速やかに解決をはかり、制限なく希望者の入会を許可するべきという示達であった。

厚生省当局としても此の請願を断わる何等の法的根拠もなく、日整本部に対し強固な示達事項となつてあらわれ、早急に諸種制限を撤廃し、全国有資格者の地区入会希望者に対し申し出があれば、入会を許可すべく入会后各地区特殊性を勘案して教育されたいと示達してきたのである。

距離制に関しては各地区既存の制限を即時撤廃されたい旨特に強調されあり、全国柔整会に於いては之に就いて議論百出している現在である。此の問題は憲法や独占禁止法に照らし、各地区柔整会のもつ定款条令が優先されるとは考えられず、各地区会員の常識に訴え諒解を求めた上で百八十度の転換を今や余儀なくされている段階に立っている。

本会に於いても論なく総意をまとめて決断を要すべく、予測される紛争の事前防止と調整のため茲に適正配置委員会なる機関の誕生を見ることになったのである。

距離制撤廃に踏み切った本会今後の在り方と会員の肝構えに就いて

昭和五十一年四月二十九日の定時総会の日、私達会員は約十年前より会員相互親睦とトラブル防止の為、頑として守り通して来た鉄則の距離制を、時の流れには抗し得ず、さながら土崩の崩れこぼつが如く瓦解せしめた。

会員中には、やれやれ良かったと考える人もあれば、又反面何かうつろな物思いにふけた人もあるだろう。が然し踏み切るべき秋が来て全会員納得の上踏み切ったのだから敢えて壮拳といわねばならない。

ところで何時迄も心の裡にもやもやと落ちつかないものがある様ではお互い会員として困るのである。ここらで社会を

見直し心を新たにし、良いと考へ断行した此の壮挙を賞讃すべきでもあろう。そして今後来るべき生々しい問題を心懸に自分の為、あなたの為考へねばならぬ大切な秋ともいえよう。

扱て私達のもつ憲法内容の変った時点に於いて今後の最良の策として、急ぎ適正配置委員会なる機関が誕生したわけだが各々対応の処置は形造られたが、やがて目の前に迫る現実を考へてみるに恐らく、きびしいものがあると断じて過言ではあるまい。あなたの隣家に、私の隣家に看板をかけたという入会希望者の絶無という事は保証し得られない。これからは信義の上にたち友情の上になつて、而も笑顔の中で話し合いを進めて行かねばならない。大変むずかしい問題だ。お互い凡人同志がどこ迄円満な話を進めて行くことが出来るだろうか。

そこで考へるのだが、入会希望者を迎えるに先立ち各支部研修会を通じ、会員が常日頃よりその意を通じ合い相互々恵のため納得した上にも更なる納得の為話し合いをしておく必要を痛感するのである。即ち会勢を拡大したいと願うと共に第二の柔整会を作らせてはいけないといった様な目的の為に、適正な配置を考へ会員も入会希望者も皆が笑顔の中で手を握り合つて向上発展することを願ひ、未だ開催した事のない各支部即ち左京区会員は東山支部会へ、上・北区会員は中・右京支部会へ、下・南区会員は伏見支部へといった具合に各々すすんで合流して研修の場にのぞみ、全会員がいずれかの開催支部会に、もれなく出席しその席上本問題に就いて話し合いの微に入り細に亘り現実問題と取り組み最高の良策をねり上げておく必要があるだろう。一人でも多くと会勢の拡大を願う反面、排他的になり勝な凡人の心情はよく理解されるが此の心の矛盾を克服する唯一の途は唯々笑顔の中で円満なる話し合いを進めて行くより他に方法がみつからないと思う。

適正配置委員各位の御苦勞もさること乍ら、入会希望者も支部長も又、隣接業者も並々ならぬ努力と苦勞が要求されるだろう。会員の一人一人が自分自身を苦しめるきびしさと寛容さが無かつたら本会の今後の発展はのぞめないことを深く

心に銘記すべきだと考える。

七 学術研修会

学究の都で有る京都に於いて、柔道整復術の学術研究会が催されたのは、昭和三十年代に府立医大の講堂で一回、昭和四十年代半ばに接骨師会館で一回、そして昭和五十年十月十二日接骨師会館に於いて、鞍馬口病院整形外科部長、川上登先生が、大腿骨頸部骨折に就いての学術講演をして頂いただけであつた。

其の間、学術研修会と銘打って、再三開催はされたが、いずれも保険申請書の書き方とか、注意事項のみであり、此の様なもの果して学術研修会と云えるであらうか。

そこで第一回として京柔整学術研修会が、昭和五十一年十一月二十一日午後一時より接骨師会館に於いて開催され、現在に至っている。

第一回 学術研修会

会員発表

- (一) 顎関節脱臼の整復法 片川 吉雄 会員
- (二) 鎖骨々折の固定法 塩見 太門 会員

特別講演

川上 登 先生

(一) 下腿骨下部骨折及び足関節捻挫とアキレス腱の損傷について

健康保険鞍馬口病院整形外科部長 川上 登 先生

(二) 腰部の損傷について

室賀整形外科病院々々長 室賀 龍夫 先生

第二回 學術研修会

昭和五十二年十月二十三日

京都府接骨師会館

會員発表

(一) 顎関節脱臼の整復法 河合 正史 會員

(二) 肘関節脱臼骨折の後療と経過について 広谷 元己 會員

(三) レントゲン写真について 片川 弘 會員

(四) 骨折の整復位 木村 進 會員

特別講演

(一) 肘関節周辺の損傷について 川上 登 先生

第三回 学術研修会

昭和五十三年十月二十二日

京都府接骨師会館

特別講演

(一) 脱臼整復のコツ

日整会長

鳥居 良夫 先生

(二) 膝関節周辺の損傷について

川上 登 先生

第四回 学術研修会

昭和五十四年十一月二十三日

京都府中小企業会館

会員発表

(一) 肩関節脱臼の整復法

立入 幸司 学術委員長

河合 正史 会員

(二) 外反母趾が他部位に与える影響

木村 進 会員

第五回 学術研修会

昭和五十五年十一月九日

京都府中小企業会館

川田 茂 会員

会員発表

(一) 前腕骨々折の臨床

片川 弘 会員

(二) 上腕骨々折について

井坂 豊 会員

特別講演

(一) 柔道整復師の為の解剖学的基礎

木村 敏 会員

大阪市立大学医学部助教授

藤原 寛知 先生

第六回 學術研修会

昭和五十六年十一月十五日

サンフラワーホテル

特別講演

(一) 足関節周辺の損傷について

川上 登 先生

(二) 鞍馬口病院整形外科医長

松本 憲 先生

(三) 肩関節周辺の損傷について

信原病院々長

信原 克哉 先生

第七回 學術研修会

昭和五十七年十一月二十一日

京都府中小企業会館

特別講演

(一) 腰部捻挫について

日整學術委員

中村 利文 先生

(二) 前腕骨々折について

室賀 龍夫 先生

第八回 學術研修会

昭和五十八年十一月二十日

京都府中小企業会館

会員発表

(一) 胸部打撲と治療

北浦 昭雄 会員

(二) 肩関節脱臼の整復法

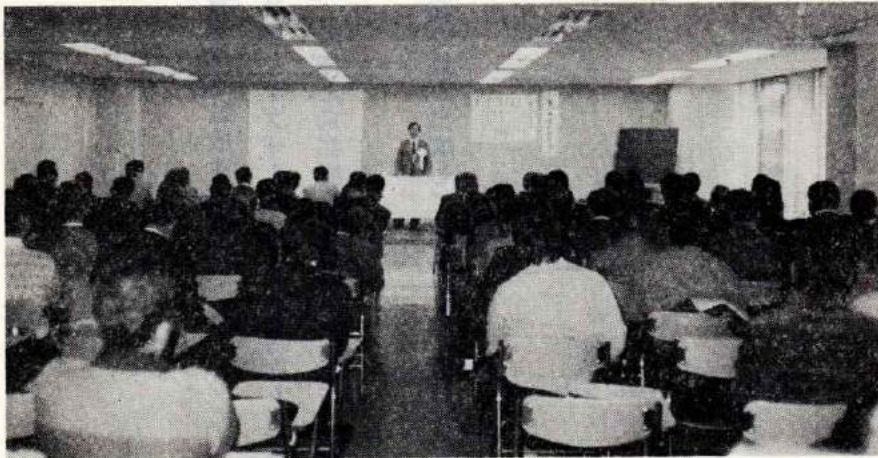
井坂 豊 会員

特別講演

(一) 腰痛の諸問題、腰部捻挫を中心に

鞍馬口病院整形外科医長

長谷 齊 先生



第8回 學術研修会

八 青年部 発 足

昭和五十年頃、本会の若い会員が相集い、親睦と学術研究の練磨を主旨とする青年部を結成する話が出た。

そして昭和五十二年春になり、漸く青年部結成の準備委員会が誕生し、その委員会とオプザーバーとして出席した本会の会長、副会長、理事委員に依って下案が練られ、一応初年度の役員、年令制限、名称を京都府柔道整復師会青年部と決め、六月十二日に発足した。

そして八月二十一日、初の青年部総会が接骨師会館に於いて、二十二名の青年部会員が出席して開催され、役員及び青年部の目的や規約を決定した。

昭和五十二年青年部役員は次の通り

部 長 金山 剛

副部長 沢田 哲

幹 事 片川 弘 清水 憲雄

布施 正和 布施 誠

社団法人 京都府柔道整復師会 青年部規約

第一条 名称を社団法人京都府柔道整復師会青年部と称する

第二条 青年部は事務所を京都市中京区西の京中保町六一京都府柔道接骨師会館内に置く

第三条 青年部は満三十五才以下の柔道整復師の正会員準会員を以って組織する

第四条 青年部は本会の主旨に則り部員相互の親睦並びに柔道整復術の進歩発展とその医学的研究を図ることを目的とする

第五条 青年部役員は下記の通りとする

部長	一名
副部長	二名

幹事 若干名

第六条 役員は任期は一年とする。但し再任を妨げない

第七条 役員は任期終了後も後任者の決定まで、その職務を行なうものとする

第八条 役員は選出方法は互選とする

第九条 青年部の議決並びに承認事項は出席者の過半数の賛同を以って可決とする

昭和五十二年八月二十一日

九 日整学会と日整柔道大会京都で開催

昭和五十四年九月一日と二日の両日にわたり、日本柔道整復師会主催による、第三回日整全国柔道大会並びに第十二回日整学会が、我が京都に於いて、全国から多数の会員をお迎えして、盛大に開催された。

先ず第三回柔道大会が、九月一日岡崎にある旧武徳殿に於いて、近畿柔道連盟、京都府柔道連盟の絶大なる協力のもとに開催された。当日は生憎の雨天でしたが、全国から選ばれた十六チームにより白熱した試合が行なわれ、決勝は北信越西部と東北の間で戦われ、3対1をもって北信越西部が優勝した。

明けて二日、旧武徳殿の道を隔てた南側にある京都公会館の第一ホールに於いて、第十二回日整学会が開催された。当日は、早朝より昨日の雨が少し残る中だったが、本会々員全員が会場各係ごとの部署につき、学会を成功させる為に精一杯頑張りを、又全国各地より、約一、九〇〇名の会員の御参集を頂き、盛会裡に終了することができた。



第12回
日本柔道整復学会
講演・研究論文抄録



昭和54.9.2 京都市京都公会館
●主催 日本柔道整復学会 ●発行 日本柔道整復学会
●編集 日本柔道整復学会 ●印刷 日本柔道整復学会

特別講演

江戸時代整骨術の系譜

(社)日本柔道整復師会々々長 鳥居 良夫

研究発表論文

上腕骨頸上骨折における持続牽引整復法の考察

秋田県 加藤 一三 会員

変形治癒した長管骨々折の予後について

東京都 網代 正義 会員

北信越 佐藤 昭治 会員

近畿 角川 良孝 会員

中国 西川 正彦 会員

四国 桑島 昭博 会員

北海道 茂野 俊二 会員

東海 五井 貞生 会員

東京 志保井 義忠 会員

関東 杉浦 辰雄 会員

九州 野畑 佳則 会員

東北 菅原 陽三 会員

脊椎骨々折の治療と固定について

手関節捻挫の統計的考察

橈骨々折と牽引について

下腿骨々折における固定装具の一考察

足関節捻挫の治療についての検討

マレットフィンガースプリントの試み

肘内障の臨床的検討

鎖骨々折の発生力学と整復

手関節捻挫についての考察

スキー傷害における下腿骨々折

第12回 日本柔道整復学会委員

太字は本会々員 ◎印は主任（順不同）

- | | | | |
|-----------|---------|---------|------------|
| 委員 長 | 金城 孝治 | | |
| 副委員 長 | 中村治一郎、 | 本多 享、 | 菅原 勇勝 |
| 委 員 | 大石 弘、 | 沢田宗右工門、 | 片川 吉雄、 |
| | 塩見 太門、 | 足立 幸雄、 | 水本 正夫、 |
| | 吉岡佐太郎、 | 西川 洋次、 | 栗原 寿雄、 |
| 座長団 [団長] | 池添 誠祐 | | |
| [副団長] | 中村 利文 | | |
| 座 長 (14名) | 中垣内智雄、 | 工藤 兼雄、 | 松本 好司、 |
| | 永田 千一、 | 石塚 辰己、 | 山田 喜通、 |
| | 水本 正夫、 | 木村 進、 | 片川 弘、 |
| 総務係 (16名) | ◎片川吉雄、 | 老田 清一、 | 熊谷 隆男、 |
| | 小林 道、 | 太田 富夫、 | 山本 真彦、 |
| | 福島 光義、 | 細野 嘉晴、 | 市毛富士穂、 |
| | 山口 網孝 | | |
| 本部付 (1名) | 水本 正夫 | | |
| 救急係 (3名) | ◎塩見太門、 | 木挽 幸夫、 | 織田 繁樹 |
| 涉外係 (2名) | ◎足立幸雄、 | | |
| 受付係 (34名) | ◎松浦慎夫、 | 村上 隆、 | 水田 利明、 |
| | 平川 照雄、 | 黒木道太郎、 | 森田 勝、 |
| | 松浦 進、 | 目加田健二、 | 田子 武、 |
| | 布施 誠、 | 小宮 定男、 | 玉置 博康、 |
| | 松本 憲郎、 | 井上 彰二、 | 井坂 豊、 |
| | 河本 良一、 | 山下 武、 | 岡村 正秀、 |
| | 谷口 弘、 | 高木 音治、 | 日整職員 2名 |
| 司会係 (3名) | ◎原 健、 | | |
| 記録係 (15名) | ◎栗原寿雄、 | 栗田 豊郎、 | 小野 勲二、 |
| | 梅本 暉二、 | 永沢 利彦、 | 東田 馨、 |
| | 工藤 正樹、 | 嶋崎 千城、 | 清宮 秩男、 |
| 進行係 (12名) | ◎吉岡佐太郎、 | 堀部 正一、 | 松下 賢治、 |
| | 片桐 寛、 | 河本 良一、 | 馬淵 明雄、 |
| | 富永 晃、 | 網代 正義 | |
| 映写係 (6名) | ◎西川洋次、 | 田中 一吉、 | 清水 憲雄、 |
| | 福島 英夫 | | |
| 会場係 (21名) | ◎音川八郎、 | 三宅 博通、 | 阪井 徹、 |
| | 山口 善彦、 | 梅本 靖二、 | 藤野 勝弘、 |
| | 金山 剛、 | 高橋 玉雄、 | 堀 康三、 |
| | 中原 進、 | 森 幹雄、 | 西中 治、 |
| | 黒木由紀夫 | | |
| 電気係 (3名) | ◎橋村七衛、 | | |
| 接待係 (5名) | ◎西川正子、 | 山崎 立美、 | 京柔整師会職員 2名 |
| | | | 日整職員 |

十定款改正

昭和二十九年、京都府柔道整復師会定款を決定した。以後本会の都合でその都度總會を開き、定款の一部を変更して来た。

しかし今般、行政官庁より定款の変更届を受理した覚えがないとの指摘を受け、変更して来た部分は無効であるとの事で、協議の上、昭和五十八年七月二十三日、臨時總會を京都労働総合会館に於いて開催、改めて京都府知事殿に本会定款の改正案を受理して頂きたく、討議し、そして決議した。

社団法人 京都府柔道整復師会定款

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は社団法人京都府柔道整復師会と称する

第二条 本会は事務所を京都市中京区中保町六一京都府接骨師会館に置く

本会は理事会の承認を経て各区に支部を置くことが出来る

第二章 構成

第三条 本会は京都府を区域とし、柔道整復師の有資格者を以って組織する

第三章 目的及び事業

第四条 本会は柔道整復術の進歩、発展とその医学的研究並びに公衆衛生の向上を図ると共に公益性を重んじ社会の福祉を増進することを目的とする

第五条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう

- (一) 柔道整復術の振作昂揚に関する事項
- (二) 柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発達に関する事項
- (三) 柔道整復師の資質向上に関する事項
- (四) 国民の体位向上に関する事項
- (五) 会員の福利増進並に相互扶助に関する事項
- (六) 会報発行に関する事項
- (七) その他本会の目的達成のため必要な事項

第四章 会員及び出資

第六条 本会の会員は各区の支部会員であつて、目的趣旨に賛成し入会したものでなければならない、但し学識経験者又は柔道整復術のため、特に功勞のあつたものを会員とすることができる

第七条 本会の会員を左の三種とする

- (一) 正会員 柔道整復師の資格を有し、本会の目的に賛同して入会したもので施術所を開設しているもの
- (二) 準会員 柔道整復師の資格を有し、本会の目的に賛同して入会したもので施術所を開設していないもの
- (三) 名誉会員 学識経験者又は柔道整復術のため特別の功労のあったもので理事会で推薦したもの
- 第八條 正会員又は準会員にならうとする者は住所、氏名、生年月日、免許を得た都道府県名、及び年月日を記載した申込書に總會において別に定める入会金を添え各支部長経由の上会長の承認を得なければならぬ

前項入会申込書を提出し、会長の承認を得たものは会員とする

第九條 正会員、及び準会員は總會において別に定める会費を支払う義務を有する

第十條 本会員にして各支部会員たる身分を失ったものは本会員たる身分を失ったものとする

第十一條 本会員が退会しようとするときはその所属支部を経て本会に申達することによって退会することが出来る

第十二條 本会を退会したも又は身分を失ったものは、理由の如何を問わず既納の会費その他提出金品及び寄附金の返還を受けることができない

第五章 資産及び会計

第十三條 本会の資産は次の各号に依り構成する

(一) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

(二) 会費

(三) 寄附金

(四) 事業に伴う収入

(四) 資産より生じた果実

(六) その他の雑収入

第十四条 本会の経費は資産を以って支弁する

第十五条 本会の会費の徴収方法は理事会の決議を経て総会の承認を求めるとする

第十六条 本会の資産は会長が保管しその方法は理事会の議決によって定める

第十七条 資産のうち現金は郵便官署又は確実なる銀行信託会社に預入れ若しくは信託し、或は国公債に換え保管する

ものとする

第十八条 年度末に於て剰余金の生じた時は、総会の議決を得てその全部若しくは一部を翌年度に繰越すか又は積立金

として積立てるものとする

第十九条 本会の毎年度の歳入歳出予算は年度開始前に総会の議決を経、事業計画書と共に京都府知事に届け出なければならぬ

ばならない

歳入歳出決算は年度終了後一ヶ月以内にその年度末財産目録と共に監事の監査を経、理事会の議決を経て総

会の承認を受け、且つこれを京都府知事に届け出なければならない

第二十条 本会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第六章 役員

第二十一条 本会に左の役員を置く

(一) 会長 一名

(一) 副会長 二名

(二) 理事 十五名以内

(三) 監事 二名

会長、副会長は理事とする

第二十二條 役員は次により選任する

(一) 会長 総会に於て会員中より選任する

(二) 副会長、理事 会員中より会長が指名委嘱する

(三) 監事 総会に於て選任する

なお理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない

第二十三條 会長は本会を代表し会務を統理する

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する

理事は会務を分掌する

監事は民法第五十九条に規定する職務を行なう

第二十四條 役員は任期は二年とする、但し再任を妨げない

第二十五條 役員は任期満了後と雖も後任者の就任あるまではその職務を行なうものとする

第二十六條 役員に欠員を生じた場合の補欠役員は前任者の任期は前任者の残任期間である

第七章 顧問、相談役

第二十七条 本会に顧問、相談役若干名を置くことができる

第二十八条 顧問、相談役は学識経験者並びに本会に特に功労のあった者を理事会の議決を経て会長が委嘱する

第二十九条 顧問、相談役は理事会の諮問に応ずるものとする

但し表決に加わることはできない

第八章 議

第二十八条 会議は総会、理事会の二種とする

第二十九条 総会はこれを定時総会と臨時総会とする

定時総会は毎年五月又は六月に会長が招集し、臨時総会は理事会が必要と認めたととき会長が招集する

但し緊急必要なる事項の生じたる場合は理事会の決議を以って総会の決議に代える事ができる、此の場合次

の総会に報告しなければならない

第三十条 会員の三分の一以上からその目的と理由を文書で示して臨時総会開催の要求があった場合は三十日以内に臨

時総会を招集しなければならない

第三十一条 左の事項は総会の議決又は承認を得なければならない

- (一) 定款の変更
- (二) 収支予算及び決算
- (三) 基本財産の設定及び処分

四 本社の解散

(五) 細則の決定

会長は左の事項につき総会に報告しなければならない

(一) 会務、事務の概況

(二) 理事会に於ける決議事項

第三十二条 総会は会員総数の五分の一以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない

総会の議決は出席者の過半数を以って決する

可否同数のときは議長の決するところによる

止むを得ない理由のため出席出来ない会員は予め通知された事項についてのみ書面を以って表決をなし又は

代理人に委任することが出来る

この場合に於て、書面による表決又は委任はこれを出席と認める

第三十三条 総会の議長は会長を以って充てる

第三十四条 左の事項は理事会の議決又は承認を要する

(一) 支部の認定

(二) 寄附された金品の收受、及び処分

(三) 毎年度の予算計画の設定及び変更

四 剰余金又は損失の処理並びに借入金

(五) 総会に付議すべき事項

(六) その他重要事項

第三十五条

理事会は理事をもって組織し、会長が必要と認めた場合招集することができる
監事は理事会に出席し、意見をのべることができる

但し表決に加わることができない

第三十六条

理事会についての細則は別にこれを定める

第九章 定款の変更及び解散

第三十七条

この定款は総会の議決を経、且つ京都府知事の認可を得なければ変更することができない

第三十八条

本会は会員の四分の三以上の同意を得、尚京都府知事の認可を得て解散することができる

第三十九条

前条により解散したときの残余財産は総会の議決を得、公共団体に寄附するものとする

第四十条

本会が解散したときは理事が清算人となる

第四十一条

但し総会の議決により会員中からこれを選任することが出来る

第四十二条

本会の公告は会報及び京都新聞紙上によつてする

第十章 附則

第四十二条

本定款の実施に必要な事項は細則の定めるところによる

第六章 飛 翔（新会館建設）

一 新会館建設に至る迄の経過

昭和三十九年三月十五日、京都が全国に先がけて柔整師会館を建設した。

古い記録が無いために詳細は不明ではあるが、当時の関係官庁から助成を受け、本会々員から罹法料は、打撲・捻挫は五回分、骨折・不全骨折の申請には八回分を、その上一年分の申請の何割かと言う事で、十万円、七万円、五万円、三万円等の割当が有るなど、五、六百万円の資金作りに、当時の幹部諸氏が大変なご苦勞をされた様である。

会館が出来た当時は会員数六、七十名程度で、会館で總會を行ない、又折詰弁当を囲んで招待した来賓の方々と、懇親会を数年行なった。

その後高度経済成長時代に入り、大幅な料金アップ等があり、漸く柔整師の生活も安定に向かったのである。

昭和五十年代に入り柔整師を志望する人が急増し、ご多分に洩れず京都も二十年前の約三倍になり、当然の事乍ら總會

はおろか研修会も出来ない手狭な会館になった訳である。

それを見越して、昭和四十年代に久家恵第五代会長が、将来会館が出来る時の基金にと、百万円の御寄付をされ、又全員の申請書（労災・民生を除く）に対して、四分を乗じた金額を定率会費として納め、そのうち保険事業に必要な経費を差引き、残りを備蓄しつつ鋭意建設資金造りに励み、約十五年をかけて、一億三千万円の基金を得ることが出来た。

建設資金の備蓄が進むにつれて、昭和五十六年頃より、いよいよ建設用地探しがはじまった。

旧会館が京都市の土地でもあり、資金の関係もあって、やはり京都市の土地を借用する事が出来れば最善と、本会顧問の福島市議員、北川市議員両先生に御世話願った。一、三候補地もあったが、帯に短かし褌に長しで、なかなか適当な所が見つからなかったところ、東山福祉事務所新築移転に伴い、その跡地はどうかとのお話があり、検討の結果最適な土地と決断、昭和五十七年四月二十七日福島市議員を通じ、木下助役に面会し建設用地借用の内諾を得、四月二十九日の総会に於いて、発表された。

他方資金面においても、本会顧問の徳田府会議員の御努力により、補助金として京都府より、七千万円が決定し、建設委員会の投票で、山本・西原建築設計事務所が設計担当と決まり、次いで入札の結果、建設業者を株式会社長村組と決定し、いよいよゴーサインが出た。



二 新会館建設用地のこぼち開始

新会館の建設用地である——京都市東山区大和大路五条下ル芳野町七九ノ二——東山福祉事務所が、新庁舎へ移転完了し、いよいよ同事務所建物のこぼち、取り壊し作業が、昭和五十八年五月二十六日に開始された。

埋蔵文化財の有無等についての調査もしながら、作業がすすめられたが、建設用地の東北角の一部に僅か乍ら、国有地（昔、川が流れていて現在は廃川になって埋められ、そこに公共下水道が通っている）のあることが判り、国有地占有許可申請等、関係官庁に手続きのため、起工式が予定日より遅れることになった。

三 起 工 式

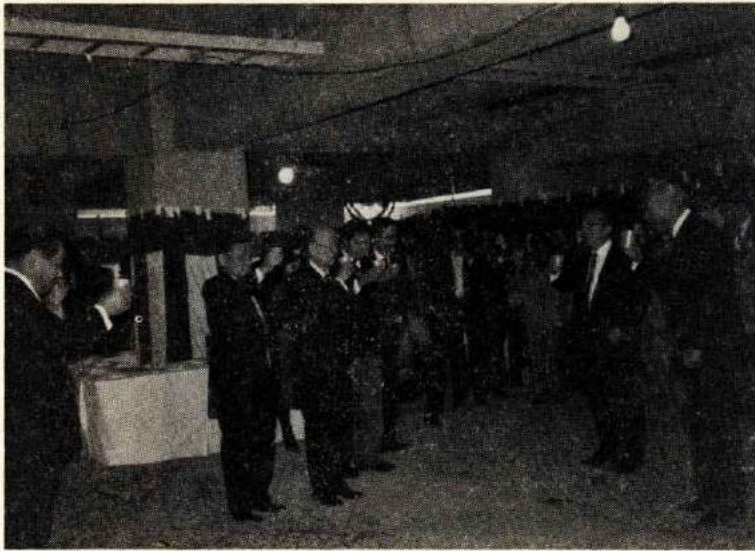


新会館建設用地の国有地に関する問題も、手続きが完了し九月二十二日（大安）午後二時より、当所に於いて、その土地の永遠の安泰と工事の安全を祈願して、起工式が厳粛に執り行なわれた。

起工式は、塩小路通堀川の道祖神社が祭主となられ、御来賓に、京都府知事代理尾崎府衛生部長、京都市長代理木下助役、本会顧問徳田府會議員、同福島市會議員、関係官庁、隣組長の方々をお迎えし、株式会社社長村組社長、山本・西原建築設計事務所長、本会々々長代理片川副会長、役員、会員有志の方々多数が参列して執り行なわれた。

式次第通りに神事が挙行された後、京都府知事、京都市長からの御祝辞、本会々々長代理片川副会長の挨拶が行なわれ、参列者一同御神酒にて乾杯、めでたく式を終了した。

尚、この起工式の三日前に中村会長が、お身体の不調から入院され、また式の前日に沢田副会長も入院され、両氏とも御出席になれず誠に残念でしたが、片川副会長が会長代理をお務めになり、新会館の起工式は無事に終了する事が出来た。



四 上 棟 式

昭和五十九年二月十二日午前十時より、建築中の新会館一階駐車場に於いて、上棟式が執り行なわれた。

昭和五十八年九月二十二日の起工式以後、十二月一日二階部分、十二月十四日三階、同二十八日には四階、昭和五十九年一月二十三日五階、二月六日には最上部の鉄骨が組みあがり、無事二月十二日の上棟式を迎える事が出来た。

上棟式は、片川新会長の祈願、挨拶に続き、山本・西原建築設計事務所長、株式会社社長村組専務の挨拶、参列者一同、今日迄無事故で来れた事への感謝と、今後の安全を祈願した。

式典終了後、参列者各々が階段を昇り、「ここが会議室だ。」「いや道場だ。」と、喧々諤々。行き届いた設備とモダンな新会館の完成後に思いをはせらし、竣工予定日に向かい、今後共無事なる事を祈りつつ、建物内を巡回した。

五 完 成 迫 る

上棟式執行後の新会館建設工事は、建物の内外とも順調に進行し、四月中旬に建物の外周を覆っていた外枠が取り除かれ、堂々とした京都府柔道整復師会館の全容が、五条通りに御目見得した。建物の外観は斬新で落ち着きがあり、その界限でひととき目立っている。

五月末に工事の殆どが完工する予定であり、六月十七日には待望の会館竣工記念と、社団法人設立三十周年記念の両式典が併せて挙行される予定である。



第七章 本会の功績に依り賞を受けた会員

(敬称略)

叙 賞 勲 章 員 表

田中寛成 勲五等瑞宝章(昭和四十八年七月九日)

久家 恵 勲五等瑞宝章(昭和五十年四月二十九日)

中村治一郎 勲六等单光旭日章(昭和五十五年四月二十九日)

厚生大臣表彰

中村治一郎 勲(昭和五十三年十月二十八日)

沢田宗右衛門 勲(昭和五十八年六月四日)

婦 一 賞

稲葉太郎 勲(昭和四十六年六月六日)

久家 太 恵 (昭和四十六年六月六日)

田中 寛 成 (昭和四十六年六月六日)

中村 治一郎 (昭和五十八年六月四日)

日整会長表彰(会員功労賞)

久家 太 恵 (昭和五十三年十月二十八日)

大石 弘 (昭和五十三年十月二十八日)

羽山 清次郎 (昭和五十三年十月二十八日)

沢田 宗右衛門 (昭和五十三年十月二十八日)

永年業務精励会員表彰

塩見 太 門 (昭和五十六年十二月五日)

青木 治太郎 (昭和五十六年十二月五日)

大倉 基 弘 (昭和五十六年十二月五日)

岡村 忍 (昭和五十八年六月四日)

功労を認められた会員

優秀通信員賞（日整広報）

沢田 宗右衛門（昭和四十五年二月二十八日）

沢田 宗右衛門（昭和五十年五月三十一日）

片川 吉雄（昭和五十二年六月五日）

京都府知事表彰

沢田 宗右衛門（昭和五十九年六月十七日）

片川 吉雄（昭和五十九年六月十七日）

足立 幸雄（昭和五十九年六月十七日）

原 健（昭和五十九年六月十七日）

塩見 太門（昭和五十九年六月十七日）

第八章 縣 職 制 如

第八章 組織構成

一 本会の現況

昭和五十九年四月七日現在、本会の現況は次の通りである。

- (一) 会の名称 社団法人 京都府柔道整復師会
- (二) 事務所所在地 京都市中京区西ノ京中保町六十一（昭和五十九年六月に新会館へ移転）
- (三) 建物の規模 一階部分七十九・二㎡、二階部分二十八・〇五㎡ 収容人員約百名
- (四) 支部の名称と区域、及び支部会員数

正会員 一八三名

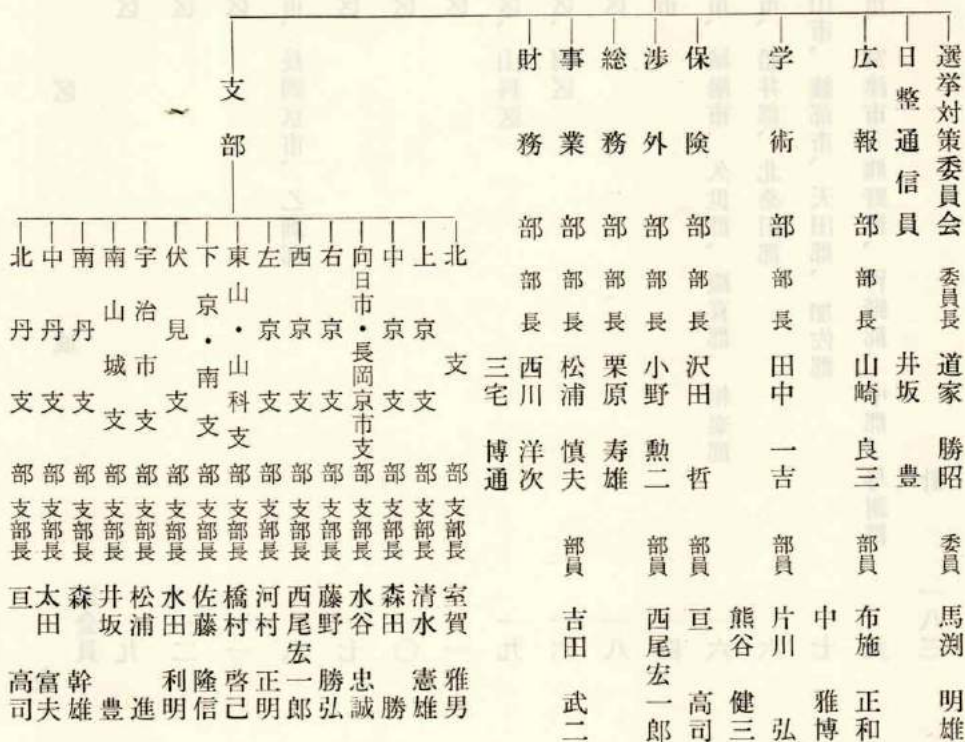
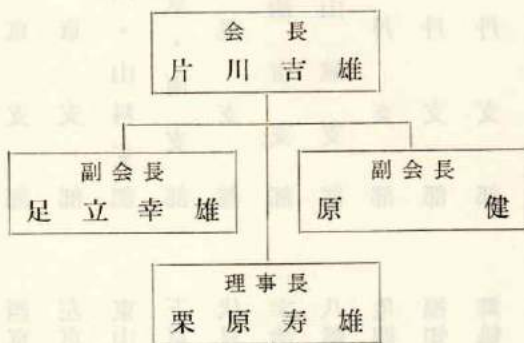
準会員 一七名

会員総数 二〇〇名

支部の名称	区	域	正会員	準会員	員数
北支部	北区		九	一	一〇
上京支部	上京区		一二	一	一三
中京支部	中京区		一一	一	一一
向日市・長岡京市支部	向日市、長岡京市、乙訓郡		八	一	八
右京支部	右京区		一七	四	二一
西京支部	西京区		一〇	一	一一
左京支部	左京区		一一	二	一三
東山・山科支部	東山区、山科区		一九	二	二一
下京・南支部	下京区、南区		一六	一	一七
伏見支部	伏見区		一八	一	一八
宇治市支部	宇治市		一四	一	一五
南山城支部	八幡市、城陽市、久世郡、綴喜郡、相楽郡		一六	一	一七
南丹支部	亀岡市、船井郡、北桑田郡		六	一	六
中丹支部	福知山市、綾部市、天田郡、加佐郡		七	二	九
北丹支部	舞鶴市、宮津市、熊野郡、竹野郡、中郡、与謝郡		九	一	一〇
計			一八三	一七	二〇〇

組 織 図 (昭和59年4月現在)

名誉会長 沢田 宗右衛門
 顧問 羽山 清次郎
 相談役 塩見 太門
 " 水本 正夫
 理事 吉岡 佐太郎
 監事 橋村 七衛
 " 黒木 道太郎



青 年 部	
部 長	和 田 好 浩
副 部 長	中 雅 博
幹 事	黒 木 健 二
"	今 井 修
"	黒 木 由 紀 夫
"	山 口 善 彦
"	河 本 良 一

事 務 所	
事 務 長	加 藤 良 子
事 務 長 補	大 江 憲 男
事 務	杉 浦 英 子
"	河 野 照 世
"	堀 江 貞

黒木由紀夫、山口善彦、橋村啓己、松浦進、清水憲雄、和田好浩、河本良一、河村正明、藤野勝弘

圖京畿(管支)部

(治區凡十部區區)



(五) 顧問

京都府知事

林田 悠紀夫

右京区常盤神田町一四ノ三 ハイラーク双ヶ丘三〇八

元衆参議院議員

小川 半次

北区衣笠尊上院町二十二

衆議院議員

永末 英一

東山区今熊野南日吉町四〇

//

奥田 幹生

山科区西野岸ノ下町五十五

//

谷垣 禎一

伏見区向島二の丸町三七三―三

//

野中 広務

船井郡園部町美園町六号

//

伊吹 文明

下京区仏光寺通新町東入糸屋町二一九

参議院議員

植木 光教

左京区山端森本町二十九

//

上田 稔

中京区御幸町御池西北角 京都旅館会館3F

京都府会議員

徳田 善一

西京区桂大縄町三十四ノ二

京都市会議員

福島 滋弥

上京区浄福寺通寺之内上ル東入ル

//

北川 あきら

西京区桂春日町五十八

宇治市会議員

江口 辰造

宇治市槇島町一の坪

医学博士

稲葉 虎太郎

下京区東洞院通四条下ル

//

美馬 陽

北区小山西花池町五ノ九

//

川上 登

左京区川端東竹屋町六十

医学博士 室賀龍夫 北区北大路烏丸西入ル
 公認会計士 菱田多賀志 中京区上押小路通御前東入ル北側
 税理士 羽山清次郎 上京区今出川通七本松東入
 本会々々員

(六) 相談役

本会々々員 塩見太門
 本会々々員 水本正夫

(七) 役員

名誉会長 沢田宗右衛門 理事 小野勲二
 会長 片川吉雄 田中一吉
 副会長 足立幸雄 三宅博通
 〃 原健 井坂豊
 理事長 栗原寿雄 道家勝昭
 理事 松浦慎夫 沢田哲
 〃 吉岡佐太郎 橋村七衛
 〃 西川洋次 黒木道太郎
 〃 山崎良三

(八) 支部長

北支部 室賀雅男 下京・南支部 佐藤隆信

上京支部	清水憲雄	伏見支部	水田利明
中京支部	森田勝	宇治支部	松浦進
向日市・長岡京支部	水谷忠誠	南山城支部	井坂豊
右京支部	藤野勝弘	南丹支部	森幹雄
西京支部	西尾宏一郎	中丹支部	太田富夫
左京支部	河村正明	北丹支部	亘高司
東山・山科支部	橋村啓己		

(九) 京都府柔道整復師会々員(昭和五十九年四月七日現在)(順不同)

北支部

正会員

室賀雅男	北区北大路新町東入ル南入ル	木村昭二	北区紫野十二坊町一三の五
和田好浩	北区大宮一ノ井町二二の九	中村一正	北区紫野東藤ノ森町一四
堀部正一	北区紫野花の坊町九の四	田中賢次	北区小山東元町二〇
木挽幸夫	北区紫野東舟岡町一七~一四	梅田真佐夫	北区紫野東藤ノ森町二ノ一〇
松下賢治	北区紫野東舟岡町五九		

準会員

田野秀一 北区北大路新町東入ル南入ル室賀方

上京支部

正会員

- 高野 清 上京区丸太町通猪熊西入ル
- 増田 総一郎 上京区塔の段毘沙門町四五九の一
- 竹中 茂 上京区御前通今出川下社家長屋町六九一
- 山田 悦男 上京区智恵光院通出水上ル金馬場町一七五―四
- 清水 憲雄 上京区室町通寺ノ内上ル下柳原北半町二一〇
- 尾本 秀雄 上京区大宮通り一条上ル下石橋町七二三
- 増田 貴弘 上京区塔の段毘沙門町四五九の一
- 永沢 利彦 上京区大宮通り寺ノ内下ル西入 新美濃部町
- 児玉 正己 上京区上長者町小川東入有春町一七九
- 佐々木 健 上京区下長者町通六軒町東入南側七番町三〇〇―三
- 植道 郁三 上京区五辻通千本東入西五辻東町三八
- 木下 慶治 上京区堀川通寺之内下ル芝ノ下町五一

準会員

- 羽山 清次郎 上京区今出川通七本松東入ル

中京支部

正会員

- 片川 吉雄 中京区壬生西土居ノ内町一六
- 栗田 豊郎 中京区壬生坊城町一
- 岡田 昇 中京区壬生森町一〇
- 小野 勲二 中京区御前通り仏光寺角
- 片川 弘 中京区壬生西土居ノ内町一六
- 南 実 中京区西洞院六角下ル池領町四一七
- 高木 音治 中京区壬生坊城町六
- 山口 善彦 中京区聚楽廻り南町一九―四五
- 森田 勝 中京区壬生東高田町一六
- 北浦 昭雄 中京区三条坊町二の二
- 野村 元一 中京区西ノ京小倉町四―三

向日市・長岡京市支部

正会員

田中 一吉 向日市寺戸町小佃

木村 進 長岡京市神足二丁目一三一一九

中原 進 長岡京市奥海印寺坂ノ尻一の二

田村 治夫 長岡京市長岡一丁目六十五

右京支部

正会員

老田 清一 右京区太秦藤ヶ森町三五

岡村 忍 右京区梅津北町六五

三宅 博通 右京区嵯峨天童寺油掛町三の一

原 健 右京区西京極郡町一〇三一

山崎 良三 右京区宇多野福王子町九の二

阪井 徹 右京区西大路通綾小路西入角三二

福岡 敏勝 右京区谷口園町九の四

八木 高大 右京区西京極南方町七二

梅本 靖二 右京区太秦安井藤ノ木町一一

副会員

水谷 忠誠 長岡京市勝竜寺一六番一七号

西野 和弘 向日市上植野町南開六一四

清水 要三 向日市物集町ヲサン田一〇一一五

松嶋 和人 長岡京市野添一丁目一七一六

川島 多一 右京区常盤草木町三三

藤野 勝弘 右京区梅津大繩場町二一一一五

菅野 泰二郎 右京区太秦組石町二一八〇

遊道 明信 右京区太秦棚森町三一六

小林 賢二 右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町三四

林山 慶成 右京区太秦和泉式部町五一

北村 千春 右京区花園巽南町九

小西 登 右京区山ノ内山ノ下町一九

準会員

高畑吉範 右京区太秦安井藤ノ木町三

原弘二 右京区西京極郡町一〇三一一

西京支部

正会員

西吉徳 西京区桂長町一三の八四

金山剛 西京区大原野上里男鹿町一五の一三

高橋玉雄 西京区榎原口戸一の一六

堀康三 西京区大枝西新林町六―九―一一

熊谷健三 西京区桂坤町二九

準会員

高橋均 西京区榎原口戸一の一六

左京支部

正会員

熊谷隆男 左京区北白川久保田町三七の四

福島清人 左京区田中大久保町二三

河合正史 左京区吉田近衛町銀座二六

原昇 右京区西京極郡町一〇三一一

太田雅己 右京区西京極東町四三

西尾宏一郎 西京区桂野里町五〇―四七

谷口弘 西京区大原野上里北ノ町一二八四

山村政男 西京区桂下豆田町四一の一三

酒谷良計 西京区上桂宮ノ後町三七 国府ビル二F

近松利光 西京区大枝南福西町二丁目五―二

栗原寿雄 左京区東丸太町四三の七

河村正明 左京区下鴨松原町二九―一一

中村相文 左京区高野上竹屋町八

山本真彦 左京区高野竹屋町二七―二七

西川雅善 左京区下鴨松ノ木町四

橋本昇 左京区岩倉東五田町二七

準會員

河合勝元 左京区吉田近衛町銀座二六

東山支部

正會員

松浦慎夫 東山区東大路渋谷下ル

奥谷喜代司 東山区本町一七丁目三五―一三

山科支部

正會員

橋村七衛 山科区竹鼻堂の前町一の二二

黒木道太郎 山科区榎ノ辻草海道町三六

小宮定男 山科区大宅御供田町二の四

井上彰二 山科区西野左義長町二六―五五

橋村啓己 山科区竹鼻堂の前町一の二二

釜洞良雄 山科区日ノ岡堤谷町四三番地の二

小山松寿 左京区浄土寺下馬場町一八

門田正 左京区岡崎黒谷町三四―四

岡島順 左京区岩倉幡枝一二〇三

太田慶造 東山区大黒町通松原下ル二丁目山城町二八五

福島光義 山科区御陵久保町五二―八

松山剛 山科区北花山大林町八―八

土田彰 山科区東野南井ノ上町一六―五

三間義之 山科区竹鼻西ノ口町四四

藤田巖 山科区檀川町五八―一〇二

目加田健二 山科区安朱堂後の町六

野口良栄 山科区西野離宮町二の一 (F三一五)

高岡敬一 山科区川田菱尾田町二〇十一四〇

堀部正儀 山科区川田菱尾田町一九一二五

準会員

黒木修 山科区柳ノ辻草海道町三六

下京支部

正会員

木下末次郎 下京区六条通新町西入ル

和田豊 下京区西七条北東野町一〇九

明石勝年 下京区西木屋町七条上ル新日吉町一三〇

佐藤隆信 下京区下松屋町通り花屋町上ル突抜一丁目三三三

準会員

和田重治 下京区西七条北東野町一〇九

南支部

正会員

西川洋次 南区東九条柳下町五〇

西川正子 南区東九条柳下町五〇

橋村恵三 山科区音羽稲芝町三八一七

本間利忠 山科区竹鼻堂の前町一十二二

三田英之 山科区竹鼻堂の口四四〇

土田 山科区東野南町ノ土田一六二五

山田 山科区北山山科町八十八

山田 山科区南町八条西二一八

林啓史 下京区四条烏丸西入 大平住宅ビル四階

谷口正美 下京区松原通木屋町下ル材木町四三〇

岡本正吾 下京区大宮通松原上ル高辻大宮町一一二二

黒木由紀夫 下京区七条御所ノ内北町三〇一一

黒木由紀夫 下京区七条御所ノ内北町三〇一一

準会員

準会員

準会員

準会員

平川照雄 南区西九条西柳ノ内町二八の五

王生勝己 南区吉祥院三の宮西町七九の三

富島 敏子 南区西九条東寺東門前町三二
金井 保樹 南区吉祥院西浦町七七

池田 昭雄 南区御前通り九条下ル
藤田 徹 南区吉祥院中河原里西町三六

伏見支部

正会員

沢田 宗右衛門 伏見区向島庚申町一二一の三

近藤 桂市 伏見区納所薬師堂町一一一九六

村上 隆 伏見区西大手町三一二

岡村 正秀 伏見区石田大山町四一八一

水本 正夫 伏見区銀座三丁目三一七の五

加藤 邦男 伏見区深草北新町六八五―八

水田 利明 伏見区京町三丁目一八九

織田 多四郎 伏見区深草瓦町二―二一

栗田 幸治郎 伏見区海老屋町一〇〇六

佐々木 茂 伏見区石田森東町三一―二

布施 正和 伏見区淀本町一七四の六九

今井 健二 伏見区小栗栖中山田町一五―一三

片桐 寛 伏見区竹田内畑町一五九―三四

村田 清春 伏見区石田大受町三一―一六八

道家 勝昭 伏見区桃山町養齊三の三七

村上 秀明 伏見区深草仙石屋敷町二四―一五

沢田 哲 伏見区向島庚申町一二一の三

宮越 良一 伏見区墨染町七三四

宇治市支部

正会員

岡島 数一 宇治市神明石塚二

田子 武 宇治市菟道丸山一

松浦 進 宇治市小倉町神楽田三八の一五七

広谷 正己 宇治市五ヶ庄二番割三三

神谷 久雄 宇治市宇治妙楽一四六の五

布施 誠 宇治市伊勢田町名木一の二七

足立 幸雄 宇治市小倉町新田島一〇の三〇

玉置 博康 宇治市小倉町西浦二九の三

大槻 榊美 宇治市木幡内畑二三の一三

準 会 員
広谷 元己 宇治市五ヶ庄二番割三三

南山城支部

正 会 員

松本 憲郎 綴喜郡田辺町田辺久戸三二

井坂 豊 城陽市寺田樋尻一二一三

中井 秀雄 久世郡久御山町大字林小字八幡講一の七六

馬淵 明雄 八幡市八幡荘源氏垣内三五の六
山田ビル一階

河本 良一 綴喜郡田辺町大字河原小字食田一〇一五七

吉田 武二 城陽市枇杷庄鹿背田一〇四一六

西中 治 相楽郡木津町大字木津小字川端六九の二

中村 己津彦 城陽市久世北垣内一の八二

南 賢三 宇治市大久保町井ノ尻二一四

橋本 睦夫 宇治市小倉町南浦一五の二一六

向出 憲司 宇治市槇島町大幡七〇

玉置 喜章 宇治市小倉町西浦二九の三

杉山 祿文 宇治市神明宮東一〇三の一三

中 雅博 城陽市平川横道七の一六

笹岡 正典 城陽市中樋ノ上三三一六

大久保 洋子 綴喜郡田辺町松井ヶ丘一丁目二の二一

合谷 純夫 城陽市久世下大谷六の一二番地

横林 行治 城陽市枇杷庄西ノ口四八一九

藤田 浄法 八幡市西山和氣一一番地の七

鎌田 康則 城陽市平川中道表二一六

安本 成男 城陽市寺田水渡坂一五一八八

準会員

井川正三 綴喜郡田辺町薪城ノ内三の四

南丹支部

正会員

平井 栄 船井郡八木町八木字鹿草三六

森 幹雄 船井郡園部町小山東町三五

山下 武 亀岡市篠町篠下北裏町三六一九

中丹支部

正会員

塩見 太門 福知山市北本町一一〇

太田 富夫 福知山市堀内田町一九六一の一

松本 庄 福知山市内記一丁目一〇の八五

東田 馨 福知山市字土東野町一一一七の三八四

準会員

織田 繁樹 福知山市長田一八八の一二

斎藤 厚男 亀岡市安町中島四〇一一

長沢 登 船井郡丹波町字上野小字垣内四六

畑 吉昭 亀岡市安町七二

塩見 金幹 福知山市北本町一一〇

的場 修 福知山市猪崎七五四―三二

水原 暁 綾部市本町五丁目二九

前田 邦親 福知山市長田二〇四五

北丹支部

正会員

吉岡 佐太郎 舞鶴市敷島通五条東入ル

上山 紋兵衛 竹野郡網野町字下岡

菅原 伝 寿 舞鶴市余部上一四

野田 清隆 舞鶴市字浜四八四

亘 高 司 舞鶴市四条通朝日南入ル字浜九七二

久保 清嗣 中郡峰山町字杉谷八〇五

小林 適 宮津市万町六〇四の二

松本 吉一 中郡峰山町字杉谷九一六

横嶋 誠 竹野郡網野町字網野一四三八十一

準会員

菅原 不二雄 舞鶴市余部上一四

事務職員

事務長 加藤 良子 小山東職三三員

杉浦 英子

事務長補 大江 憲男 八木字職〃六

河野 照世

五會員

堀江 貞

南丹支部

井川 五三 舞鶴市南丹支部

準会員

現 会 員

北
支
部



和田好浩



中村一正



梅田真佐夫



田野秀一

準
会
員



堀部正一



木挽幸夫

(五十音順)



松下賢治



木村昭二



室賀雅男



田中賢次

上
京
支
部

(五十音順)



永沢利彦



佐々木健



植道郁三



増田総一郎



清水憲雄



尾本秀雄



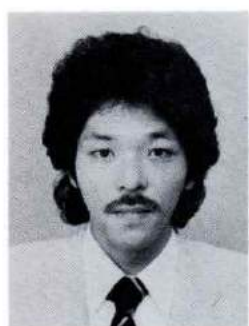
増田貴弘



高野清



木下慶治



山田悦男



竹中茂



児玉正己

準
会
員



羽 山 清次郎

中
京
支
部

(五十音順)



南 実



北 浦 昭 雄



岡 田 昇



森 田 勝



栗 田 豊 郎



小 野 勲 二



山 口 善 彦



高 木 音 治



片 川 吉 雄



野 村 元 一



片 川 弘

右
京
支
部

(五十音順)



菅野 泰二郎



北村 千春



梅本 靖二



原 健



小西 登



老田 清一



林山 慶成



小林 賢二



岡村 忍



福岡 敏勝



阪井 徹



川島 多一



準
会
員

原 昇



遊 道 明 信



藤 野 勝 弘



準
会
員

太 田 雅 己



三 宅 博 通



準
会
員

高 畑 吉 範



八 木 高 大



準
会
員

原 弘 二



山 崎 良 三

西 京 支 部

(五十音順)



堀 康 三



谷 口 弘



金 山 剛



山 村 政 男



近 松 利 光



熊 谷 健 三



高 橋 均

準
会
員



西 吉 徳



酒 谷 良 計



西 尾 宏 一 郎



高 橋 玉 雄

向日市、長岡京市支部

(五十音順)



中原 進



木村 進



西野 和弘



清水 要三



松嶋 和人



田中 一吉



水谷 忠誠



田村 治夫

左
京
支
部

(五十音順)



橋本 昇



栗原 寿雄



門田 正



福島 清人



小山 松寿



河合 正史



山本 真彦



中村 相文



河村 正明



岡島 順



西川 雅善



熊谷 隆男

準
会
員

準
会
員



河 合 勝 元

東
山
支
部



太田慶造

(五十音順)



奥谷喜代司



松浦慎夫

山
科
支
部

(五十音順)



橋村啓己



高岡敬一



井上彰二



橋村恵三



土田彰



釜洞良雄



福島光義



野口良栄



黒木道太郎



藤田巖



橋村七衛



小宮定男

準
会
員



黒 木 修



堀 部 正 儀

準
会
員



本 間 利 忠



松 山 剛



三 間 義 之



目 加 田 健 二

下
京
支
部

(五十音順)



和田重治

準
会
員



佐藤隆信



明石勝年



谷口正美



岡本正吾



林啓史



木下末次郎



和田豊



黒木由紀夫

南
支
部



西川洋次



王生勝己



西川正子



池田昭雄

(五十音順)



平川照雄



金井保樹



藤田徹



富島敏子

伏見支部

(五十音順)



沢田 宗右衛門



加藤 邦男



今井 健二



沢田 哲



栗田 幸治郎



岡村 正秀



道家 勝昭



近藤 桂市



織田 多四郎



布施 正和



佐々木 茂



片桐 寛



村上 秀明



水田 利明



村田 清春



水本 正夫



宮越 良一



村上 隆

宇治市支部

(五十音順)



橋本 睦夫



杉山 祿文



足立 幸雄



広谷 正己



田子 武



大槻 樹美



布施 誠



玉置 博康



岡島 数一



松浦 進



玉置 喜章



神谷 久雄



南 賢 三



向 出 憲 司



広 谷 元 己

準
会
員



南
山
城
支
部

(五十音順)



中 村 己 津 彦



合 谷 純 夫



井 坂 豊



西 中 治



笹 岡 正 典



大 久 保 洋 子



藤 田 浄 法



中 雅 博



鎌 田 康 則



松 本 憲 郎



中 井 秀 雄



河 本 良 一

準
会
員



井川正三



馬淵明雄



安本成男



横林行治



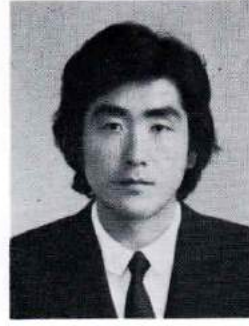
吉田武二

南
丹
支
部

(五十音順)



森 幹 雄



齊 藤 厚 男



山 下 武



長 沢 登



畑 吉 昭



平 井 栄

中
丹
支
部

(五十音順)



前田邦親

準
会
員



松本庄



太田富夫



的場修



塩見太門



東田馨



塩見金幹



織田繁樹

準
会
員



水原暁

北
丹
支
部



亙 高 司



野 田 清 隆



上 山 紋 兵 衛



菅 原 不 二 雄

準
会
員



松 本 吉 一



久 保 清 嗣

(五十音順)



横 嶋 誠 一



小 林 遼



吉 岡 佐 太 郎



菅 原 伝 寿

事
務
職
員



堀江 貞



事務長 加藤 良子



事務長補 大江 憲男



河野 照世



杉浦 英子

新 入 会 員
正 会 員
(昭和五十九年五月六日入会) (五十音順)



平 田 耕 之
京都市伏見区新町14丁
目275-2



雨 森 治
京都市中京区釜座通夷
川下ル大黒町682



森 田 忠 彦
京都府綴喜郡田辺町大
住大坪42-10



柴 田 宗 宣
京都市左京区下鴨東高
木町25-8



中 山 正 隆
京都市伏見区西大手町
311

二

退会者名簿

(昭和五十九年四月七日迄・物故者を含む)

(五十音順)

- | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 久家 恵 | 岸田 治郎 | 川島 敬一郎 | 香西 勤平 | 音川 八郎 | 大倉 基弘 | 梅本 暉二 | 岩田 金三郎 | 井上 厚 | 伊藤 蔵三 | 飯野 畊助 | 明田 勇 | 青木 しげ子 |
| 熊谷 源吉 | 北川 清 | 河田 政一 | 片川 弥吉 | 尾本 愛之助 | 大山 登 | 遠藤 清 | 上野 秀慶 | 井上 保夫 | 稲川 光伸 | 家元 丈夫 | 足立 久一郎 | 青木 治太郎 |
| 栗田 賢一 | 北村 喜三郎 | 河田 弥廣 | 加藤 時男 | 尾本 総一郎 | 老田 準司 | 遠藤 操 | 上山 清一 | 今井 昭夫 | 稲葉 太郎 | 石本 軍平 | 荒川 幸男 | 青木 信一 |
| 栗田 三郎 | 木下 末敏 | 河本 秀雄 | 加藤 仁志 | 角田 収 | 岡田 徳一 | 大石 弘 | 内海 文雄 | 今井 達夫 | 稲葉 大太郎 | 石本 泰嗣 | 栗生 助世夫 | 明石 輝信 |
| 栗原 民雄 | 久家 マサヨ | 神田 義秀 | 川北 辛枝 | 角田 穰 | 織田 弘文 | 大倉 昌一 | 梅田 佳千夫 | 今西 三郎 | 稲葉 裕二 | 石原 直司 | 安藤 孝 | 赤松 徳明 |

松井むつみ	布施留八	原正幸	丹羽博	鳴海種四郎	中島敬太	寺野靈乘	谷村薫	田中寛成	高見美治	高島正行	諏訪末松	島津六三四	坂井壽敬	斉藤ヤス	香原勝一	久留宮勇吉
松浦新	福島春蔵	平岡丈太	昇久能	永田永二郎	中島健吉	富島徳蔵	田畑昇太郎	田中宅治	高橋大江	田形茂一	高池又吉	清水巖	坂井文成	斉藤勇二郎	小山陽市	桑田清
松浦美雄	藤原浅次	平田良吉	羽柴吉五郎	西木与七	中島健治	鳥越寿	丹野重陽	谷北光司	高比鹿之丞	高田賢一	高木善四郎	清水誠一	佐金敏一	佐伯巖	斉藤貞雄	胡井剛一
松浦正嘉	前野靖	福井克己	初田岩太郎	西富美子	中村治一郎	中井三石衛門	塚原一八男	谷口健二	多田新松	高田利正	高木マツエ	清水久次郎	佐藤武夫	佐伯政春	斉藤善一郎	高坂三愛
真継弘平	松井正信	福田吉三郎	林伊太郎	西田敏夫	中村弘	中川信夫	辻本義一	谷端廣稔	多田憲雄	高野勇一	高木葉子	砂田松治郎	佐藤法賢	阪井昇	斉藤弥一郎	高坂義孝

真繼 真一	真繼 猛	松谷 輝一	松田 勇治郎	松本 武一郎
松本 得一	松本 泰介	水田 重次郎	水本 正秋	道端 徹
南与惣右衛門	蓑藤 操	三橋 忠	三好 三郎	三好 正三郎
村上 甬	室賀 徳三	森 康之助	森 幸夫	森 利三郎
森島 磯市	安田 治三郎	安田 政一	柳井 徹也	山口 喜一
山田 安治郎	山村 利雄	湯浅 儀太郎	吉沢 一喜	吉田 嘉一
米原 実平	渡辺 太三郎	渡辺 竹市	亘 ヲヨ	(敬称略)

数少ない、印刷の消えかけたガリ刷りの資料しか残っておらず、充分注意して作成したものの、誤字や名簿より抜けている方がおられるかと思われます。誤字・名簿から抜けている方を御存知の方は、事務所又は広報部迄御一報下さい。

尚、誤字や記載もれの方には、編集委員一同、心よりお詫び申し上げますと共に、次回掲載の折には、誤りなき様訂正する事をお約束することで、平に御容赦下さいます様お願い申し上げます。

資料提供者

(順不同)

参考資料

香西 暁氏

日整六十年史

沢田 宗右衛門氏

日本接骨医学史

片川 吉雄氏

日整広報

足立 幸雄氏

柔道タイムス

阪井 昇氏

橋村 七衛氏

柔道整復術公認四十年史

三上 実氏

羽山 清次郎氏

速報

沢田 宗右衛門氏

高野 清氏

にわとこ

片川 吉雄氏

山中 井秀雄氏

京柔整会報

片川 吉雄氏

竹中 茂氏

三上 実氏

三上 実氏

布施 正和氏

三上 実氏

三上 実氏

南松 浦慎夫氏

三上 実氏

三上 実氏

編集後記

思えば、昭和五十八年五月若葉の香りもさわやかな頃、社団法人設立三十周年記念誌編集委員会が、初めて接骨師会館に於いて開かれ、故中村会長・現沢田名誉会長・片川会長・足立副会長・他編集委員が出席、「本会に於いては、会の歴史を知る会史とか記念誌の類は、今までに刊行されたことがない。古い時代の資料・記録等は非常に乏しいが、来年法人三十周年を迎えるに当たり会の歴史を正しく後世に伝えるためにも、この機会に是非とも記念誌の編纂をしてほしい。」と要望されました。

そして、其の要望に広報部が全面的にお手伝いする形で、早速資料集めから開始する事になりました。

それ以後は、幾度となく、接骨師会館に集まり、集めた資料を前に編集会議を繰り返してまいりました。

先輩諸先生方から、本会が過去に新会と旧会に分裂していた当時の状況や出来事、それに記録・資料が全く無い時代のこと等についてお話しして頂き、資料収集作業を進めていきました。

年が明けて、本会の高野先生はじめ、諸先生方からも貴重な写真や原稿が寄せられ、又、大正九年十月に初めて実施された第一回の柔道整復術試験に合格され、京都府知事免許第一号を受けられた斯界の大先輩、香西勘平先生の写真が、岡山県在住のお孫さんから届くなど、編集委員を大いに感激させ、勇気づけられました。

四月中頃には、前史から第八章までの編集を終え、やっと印刷にまわすことが出来ました。

乏しい資料の中から、何とか纏めることが出来たのは、会員諸先生方の御協力のお蔭ですが、沢田名誉会長御苦心の

「速報」・「にわとこ」と、片川会長編集の「京柔整会報」に依るところが大きかったと言っても過言ではありません。又、整復術史等については、「日整六十年史」からも引用させて頂きました。

編纂に携わって行く中、先人達の血と汗の滲むような御苦心と、あらゆる困難に挫折することなく耐えて、今日の業界発展の基礎を築きあげられた御苦労が偲ばれます。

我々は、未だ未だ法的に弱く、これからの世代には、柔道整復術の研鑽とその医学的研究の向上により一層励み、全会員の一致団結した力が必要であることを感じました。

本記念誌には、過去の有りの儘の姿を、正しく伝えることが使命と考えてまいりました。しかし、何分にも不慣れで、御不満な点多いかと思われませんが、何卒御容赦の程を。

又、五十年史、百年史と、更に充実した記念誌となりますよう次の世代の先生方に託したく希って居ります。

最後に、編集委員の並々ならぬ御努力と、印刷を引き受け種々アドバイスしていただいた、株式会社平田弘文堂社長平田公文氏に対し心から感謝致します。

山崎 良三

編集委員長

山崎良三

副委員長

井坂豊

委員

布施正和

”

和田好浩

”

河本良一

”

中本雅博

編集委員
相談役会

足立幸雄

社団法人設立三十周年記念誌

(非売品)

昭和五十九年五月二十六日 印刷
昭和五十九年六月十七日 発行

発行者

京都市東山区大和大路五条下ル芳野町九ノ二
社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

印刷所

京都市下京区西洞院通り松原下ル永倉町番〇一
株式会社 平田弘文堂

